

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月25日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー
(Morgan Stanley Asset Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 アンドリュー・マック
(Director, Andrew Mack)
取締役 ウィリアム・ジョーンズ
(Director, William Jones)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレ
ヴェ通り6B番
(6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 坂 田 絵里子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【事務連絡者氏名】 弁護士 佐々木 弘 造
弁護士 山 崎 寛 也
弁護士 藤 田 元 康
弁護士 坂 田 絵里子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【電話番号】 03(6212)1200

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー
(Morgan Stanley Money Market Family)
米ドル・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券
が発行・募集される。
上限見込額は以下のとおりとする。
米ドル・ファンド 30億米ドル(約3,627億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.90円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

(Morgan Stanley Money Market Family)(以下「トラスト」という。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。トラストは、サブ・ファンドとして米ドル・ファンド(以下「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド受益証券」または「ファンド証券」という。)をもつアンブレラ型ファンドである。

米ドル・ファンドを「モルガン・スタンレー 米ドル MMF」または「米ドルMMF」と呼称することがある。

ファンド証券について、発行者である管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

米ドル・ファンドについて、30億米ドル(約3,627億円)を上限とする。

(注1) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.90円)による。

(注2) トラストおよびファンドはルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

各申込受付日に計算される各受益証券1口当たり純資産価格

(5)【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位

ただし、

- ・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうちファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。
- ・ひろぎんウツミ屋証券株式会社における申込みの申込単位は、申込日にひろぎんウツミ屋証券株式会社が決定する為替相場に基づき10万円相当額の口数以上1円単位、または、10万口以上1口単位とする。
- ・株式会社三菱東京UFJ銀行における窓口で円貨を指定した場合の申込単位は1万円以上1円単位とし、窓口で外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。
三菱東京UFJダイレクトで円貨を指定した場合の申込単位は10米ドル相当額以上1円単位、三菱東京UFJダイレクトで外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。
- ・東海東京証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうち、ファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、東海東京証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。
なお、上記単位は変更されることがある。
- ・農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所における申込単位は、申込日に農林中央金庫が決定する為替相場に基づき1万円相当額の口数以上1円単位とする(農林中央金庫では販売を行っていない。)。

(7) 【申込期間】

平成27年12月26日(土)から平成28年12月26日(月)まで

ただし、ルクセンブルグおよびニューヨークでの銀行営業日でかつ、ニューヨーク証券取引所の取引日である日本における証券会社および銀行の営業日(ただし、12月24日および日本における12月の最終営業日を除く。)(以下「ファンド取引日」という。)に限り申込みの取扱いが行われる。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社三菱東京UFJ銀行

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(以下「東海東京証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

ひろぎんウツミ屋証券株式会社

広島県広島市中区立町2番30号

(以下「ひろぎんウツミ屋証券」という。)

株式会社SBI証券

東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー

(以下「SBI証券」という。)

農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所および農林中央金庫(東京都千代田区有楽町一丁目13番2号)(農林中央金庫では販売を行っていない。)

(以下、上記各社を「日本における販売会社」ということがある。)

(注) 上記証券会社および銀行の日本における本支店および営業所または出張所において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、日本における販売会社による別段の定めのない限り申込みが行われたファンド取引日の翌ファンド取引日(以下「払込期日」という。)までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのファンド口座に払込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(1 2) 【その他】

1 引受等の概要

(a) 日本における各販売会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(Morgan Stanley Investment Management Limited)(以下「主販売会社」という。)との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

(b) 日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」という。なお日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、販売会社をも含むものとする。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求のステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー(State Street Bank Luxembourg S.C.A.)(以下「登録・名義書換事務代行会社」という。)への取次ぎを行う。

(c) モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(Morgan Stanley Asset Management S.A.)(以下「管理会社」という。)はモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下「モルガン・スタンレーMUF G証券」という。)をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

2 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は原則として円貨で支払うものとし、ファンドの基準通貨(米ドル)と円貨との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社のファンドの基準通貨(米ドル)の預金口座への振込みによりかかる通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのファンド口座にそれぞれ払い込まれる。

3 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国民および同国居住者以外の者に対してのみファンド証券の販売を行うことができる。

ただし、欧州経済領域またはその一部に住所を有する者もしくは登記された組織に対するファンド証券の販売活動は行われない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とする。

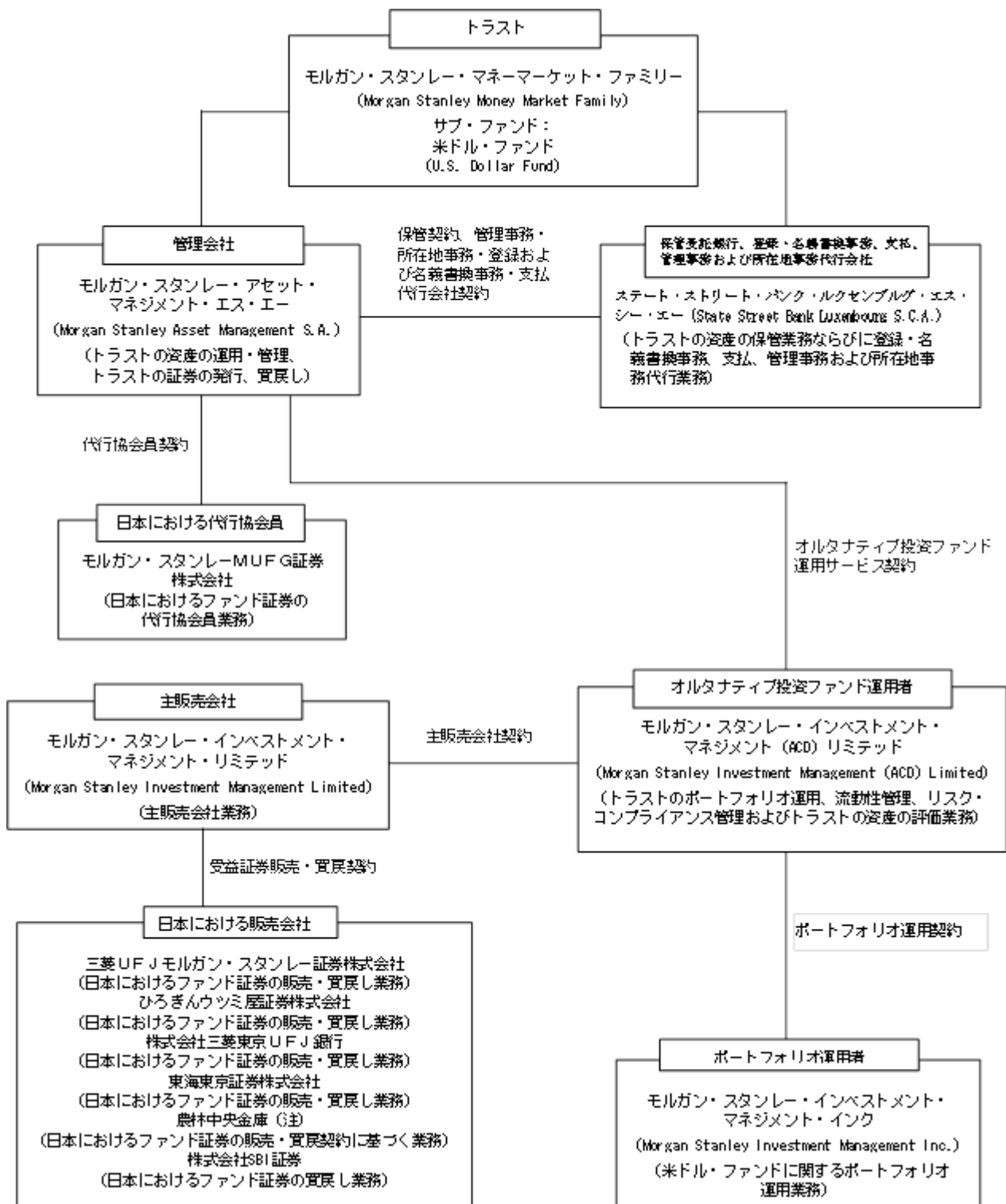
ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。

(2)【ファンドの沿革】

1988年11月21日	管理会社の設立
1997年6月20日	トラスト約款締結
1997年7月24日	米ドル・ファンドの運用開始
1998年5月28日	トラスト変更約款締結
1998年7月1日	豪ドル・ファンドの運用開始
1998年7月21日	ニュージーランド・ドル・ファンドの運用開始
1998年10月5日	トラスト変更約款締結
2001年2月23日	トラスト変更約款締結
2002年8月20日	豪ドル・ファンドの解散
2002年9月26日	ユーロ・ファンドの運用開始
2003年12月9日	トラスト変更約款締結
2004年1月7日	トラスト約款の効力発生
	投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年12月20日法」という。)のパート に服する。
2006年8月16日	トラスト変更約款締結
2006年8月25日	トラスト約款の効力発生
	ニュージーランド・ドル・ファンドの解散
2007年9月6日	ユーロ・ファンドの解散
	トラスト変更約款締結
2007年9月20日	トラスト約款の効力発生
2007年12月12日	トラスト変更約款締結
2007年12月26日	トラスト約款の効力発生
2012年10月1日	トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生
2014年7月22日	トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生
2015年12月25日	トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

管理会社およびファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー (Morgan Stanley Asset Management S.A.)	管理会社	約款に基づき、トラスト資産の運用・管理、トラストの証券の発行・買戻し業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD) リミテッド (Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited)	オルタナティブ投資ファンド運用者	オルタナティブ投資ファンド運用サービス契約(注1)の規定に基づき、管理会社により任命され、トラストのポートフォリオ運用、流動性管理、リスク・コンプライアンス管理およびトラスト資産の評価業務を行う。
ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.)	保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社	保管契約(注2)ならびに管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約(注3)に基づき、トラスト資産の保管業務ならびに登録および名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク (Morgan Stanley Investment Management Inc.)	ポートフォリオ運用者	ポートフォリオ運用契約(注4)に基づき、ファンドのポートフォリオ運用業務を行う。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Morgan Stanley Investment Management Limited)	主販売会社	オルタナティブ投資ファンド運用者との間の主販売会社契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻しに関連する業務等、主販売会社としての業務を行う。
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	日本における代行協会員	米ドル・ファンドの受益証券に関する1997年6月20日付代行証券会社契約(注5)に基づき、日本における代行協会員業務を行う。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎんウツミ屋証券株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 東海東京証券株式会社 農林中央金庫(注7) 株式会社SBI証券	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注6)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

(注1) オルタナティブ投資ファンド運用サービス契約とは、管理会社によって任命されたオルタナティブ投資ファンド運用者がポートフォリオ運用、リスク管理、流動性管理等の業務を行うことを約する契約である。

(注2) 保管契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引き渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務を行うことを約する契約である。

(注3) 管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約とは、管理会社によって任命された登録および名義書換事務・支払・管理事務・所在地事務代行会社がファンド証券の発行、買戻事務の代行、純資産価格の計算および記帳等ファンドの管理事務を行うことを約する契約である。

(注4) ポートフォリオ運用契約とは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって任命されたポートフォリオ運用者が、ファンドのポートフォリオ運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

- (注5) 代行証券会社契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。
- (注7) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

管理会社の概況

(イ)設立準拠法

ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(その後の改正を含む。)(以下「1915年8月10日法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1988年11月21日に設立された。

1915年8月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

2011年1月1日以降、管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法第16章に基づき投資信託の管理会社としての資格を有している。

(ロ)会社の目的

目的は、投資信託の設立ならびに管理運営を行うことである(ただし、最低1本のルクセンブルグ法に基づく投資信託を管理しなければならない。)

(ハ)資本金の額

2015年10月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約66百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約18万1,350円)の記名株式365株を発行済である。

(ニ)会社の沿革

1988年11月21日設立。管理会社の定款に対する直近の変更は2012年5月15日に行われ、2012年8月3日付でメモリアル紙に掲載された。定款はルクセンブルグの商業および法人登記所に預託されて、閲覧することができ、また写しを入手することができる。

(ホ)大株主の状況

(2015年10月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インク (Morgan Stanley International Holdings Inc)	アメリカ合衆国デラウェア州19801、 ウィルミントン、 オレンジ・ストリート1209	364	99%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約(約款)によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ形式による契約型投資信託である。2011年1月1日以降、トラストは投資信託に関する2010年12月17日法のパート に服する。トラストのサブ・ファンドである米ドル・ファンドの受益証券は、需要に応じて、またルクセンブルグ法ならびに約款に従い、関連ファンド取引日のいつでも、その時の純資産価格で販売され、またトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)の要求に応じて、関連ファンド取引日のいつでも、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができ、各サブ・ファンドはトラストにおける別個の資産および負債に相当する。サブ・ファンドに関する、またはサブ・ファンドの設定、運用もしくは清算に関して生じる投資家および債権者の権利は、かかるサブ・ファンドの資産に限定される。サブ・ファンドの

資産は、もっぱら、当該サブ・ファンドの投資家の権利およびかかるサブ・ファンドの設定、運用または清算に関して生じる請求を行う債権者の権利を充足するために利用される。投資家間の関係性において、各コンパートメントは独立した存在とみなされる。本書の日付日現在、ファンドはトラストの唯一のサブ・ファンドである。

準拠法

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグ法である。

また、トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法、大公令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」という。)の命令および通達等の規則に従っている。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「オルタナティブ投資ファンド運用者」または「AIFM」という。)に関する2011年6月8日付の欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EUを実施する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有しており、CSSFの監督に服している。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

イ CSSFに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ内外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CSSFによるファンドおよびファンドの設定・募集書類の事前の承認ならびにCSSFの投資信託一覧表へのファンドの登録が必要とされる。また、ファンドの年次財務報告書に記載された会計情報は、認可法定監査人による監査を受けなければならない。さらに、年次財務報告書および半期財務報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、(6) 監督官庁の概要、財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載したように、前述の年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、認可法定監査人により監査されなければならない。トラストの認可法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, *Société coopérative*)である。さらに、トラストは、金融庁通達97/136(金融監督委員会の通達08/348により改正済み。)に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

ロ 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の事務所において受益者はこれを無料で入手することができる。トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は電子メールもしくはその他の電磁的送信方法により交付されるか、または電磁的に受益者が入手することができる。

報告書にはファンドに関する個別の情報とトラストに関する総合的な情報が含まれる。年次報告書は、貸借対照表、損益計算書、ファンドの資産構成明細表、監査人の報告書、活動報告書、活動の記載対象期間中に生じたすべての重要な変更に係る通知、その非流動性により特別措置の対象となるファンド資産の比率(かかる資産がファンドによって保有されている場合)、さらには既存の特別措置の概要、ファンドの流動性管理に係る新規の取決め、ファンドの現在のリスク特性、利用されているリスク管理システムおよび活動中にスタッフに対してオルタナティブ投資ファンド運用者から支払われた報酬レベルに関する情報が含まれる。受益者に対して定期的に開示することが義務付けられている情報(ファンドの流動性に関する特別措置または新規の取決め、ファ

ンドのリスク特性およびリスク管理、ファンドのために活用されるレバレッジの最大限度額、転担保権、レバレッジの取決めに基づき付与された保証および活用しているレバレッジの総額等)はディスクロージャー・レターによって受益者に開示される。

トラストまたは管理会社に関して公表されるべきその他の財務情報は、ファンドの受益証券の日々の純資産価格および当該評価の停止を含め、管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、保管受託銀行および支払代行会社の事務所において公表される。

ファンドの純資産価格、発行価格および買戻価格ならびに過去の運用実績は、管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者および保管受託銀行の事務所において公表される。

受益者に対する通知はすべて、受益者名簿に記載される住所宛に送付される。

なお、約款の全文(その変更を含む)はルクセンブルグの商業および法人登記所において閲覧することができる。目論見書および約款の変更ならびに受益者に対する通知は、ルクセンブルグ法に基づく公告に加えて、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞に公告されることがある。目論見書はウェブサイトで交付することができる。ただし、いかなる場合も、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供されるものとする。

AIFM法の定めるところにより受益者に開示されるすべての情報は、オルタナティブ投資ファンド運用者が適切とみなす方法により、受益者はこれをオルタナティブ投資ファンド運用者から入手することができる。

日本における開示

イ 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における一億円以上のファンド証券を募集する場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求があった場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするとき、または他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

ロ 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合、または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。ファンドの運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されるが、受益者から交付の請求があった場合には、交付される。

(6)【監督官庁の概要】

管理会社およびトラスト(ファンドを含む)はCSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ ルクセンブルグにおいて設定されたすべての投資信託は、2010年12月17日法第129条および第130条に従いCSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

2010年12月17日法は、(i)パート が適用される投資信託(通達2009/65/ECにより認められた譲渡性のある証券および/またはその他の商品を投資対象とし、その受益証券または投資証券が受益者の要求に応じて信託資産によって直接または間接的に買戻されるもの)と(ii)パート が適用される投資信託(通達2009/65/ECにより認められたもの以外の譲渡性のある証券およびその他の商品を投資対象とするものまたはパート が適用されないルクセンブルグで設立された投資信託)を区分している。トラストは、パート 投資信託として設定されており、受益証券につき、欧州連合またはその一部において公衆に対する販売活動は行われぬ。

ロ 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)で、欧州連合加盟国に所在し、ルクセンブルグでの受益証券の販売を希望し、かつ欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付通達2009/65/ECの要件に適合していることが設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、UCITSの所在加盟国の監督当局がCSSFに通知を行うとともに、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの金融機関を任命する場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。UCITSは、所在加盟国の監督当局がCSSFに通知を行った日からルクセンブルグの市場にアクセスできるものとする。

ハ 外国法に準拠して設立または設定され、運営されているクローズド・エンド型(非調整投資信託)以外のその他の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。かかる投資信託は、受益者に支払いを行い、受益証券を買戻すためにルクセンブルグ国内で設備を確保するために金融機関を任命しなければならず、かつ、提供が義務付けられている情報をルクセンブルグの受益者に確実に提供するために必要な措置を取らなければならない。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

ルクセンブルグ以外のクローズド・エンド型投資信託(調整UCITSを除く。)は、ルクセンブルグの2005年7月10日付譲渡性のある証券の目論見書に関する法律を遵守することを条件として、ルクセンブルグにおいてその受益証券を販売することができる。かかる投資信託は、2010年12月17日法に定める監督官庁の監督に服さない。

2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)に基づきオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)とみなされる投資信託は、AIFMD第 章および第 章を遵守すること、およびオルタナティブ投資ファンドの運用者(通達において定義される。以下「AIFM」という。)によって運用が行われる投資信託が第三国において設定された場合はAIFMD第66(3)条の適用を条件として、加盟国において販売を行うことができる。

二 ルクセンブルグで設立された管理会社は、CSSFまたはCSSF担当大臣(調整UCITSを除くルクセンブルグ以外の投資信託の管理会社の場合)の承認を必要とし、かつ登録を要する。CSSFがすべての申請を検討する。

認可の取得を希望する管理会社は、2010年12月17日法に定める一連の要件を遵守しなければならず、調整UCITSを除くルクセンブルグ以外の投資信託の管理のみを行っている場合には、金融業界に関する1993年4月5日法(その後の改正を含む。)に定める要件を遵守しなければならない。

管理会社は、投資信託の管理業務を行い、(付随業務としてのみ)自己資産の管理を行っているため、2010年12月17日法第16章に服する。ただし、少なくとも1本以上のルクセンブルグ法に基づく投資信託を管理しなければならない。

登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、CSSF規則または通達を遵守しない場合、認可法定監査人を有しない場合、またはその認可法定監査人が受益者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は商事事件を扱う地方裁判所の決定により解散および清算されうる。商事事件を扱う地方裁判所は、検察官が請求を行うことで自発的に、またはCSSFの請求によって、()2010年12月17日法第2条および第87条に定める投資信託で、CSSFのリストへの登録が最終的に拒絶もしくは取消されたものについて、または()2010年12月17日法第2条および第87条に定める投資信託の一つもしくは複数のコンパートメントについて、かかるコンパートメントの認可が拒絶または取消された場合は、解散を宣告し、清算を命じるものとする。ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。所在加盟国の監督当局は、当該上場廃止についてCSSFより通知を受ける。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。ただし、2005年4月6日以降は、公衆に対する販売を目的とする公告宣伝(ファンドから受益者に送付される目論見書および通知を除く。)はCSSFの承認を得るために提出する必要がない。CSSFは、書類が適用ある法律、政令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。申請者についての承認はルクセンブルグのUCITSまたは投資信託のオフィシャル・リストへの登録により公表される。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、認可法定監査人の監査を受けなければならない。認可法定監査人は、財務状況その他に関する情報が2010年12月17日法またはその執行規則の重大な違反を構成する、投資信託の継続的な機能に影響を及ぼす、または計算書類の証明を拒絶するもしくは計算書類の証明に条件を課す可能性があると判断した場合には、その旨をCSSFに報告する義務を負う。認可法定監査人は、投資家に対して提供された情報が、投資信託の財務状況ならびに資産および負債を正確に記載していないと確認する場合、CSSFに対しさらに報告を行う。同じ趣旨で、認可法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の帳簿、記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

CSSFは、認可法定監査人が要件を充足しない場合または2010年12月17日法第154条に定める義務を履行しない場合には、当該投資信託の上場を拒絶または廃止する。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資の基本方針および投資対象

投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とする。

管理会社は、ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。上記の投資方針および目的は、実績の保証をするものではない。

ファンドは、以下の米ドル建ての格付の高い有価証券および証書のみを投資対象とする。

()取得時に、その当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券および証書に関連する金融商品(買戻し契約等の義務)を考慮した上で、397日を超えないもの、または

()要項の定めにより、または当該証券もしくは証書に関連する金融商品の効果により、当該証券および証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているもの。

ファンドの米ドルベースの加重平均満期は通常は60日以下であり、加重平均残存年限は120日を超えない。

有価証券は、スタンダード&プアーズもしくはムーディーズによりA格以上の格付けを有するか、またはその他の国際的に認知された格付機関により同様に評価されるか、または管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはその任命する代行会社が同様の信用力を有すると決定した発行体の債務証券である場合に格付の高いものであるとみなされる。

ファンドは、米国財務省証券、米国政府の機関や下部機構が発行しまたは利息もしくは元本の支払について保証する証券またはこれらの証券により担保された買戻条件付契約(現先契約)に投資する。

ファンドはまた、格付けの高いコマーシャル・ペーパー(CP)、優良な銀行および金融機関が発行する債務証券(譲渡性預金証券(CD)、定期預金および銀行引受手形(BA)を含む。)、米国内外の企業が発行する格付けの高い短期債務証券、米国以外の政府、その機関または下部機構(国際機関を含む)が発行、保証する短期債務証券のような種類の米ドル建債務証券にも投資する。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資を行わない。

ファンドは、投資信託に対する投資を、短期マネー・マーケット・ファンドの定義に従う投資信託への投資に限定する。

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と売戻条件付契約(逆現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証券を売却しない。買戻条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される。

ファンド資産の50%超は、日本国の法令または当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)の2010年5月19日付ガイドライン10-049の定めにより、ファンドは短期マネー・マーケット・ファンドとみなされる。ファンドは、上記のファンドの投資対象で詳述されたように、デリバティブおよび/または譲渡性のある債券以外の金融商品に投資を行う予定はない。

レバレッジは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって常に管理され、グロス法に基づくファンドの純資産価格の100%、およびコミットメント法に基づくファンドの純資産価格の100%を超えないものとする。

受益者は、該当する場合、レバレッジの最大水準に対する変更を定期的に通知されるものとする。

本書においてレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約もしくは売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

レバレッジの水準は、ファンドの純資産価格の割合として表され、ファンドのエクスポージャーとその純資産価格の比率を示している。ファンドのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」という二つの累積的手法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者によって計算される。グロス法はファンドの全体的なエクスポージャーを提供するのに対して、コミットメント法は、ファンドが利用するヘッジとネットティングの技法に関する情報を提供する。

ファンドは短期の加重平均満期および加重平均残存年限を維持するため、ファンドへの投資は、ファンドが長期の加重平均満期または加重平均残存年限を維持する場合と違い、損失のリスクは低く投資家へのリターンが見込まれると期待されている。

管理会社の取締役会は、CSSFの事前承認を条件として、ファンドの投資目的および方針、ならびに投資制限を修正する権利を有する。この場合、ファンドの受益者は、修正の効力発生日以前に通知され、買戻手数料を負担せずに自身の受益証券の買戻しを請求し、または可能な場合には、自身の受益証券を、別のサブ・ファンドの同一クラスもしくは別クラスの受益証券に転換する権利が与えられる。トラストの約款および目論見書は、管理会社の取締役会によって決定された修正を反映するために更新される。

(2) 【投資対象】

上記の(1) 投資方針を参照。

(3) 【運用体制】

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用およびリスク管理を担当する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、特定の流動性管理、コンプライアンス管理のサービス、および管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをオルタナティブ投資ファンド運用者指令(以下「AIFMD」という。)の規定に従って提供する。なお、目論見書および約款に記載されている投資方針および投資目的に従う。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのポートフォリオ運用業務の枠組みにおいて、管理会社の取締役会と協力してトラストおよびファンドの目的、方針、戦略および投資制限の詳細を決定する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの投資目的を達成することを目指して一任的に投資決定を行い、トラストの資産を運用する。オルタナティブ投資ファンド運用者はそのポートフォリオ運用業務のすべてまたは一部を、自己の裁量においてAIFMDの関連規定に従い、金融行為規制機構に対する事前通知を条件として、第三者に委任することができる。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に係るすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。オルタナティブ投資ファンド運用者はそのリスク管理業務のすべてまたは一部を自己の裁量においてAIFMDの関連規定に従い、金融行為規制機構に対する事前通知を条件として、第三者に委任することができる。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドについて、投資戦略、流動性プロファイル、および買戻し方針との間の整合性を確保する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために独自の流動性管理システムおよび手続きを設計しており、ファンドの流動性プロファイルがその義務に沿ったものとなるようにし、また特に目論見書および約款の規定に従って受益者の買戻し請求に応じることができるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常および例外的な状況の下でのファンドの流動性リスクを評価および測定するために、定期的にストレス・テストを実施する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、流動性を管理するために目論見書および約款の特定の規定に依拠することができ、例えば、正味買戻し額が特定の限度額を超えた場合には買戻しが繰り延べられる可能性がある。流動性管理方針はオルタナティブ投資ファンド運用者が少なくとも年に1回は見直しを行い、場合によっては更新する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのために注文を執行する際または執行注文を出す際に可能な限り最良の結果を得るため、最良執行方針を採用している。受益者は、請求によりオルタナティブ投資ファンド運用者から最良執行方針についての情報を得ることができる。

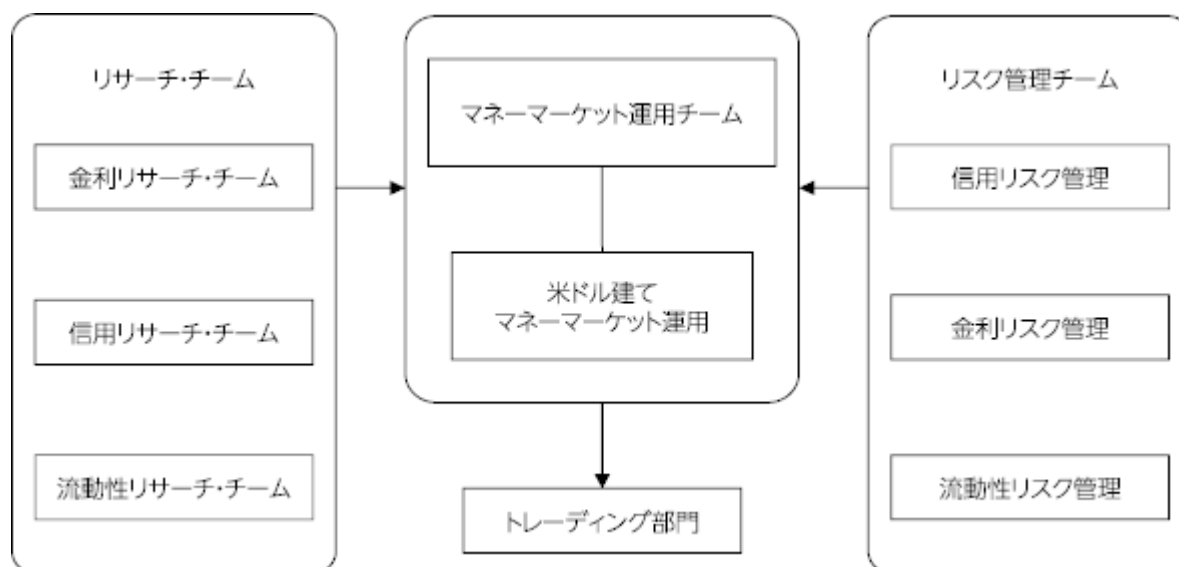
オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産に関して議決権戦略を採用している。この方針の概要およびかかる方針に基づいて行われた行為の詳細は、請求によってオルタナティブ投資ファンド運用者から入手できる。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、その意思決定手続きおよび自身の組織構造が受益者の公正な取り扱いを確保するものであるよう努める。オルタナティブ投資ファンド運用者は、受益者が継続的に公正かつ衡平に取り扱われることを確保するものとする。どの受益者に対しても優先的取り扱いは認められないものとする。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストに関する日々の特定のポートフォリオ運用業務をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「ポートフォリオ運用者」という。)に委託している。

ポートフォリオ運用者はポートフォリオ運用者として行為し、オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督とAIFMDの規定に従い、ファンドの資産の投資および再投資に関する投資一任業務を行う。

オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督に従って行われるポートフォリオ運用者における運用体制は、以下の通りである。



米ドル建てマネーマーケット運用はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクのマネーマーケット運用チームが担当する。

ファンドの運用に当たっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクのリサーチ・チームからの情報を活用する。組入証券の売買については、マネーマーケット運用チームから組織的に独立したトレーディング部門が執行する。オルタナティブ投資ファンド運用者が行っている独自のリスク管理に加えて、ポートフォリオ運用者のリスク管理業務が投資プロセスの一部に組み込まれている。

(4) 【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々行う。新たに発行されるファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日(支払日)(当日を含む。)から買戻請求の受渡日(清算日)(当日を除く。)の期間について、分配金が発生する。毎月の最終ファンド取引日に、当該最終ファンド取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される1口当たりの純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。もし、販売会社または販売ディーラーが受益者のために登録・名義書換事務代行会社にそのように指示した場合、分配金は、これに代わり、関連するファンドの前記最終ファンド取引日の翌ファンド取引日に、支払いをなすことが要求された国において適用される為替規則に従い、小切手または銀行送金により支払われる。

分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限である125万ユーロを下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、関連するファンドに帰属する。

(5) 【投資制限】

ファンドの約款(第6条)に従い、管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守する。

- 1 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできない。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。
- 2 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行者の発行するいずれかのクラスの有価証券の10%を超えて所有することとなるような投資を行うことはできない。管理会社は、当該購入の結果、いずれかの会社または団体のいずれかの種類の有価証券の15%を超えて、トラストと管理会社が運用する他の投資信託とが所有することとなるような購入はできない。この制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する証券には適用されない。上記の10%および15%の制限(同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの)は、ファンドが一発行体の1銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではない。
- 3 管理会社は、支配または経営を目的として投資を行うことはできない。
- 4 管理会社は、ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の投資信託の株式または受益証券に投資を行うことはできない。管理会社は、いかなる会社型投資信託の株式も取得することはできない。管理会社と共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有の関係がある管理会社または他の会社が運用する会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた会社型投資信託または契約型投資信託の場合にのみ認められる。管理会社は、当該株式または受益証券の取得に関する取引に関し、いかなる報酬または費用も請求することはできない。その投資方針がファンドの投資方針と類似していない限り、そのような投資信託には投資しない。さらに、もしファンドとプロモーターが同一の投資信託に投資した場合、発行手数料またはその他の取得手数料および運用報酬または顧問報酬、そのように投資されたファンドの資産について請求されない。ただし、管理会社の取締役会は、ファンドが投資信託に関する2010年12月17日法第175条に従ってマネー・マーケット商品に集合的に投資するのが唯一の目的である投資信託に適用される減税率に適格である限り、管理会社はファンドに代わって他の投資信託の株式または受益証券に投資しない旨決議している。
- 5 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入してはならない。ただし管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券を売買することができる。
- 6 管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属も含まれる。ただし、管理会社は、ファンドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の有価証券の売買を行うことができる。

- 7 管理会社は、ファンドのために、有価証券を信用で購入しない。(ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。)また、有価証券の空売りをしない。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。
- 8 管理会社は、ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。借入れは、一時的措置としてなされるものとする。さらに管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて一部未払証券に投資することはできない。
- 9 管理会社は、上記8記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しない。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、予約契約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する手続は、資産の担保とみなされない。
- 10 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできない。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。さらに本制限は、定期的取引される金融市場証券には適用されない。
- 11 管理会社は、ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用ある証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではない。
- 12 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある有価証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用される場合に限る。
- オプションに関し、
- (a) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合、かつ
-) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを発行することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該オプションの発行の結果生じるポジションを常にカバーできる場合には裏付けのないコール・オプションを発行することができる。
- (c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、有価証券のプット・オプションを発行することができる。

- 13 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および為替先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを発行しもしくは通貨プット・オプションを購入する場合を除いて、為替先渡契約を取得もしくは締結することができない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 当該取引が定期的に行われ、公認かつ公開の規制ある市場において取引される契約である場合。ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、為替先渡売買または為替交換を行うことができる。
- (b) ファンドの一通貨建の取引が原則として同一通貨建の資産総額を超えないものとし、かつかかる資産の保有期間を超えない場合。ただし、この制限は、ファンド証券の通貨の価値を維持する目的のヘッジ取引には適用されない。ただし、当該取引コストがファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、(同一の取引相手方を通じて締結する)クロス取引により関係通貨を買付けることができる。
- 14 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
- (a) 管理会社は、ファンドのために、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、効率的なポートフォリオの運用を目的として、ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク(エクスポージャー)に見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書(上記投資制限12(c)記載の流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な有価証券をファンド内に保有する場合に限る。
- 15 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行わない。
- 16 管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することができる。管理会社は同一の目的で金利コール・オプションを発行し、もしくは金利プット・オプションを購入し、または金利スワップ取引に専門化した高い格付けを有する金融機関と金利スワップ契約を締結することができる。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する総契約額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建でファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできない。
- 管理会社は、ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。
- 管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の権利に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。
- ルクセンブルグでは、2009年6月4日法を通じて国連のクラスター弾に関する条約が批准、発効された。この法律に基づき、すべての法人、事業または企業体は、故意にクラスター弾に係る資金提供を行うことが禁止されている。したがって、管理会社は、トラストを代理して、クラスター弾および子弾の製造を含む事業を行う企業に対する投資を禁止するために策定された方針を採用している。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

3【投資リスク】

ファンドは、米ドル建ての債券等に投資する。そのため、金利変動等による組入債券価格の下落や、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等により純資産価格が下落し、投資元本を割り込み損失を被ることがある。また、ファンドの純資産価格は外貨建てで算出されるため、為替変動により投資元本を割り込み損失を被ることがある。したがって、投資元本は保証されているものではなく、損失を被ることがある。投資信託は預貯金と異なる。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属する。

ファンドが有する主なリスク(これらに限定されるものではない。)

金利変動リスク：市場金利の変動により、証券価格は変動する。金利が上昇した場合債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格が下落する要因となる。また、金利が下落した場合、短期金融商品からの収益(受取利息)が減少する要因となる。

為替変動リスク：ファンドは米ドルを基準通貨としている。したがって、円から投資した場合には、外国為替変動の影響によって円換算した投資元本を割り込むことがある。

信用リスク：ファンドが投資する証券で、政府または政府関連機関により発行されている証券のすべてが、当該政府の明示的かつ完全な信用により裏付けられているものではない。当該政府がこのような裏付けを行っていない場合、結果的にファンドが損失を被り、ファンド証券1口当たり純資産価格が悪影響を受ける可能性がある。

証券、買戻条件付売買契約および先渡契約の取引について、ファンドは、原則として、証券の発行者について、また取引する相手方について、取引が不履行となるリスクを負っている。債務超過、破産またはその他の原因による当該不履行または拒絶により、ファンドは相当の損失を被ることがあり得る。

ファンドは、ファンドが取引所内外で取引を行う相手方当事者またはこれらを仲介して取引を行うブローカーおよびディーラーならびに取引所の信用リスクを負っている。当該当事者の不履行の場合、ファンドは、ファンドの財産に関して、当該当事者の債権者および顧客のすべてに対し分配のため提供される財産につき持分比例分しか回収できないことがある。

市場リスク：ファンドが投資する有価証券は、市場変動リスクおよびその他の短期債務および商品に固有のリスクを負う。これらの有価証券の価額およびその収益により受益証券の価格は下落することもあり、投資者は、投資した元本を回収できないことがある。

政治的リスクおよび規制上のリスク：ファンド資産の価値は、国際的な政治経済的展開ならびに、市況の変動、政府方針の変更ならびに規制上および税金上の変更等の不確定要素により悪影響を受けることがある。

税務リスク：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税務リスク(FATCA その他の外国課税規制に係るリスクを含む)に注意しなければならない。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はない。

リスク管理体制

マネーマーケット運用は元本の保全を主目的としているため、リスク管理は、組入債券の信用リスクおよび金利リスクに重点が置かれている。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に係るすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。オルタナティブ投資ファンド運用者はそのリスク管理業務のすべてまたは一部を自己の裁量においてAIFMDの関連規定に従い、金融行為規制機構に対する事前通知を条件として、第三者に委任することができる。

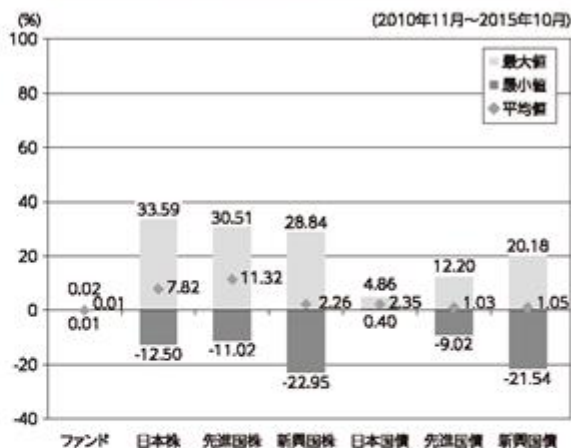
(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2010年11月～2015年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※各資産クラスの指数

資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIワールド・インデックス
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
日本国債	シティ日本国債インデックス
先進国債	シティ世界国債インデックス
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド

- 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出される、浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。
 - MSCIワールド・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権はMSCI, Incが有し、全ての知的財産 (著作権を含む) および指数関連のその他の権利の所有者であり、且つこれらの権利を保有しています。MSCIワールド・インデックスは、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは正味配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは正味配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。
 - シティ日本国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数です。当該指数のパフォーマンスは、円建てで表示されます。
 - シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数のパフォーマンスは、米ドル建てで表示されます。
 - JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (「本指数」) は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.
- 本指数は、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とする指数です。当該指数のパフォーマンスは米ドル建てで表示されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

なし。

(2)【買戻し手数料】

なし。(信託財産留保額は、かからない。)

(3)【管理報酬等】

管理報酬、オルタナティブ投資ファンド運用者報酬およびポートフォリオ運用報酬

管理会社は、ファンドの資産から四半期毎に3,750米ドルの管理報酬(トラスト資産の運用・管理、トラストの証券の発行・買戻し業務の対価として四半期毎に支払われる。)を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産から該当する月中のファンドの日々の平均純資産総額の0.05%(年率)を上限とするオルタナティブ投資ファンド運用者報酬(トラストの流動性管理、リスク・コンプライアンス管理およびトラスト資産の評価業務の対価として毎月支払われる。)を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の0.25%(年率)から3,750米ドルを控除した額を上限とするポートフォリオ運用報酬(トラストのポートフォリオ運用業務の対価として四半期毎に支払われる。)を受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者はこれらのポートフォリオ運用報酬をポートフォリオ運用者に支払うが、ファンドの資産から直接ポートフォリオ運用者に対して、ポートフォリオ運用報酬が支払われるように要請することもできる。

管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者は、販売会社、ディーラー、もしくは管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者の職務遂行に当たり支援を提供し、または管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者もしくはファンドの受益者に対して直接もしくは間接的にサービスを提供するその他の企業に対して、クラスに関連した管理報酬の一部を支払うことができる。

ポートフォリオ運用者および新設のサブ・ファンドに関連して将来的に任命される可能性のあるその他のポートフォリオ運用者、ならびに日本における代行協会員および販売会社は、ファンドの純資産が十分でなくなった場合、ファンドの運用に報酬が及ぼす負担を軽減するために、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができる。半期中に請求される報酬は、継続的な報告書に開示される。

オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、その報酬から特定の受益者に一定の割戻金または払戻金を支払うことを選択し、および/または、ファンドに関する非公開情報を入手する機会を与えるか、もしくは流動性条件の拡大を認めるなど、ファンドの受益者の持分および/もしくはその他の適切な客観的基準に基づき、特定の受益者とその他の取決めを行うことができる。取締役、オルタナティブ投資ファンド運用者およびポートフォリオ運用者は、ルクセンブルグ法および日本法を含むその他の適用ある法律に従って、ファンドの他の受益者が重大な不利益を被らないと認める場合に限り、かかる条件を申し出る。

なお、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、上記については適用がない。

2015年8月31日に終了した年度中に、ファンドはオルタナティブ投資ファンド運用者報酬として96,125米ドルを請求されたが、オルタナティブ投資ファンド運用者はオルタナティブ投資ファンド運用者報酬の全額を放棄することに自発的に同意しているため、2015年8月31日に終了した年度中にファンドからの支払いはなかった。

ポートフォリオ運用者は、その報酬の全額を放棄することに自発的に同意しているため、2015年8月31日に終了した年度中に、ファンドに対する請求は行われていない。

第18会計年度中、ファンドは管理報酬として14,958米ドルを支払い、オルタナティブ投資ファンド運用者報酬およびポートフォリオ運用報酬の支払いはなかった。

保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、ファンド資産から保管報酬を受領する権利を有する。保管報酬は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産総額の0.01%（年率）に基づき、トラスト資産の保管業務の対価として毎月支払われる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、関係するファンドが負担する。

第18会計年度中、ファンドは保管報酬として63,942米ドルを支払った。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の0.08%（年率）を上限とする報酬（日本における代行協会員業務の対価として四半期毎に支払われる。）を受領する権利を有する。

第18会計年度中、ファンドは代行協会員報酬として16,020米ドルを支払った。

日本における販売会社に対する報酬

日本における販売会社は、該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の0.4%（年率）を上限とする報酬（日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務の対価として四半期毎に支払われる。）を受領する権利を有する。日本における販売会社が複数存在する場合、販売会社間の配分は、当該四半期にかかる販売会社が販売したファンド証券の日々の平均残高をもとに決定される。

第18会計年度中、ファンドは販売会社報酬として160,208米ドルを支払った。

(4) 【その他の手数料等】

トラスト、および妥当な場合、ファンドは、次の費用を負担する。

イ) トラストの資産および収益等に課せられる一切の税金。

ロ) 保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬。(立替費用はファンドの運用状況等により変動し、毎月支払われるため、当該費用の料率、上限額を示すことができない。)

ハ) トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料(当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれる。)(取引手数料は取引の性質により定められる一定の金額で、毎月支払われるため、当該手数料の料率、上限額を示すことができない。)

ニ) 登録・名義書換事務代行会社、支払、管理事務および所在地事務代行会社への報酬および費用。(支払、管理事務および所在地事務代行会社報酬は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産総額の250百万米ドルまでについては0.05%(年率)、超過分については0.03%(年率)に基づき、支払、管理事務および所在地事務代行業務の対価として毎月支払われる。登録・名義書換事務代行会社報酬は年間12,000米ドルで、登録・名義書換事務代行業務の対価として毎月支払われる。)

ホ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者または保管受託銀行が負担した法律関係費用(これについては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。)

ヘ) 券面印刷費、約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む)へ提出する費用、上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、トラストの証券の受益者(実質上の受益者を含む)の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する(電磁的方法を利用する場合を含む)費用、会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、弁護士および監査人の報酬、(トラストの証券が上場される場合)証券取引所への上場費用および上場されたトラストの証券のかかる証券取引所での上場維持費用、以上に類似するその他すべての管理費用(これらについては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。)、ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびトラストの証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、資産の順序で控除される。経常費用以外の費用は、2年にわたり償却することができる。

ファンドの資産から管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、その他代理人またはファンドへのサービス提供者に対して支払われる報酬を含む、ファンドの総経費率は、最大で純資産価額の1%の予定である。ファンドが投資する集団投資スキームの報酬、費用および手数料、成功報酬、取引費用、その他の取引手数料は、この計算から除外されている。

第18会計年度中、ファンドはその他費用として553,349米ドルを支払った。ポートフォリオ運用者がファンドに対して297,614米ドルを払戻した。これにより、ファンドから支払われたその他費用の純額は255,735米ドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

本ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。

法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。

法人の益金不算入の適用は認められない。

ファンド証券の転換および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

- (1) 平成28年1月1日以後、受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 日本の個人受益者が平成28年1月1日以後に支払を受けるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。
- (3) 日本の個人受益者について平成28年1月1日以後に生じるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益は、一定の条件に基づき、上場株式等に係る譲渡損益・配当等との損益通算等が可能である。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

米ドル・ファンド

(2015年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
割引債	アメリカ合衆国	134,408,878	48.04
変動利付債	アメリカ合衆国	92,599,526	33.10
	スウェーデン	10,000,000	3.57
	フランス	9,150,213	3.27
譲渡性預金証書	アメリカ合衆国	19,300,000	6.90
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	14,499,534	5.18
小計		279,958,151	100.06
現金・その他の資産(負債控除後)		(171,869)	(0.06)
合計 (純資産総額)		279,786,282 (約33,826百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米ドル・ファンド

(2015年10月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	通貨	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/27/2015	USD	16,100,000.00	16,098,260.21	16,099,161.46	5.75
2	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/18/2015	USD	14,815,000.00	14,814,583.86	14,814,736.62	5.30
3	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	12/10/2015	USD	14,700,000.00	14,698,726.00	14,698,991.42	5.25
4	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/06/2015	USD	14,400,000.00	14,399,337.28	14,399,916.78	5.15
5	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/25/2015	USD	13,300,000.00	13,299,482.64	13,299,629.45	4.75
6	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/16/2015	USD	10,198,000.00	10,197,710.70	10,197,846.02	3.64
7	NATIONAL AUSTRALIA BANK	アメリカ合衆国	変動利付債	0.2847	11/05/2015	USD	10,000,000.00	10,000,180.00	10,000,009.82	3.57
8	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	スウェーデン	変動利付債	0.36575	05/13/2016	USD	10,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	3.57
9	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP	アメリカ合衆国	譲渡性預金証書	0.32	11/02/2015	USD	10,000,000.00	10,000,649.04	10,000,000.00	3.57
10	TOYOTA MOTOR CREDIT	アメリカ合衆国	変動利付債	0.27425	11/17/2015	USD	10,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	3.57
11	UBS AG (STAMFORD BRANCH)	アメリカ合衆国	変動利付債	0.39325	12/14/2015	USD	10,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	3.57
12	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/24/2015	USD	10,000,000.00	9,999,458.33	9,999,694.44	3.57
13	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/13/2015	USD	9,700,000.00	9,699,377.58	9,699,836.99	3.47
14	NORINCHUKIN BANK	アメリカ合衆国	譲渡性預金証書	0.17	11/20/2015	USD	9,300,000.00	9,300,000.00	9,300,000.00	3.32
15	BNP PARIBAS (NEW YORK BRANCH)	フランス	変動利付債	0.6209	11/07/2015	USD	9,150,000.00	9,155,719.14	9,150,213.20	3.27
16	HSBC BANK USA NA	アメリカ合衆国	変動利付債	0.33695	11/24/2015	USD	9,000,000.00	9,000,000.00	9,000,000.00	3.22
17	EXXON MOBIL CORP	アメリカ合衆国	コマーシャル・ペーパー	0.00	11/16/2015	USD	9,000,000.00	8,999,660.00	8,999,720.00	3.22
18	ASB FINANCE LTD.	アメリカ合衆国	変動利付債	0.354	01/05/2016	USD	8,400,000.00	8,400,000.00	8,400,000.00	3.00
19	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.000001	11/10/2015	USD	8,100,000.00	8,099,874.00	8,099,928.00	2.90
20	BANK OF MONTREAL -	アメリカ合衆国	変動利付債	0.28675	11/19/2015	USD	7,500,000.00	7,500,000.00	7,500,000.00	2.68
21	J.P. MORGAN SECURITIES	アメリカ合衆国	変動利付債	0.35685	11/10/2015	USD	7,000,000.00	7,000,658.00	7,000,051.64	2.50
22	ROYAL BANK OF CANADA	アメリカ合衆国	変動利付債	0.3047	01/06/2016	USD	7,000,000.00	6,998,557.30	6,999,255.75	2.50
23	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/04/2015	USD	6,000,000.00	5,999,975.00	5,999,991.67	2.14
24	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	12/17/2015	USD	5,850,000.00	5,849,350.00	5,849,415.00	2.09
25	CMMNLTH BNK OF AUS	アメリカ合衆国	変動利付債	0.3314	11/09/2015	USD	5,000,000.00	5,000,500.00	5,000,205.88	1.79
26	J.P. MORGAN SECURITIES	アメリカ合衆国	変動利付債	0.413	03/01/2016	USD	5,000,000.00	5,000,000.00	5,000,000.00	1.79
27	MACQUARIE BANK LIMITED	アメリカ合衆国	変動利付債	0.4341	04/08/2016	USD	5,000,000.00	5,000,000.00	5,000,000.00	1.79
28	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/02/2015	USD	4,700,000.00	4,699,911.22	4,700,000.00	1.68
29	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/19/2015	USD	4,200,000.00	4,199,816.25	4,199,910.75	1.50
30	TORONTO DOMINION BANK	アメリカ合衆国	変動利付債	0.3111	11/06/2015	USD	3,500,000.00	3,500,000.00	3,500,000.00	1.25

【投資不動産物件】

該当なし(2015年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし(2015年10月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2015年10月末日および同日前1年間の期間における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

米ドル・ファンド

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第9会計年度末(2006年8月31日)	542,168	65,548	0.01	1.21
第10会計年度末(2007年8月31日)	499,705	60,414	0.01	1.21
第11会計年度末(2008年8月31日)	615,942	74,467	0.01	1.21
第12会計年度末(2009年8月31日)	537,307	64,960	0.01	1.21
第13会計年度末(2010年8月31日)	504,197	60,957	0.01	1.21
第14会計年度末(2011年8月31日)	509,178	61,560	0.01	1.21
第15会計年度末(2012年8月31日)	459,299	55,529	0.01	1.21
第16会計年度末(2013年8月31日)	426,118	51,518	0.01	1.21
第17会計年度末(2014年8月31日)	363,985	44,006	0.01	1.21
第18会計年度末(2015年8月31日)	291,209	35,207	0.01	1.21
2014年11月末	321,304	38,846	0.01	1.21
12月末	330,332	39,937	0.01	1.21
2015年1月末	338,522	40,927	0.01	1.21
2月末	327,598	39,607	0.01	1.21
3月末	318,360	38,490	0.01	1.21
4月末	319,023	38,570	0.01	1.21
5月末	298,186	36,051	0.01	1.21
6月末	292,690	35,386	0.01	1.21
7月末	296,451	35,841	0.01	1.21
8月末	291,209	35,207	0.01	1.21
9月末	290,692	35,145	0.01	1.21
10月末	279,786	33,826	0.01	1.21

(注) 米ドル・ファンドは1997年7月24日より運用を開始した。

【分配の推移】

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終ファンド取引日に当該最終ファンド取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

各会計年度中の100口当たり分配金の合計額は、以下のとおりである。

	米ドル・ファンド (100口当たり) (米ドル)
第9会計年度(2006年8月31日終了)	0.0421598
第10会計年度(2007年8月31日終了)	0.0471806
第11会計年度(2008年8月31日終了)	0.0323465
第12会計年度(2009年8月31日終了)	0.0049128
第13会計年度(2010年8月31日終了)	0.0002159
第14会計年度(2011年8月31日終了)	0.0001729
第15会計年度(2012年8月31日終了)	0.0001098
第16会計年度(2013年8月31日終了)	0.0001095
第17会計年度(2014年8月31日終了)	0.0001095
第18会計年度(2015年8月31日終了)	0.0001095

【収益率の推移】

米ドル・ファンド

会計年度	収益率(注)
第9会計年度(2006年8月31日終了)	4.22%
第10会計年度(2007年8月31日終了)	4.72%
第11会計年度(2008年8月31日終了)	3.23%
第12会計年度(2009年8月31日終了)	0.49%
第13会計年度(2010年8月31日終了)	0.02%
第14会計年度(2011年8月31日終了)	0.02%
第15会計年度(2012年8月31日終了)	0.01%
第16会計年度(2013年8月31日終了)	0.01%
第17会計年度(2014年8月31日終了)	0.01%
第18会計年度(2015年8月31日終了)	0.01%

(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出した。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a-b)/b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(参考情報)

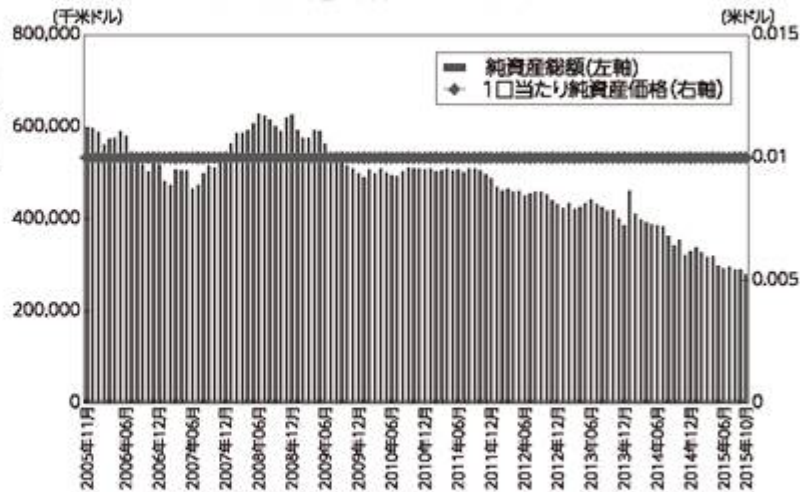
2015年10月末日現在

* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

2005年11月末～2015年10月末(運用開始日=1997年7月24日)

1口当たりの純資産価格	0.01米ドル
純資産総額	279,786千米ドル



分配の推移

会計年度 (年度末)	第14会計年度 (2011年 8月31日)	第15会計年度 (2012年 8月31日)	第16会計年度 (2013年 8月31日)	第17会計年度 (2014年 8月31日)	第18会計年度 (2015年 8月31日)	設定未累計
100口当たりの分配金 (税引前、米ドル)	0.0001729	0.0001098	0.0001095	0.0001095	0.0001095	0.3714708

主な資産の状況

投資状況

(2015年10月末日現在)

資産の種類	国名	投資比率 (%)
割引債	アメリカ合衆国	48.04
	アメリカ合衆国	33.10
変動利付債	スウェーデン	3.57
	フランス	3.27
譲渡性預金証券	アメリカ合衆国	6.90
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	5.18
小計		100.00
現金・その他の資産(負債控除後)		-0.06
合計		100.00

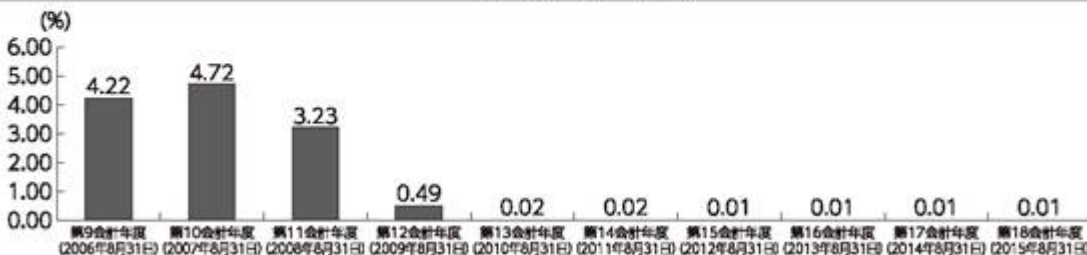
投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(2015年10月末日現在)

銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	通貨	投資比率 (%)
1 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/27/2015	USD	5.75
2 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/18/2015	USD	5.30
3 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	12/10/2015	USD	5.25
4 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/06/2015	USD	5.15
5 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/25/2015	USD	4.75
6 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	11/16/2015	USD	3.64
7 NATIONAL AUSTRALIA BANK	アメリカ合衆国	変動利付債	0.2947	11/05/2015	USD	3.57
8 SVENSKA HANDELSBANKEN AB	スウェーデン	変動利付債	0.36575	05/13/2016	USD	3.57
9 SUMITOMO MITSUBI BANKING CORP	アメリカ合衆国	譲渡性預金証券	0.32	11/02/2015	USD	3.57
10 TOYOTA MOTOR CREDIT	アメリカ合衆国	変動利付債	0.27425	11/17/2015	USD	3.57

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同。

年間収益率の推移



(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出しました。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a-b)/b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

(4)【販売及び買戻しの実績】

ファンドの各会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに各会計年度末現在の発行済ファンド証券口数は次のとおりである。

米ドル・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第9会計年度 (2006年8月31日終了)	68,254,656,607 (68,254,656,607)	84,293,437,229 (84,293,437,229)	54,216,759,474 (54,216,759,474)
第10会計年度 (2007年8月31日終了)	53,959,698,559 (53,959,698,559)	58,205,955,675 (58,205,955,675)	49,970,502,358 (49,970,502,358)
第11会計年度 (2008年8月31日終了)	60,325,591,569 (60,325,591,569)	48,701,867,023 (48,701,867,023)	61,594,226,904 (61,594,226,904)
第12会計年度 (2009年8月31日終了)	46,504,719,679 (46,504,719,679)	54,368,210,158 (54,368,210,158)	53,730,736,425 (53,730,736,425)
第13会計年度 (2010年8月31日終了)	27,688,003,011 (27,688,003,011)	30,999,062,216 (30,999,062,216)	50,419,677,220 (50,419,677,220)
第14会計年度 (2011年8月31日終了)	31,012,363,083 (31,012,363,083)	30,514,205,843 (30,514,205,843)	50,917,834,460 (50,917,834,460)
第15会計年度 (2012年8月31日終了)	25,986,875,739 (25,986,875,739)	30,974,782,968 (30,974,782,968)	45,929,927,231 (45,929,927,231)
第16会計年度 (2013年8月31日終了)	33,347,432,434 (33,347,432,434)	36,665,553,270 (36,665,553,270)	42,611,806,395 (42,611,806,395)
第17会計年度 (2014年8月31日終了)	34,652,554,352 (34,652,554,352)	40,865,873,546 (40,865,873,546)	36,398,487,201 (36,398,487,201)
第18会計年度 (2015年8月31日終了)	28,811,996,236 (28,811,996,236)	36,089,594,100 (36,089,594,100)	29,120,889,337 (29,120,889,337)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ)海外における販売

ファンド証券は、管理会社により各ファンド取引日に発行される。ファンド取引日において、買付申込書は、米ドル・ファンドについてはルクセンブルグ時間午後1時前に、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。当該時刻以降に受領されたものは翌ファンド取引日に受領されたものと見做される。

端数受益証券は発行されない。

管理会社は、ファンド証券を記名式でのみ発行する。

ファンド証券の券面または確認書は、当該代金の支払いが保管受託銀行に行われた場合、登録・名義書換事務代行会社により交付される。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されるが、当該両署名はファクシミリによることができる。券面発行の要請がない場合、投資者は、所有受益証券について券面を発行しないことを要請したものと見做され、確認書が代わりに交付される。

各クラス受益証券の1口当たりの発行価格は、各クラス受益証券の買付注文が受領されたまたは受領された見做されたファンド取引日に決定される1口当たりの純資産価格である。管理会社は、分配方針に基づき、合理的に可能な限り、1口当たりの純資産価格を常に1米セントに維持するように努力する。

販売手数料は徴収されない。

ファンド証券の買付申込書は、各ファンド取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーの各事務所で受け付けられる。

買付代金の支払いは、ファンド証券の買付注文が受領されたか受領された見做されたファンド取引日の翌ファンド取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により米ドル・ファンドの場合は米ドルで行う。

ファンド証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となる。

管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、永続的に中止または制限することができる。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができる。

さらに、管理会社は、

- a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

管理会社は、ファンドについて1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最大の努力を行うが、ファンドの1口当たり純資産価格が1米セントを下回った場合に、ファンド証券の発行(前述の取得申込みおよび再投資)を一時的に停止することもある。

(ロ)日本における販売

日本においては有価証券届出書「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される継続募集期間中のファンド取引日に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われる。日本における販売会社毎に定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、米ドル・ファンドについては、原則1,000口以上1口単位である。

ただし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうちファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。

ひろぎんウツミ屋証券株式会社における申込みの申込単位は、申込日にひろぎんウツミ屋証券株式会社が決定する為替相場に基づき10万円相当額の口数以上1円単位、または、10万口以上1口単位とする。

株式会社三菱東京UFJ銀行における窓口で円貨を指定した場合の申込単位は1万円以上1円単位とし、窓口で外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。

三菱東京UFJダイレクトで円貨を指定した場合の申込単位は10米ドル相当額以上1円単位、三菱東京UFJダイレクトで外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。

東海東京証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうち、ファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、東海東京証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。

なお、上記単位は変更されることがある。

農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所における申込単位は、申込日に農林中央金庫が決定する為替相場に基づき1万円相当額の口数以上1円単位とする(農林中央金庫では販売を行っていない)。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、登録・名義書換事務代行会社が当該申込みを受領したファンド取引日(以下「申込受付日」という。)の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われたファンド取引日の翌ファンド取引日に受渡しを行う。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対しては、販売取扱会社により取引報告書等が交付される。代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、ファンド証券の基準通貨との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社のファンド証券の基準通貨の預金口座への振込みによりファンド証券の基準通貨で支払うこともできる。

申込手数料はない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、トラスト純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

管理会社は、ファンドについて1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最大の努力を行うが、ファンドの1口当たり純資産価格が1米セントを下回った場合に、ファンド証券の発行(前述の取得申込みおよび再投資)を一時的に停止することもある。

2【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し

受益者は、ファンド取引日にいつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、米ドル・ファンドについては当該ファンド取引日のルクセンブルグ時間午後1時前に、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。当該時刻以降に受領された買戻し請求は、翌ファンド取引日に受領されたものと見做される。

買戻しは、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做されるファンド取引日に決定される当該クラスの1口当たり純資産価格により行われる。買戻し請求には、(発行されている場合)受益証券券面を添付しなければならない。買戻し手数料はない。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻し代金とともに支払われる。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、当該受益者、日本における販売会社または管理会社との間で締結された契約に基づきノミニー・サービスを提供しているその他のノミニー受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければならない。

上記にかかわらず、日本における販売会社からの請求を受領した際、管理会社はその裁量により日本における販売会社を通じてなされたファンド証券の一部の買戻しを以下のように取扱うことを選択することが出来る。

受益者が保有するファンド証券の全部ではなく一部の買戻しの場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、別段の請求のない限り、買戻し代金と一緒に支払われない。

受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しを請求した場合、別途指示のない限り、当該受益者が最初に購入したファンド証券の買戻しが請求されたものと見做される。その分配金は各月の当該ファンドの最終ファンド取引日に再投資されてファンド証券が発行される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために、適切な流動性管理システムおよび手続きを導入しており、以下に記載のとおりファンドが目論見書と約款の規定に従って、受益者の買戻請求に応じることができるようにする。

あるファンド取引日(「関係取引日」)においてかかる関係取引日におけるファンドの発行済受益証券総数の10%を越える当該ファンドの受益証券数についての買戻請求が受領された場合、管理会社は全ての買戻請求を10%の水準を越えないように等しい割合で繰り越すことができる。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、その後に受領される買戻請求に優先して効力を生じる。

保管受託銀行は、為替管理規則等の法令または保管受託銀行の支配できない他の事情により、買戻請求がなされた国に対する買戻代金の送金が禁じられていない場合にのみ、送金するものとする。

管理会社は、ファンド証券の各クラスの1口当たりの純資産価格を1米セントに維持するよう最善の努力を行うが、買戻価格は、買戻日に適用される純資産価格に応じ、買付時の価格より高くなることも低くなることもあり得る。

上記の買戻代金および上記分配金(もし適用あれば)の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻請求が受領されたか、受領されたと見做される当該ファンド取引日の翌ファンド取引日(以下「精算日」という。)に行われる。

(ロ)日本における買戻し

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なしで、各ファンド取引日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、登録・名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した日(以下「買戻受付日」という。)に計算される1口当たりの純資産価格である。買戻代金(および発生済・未払い分配金)は、日本における販売会社による別段の定めのない限り、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われたファンド取引日の翌ファンド取引日に支払われる。買戻代金(および発生済・未払い分配金)が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算は、別段の定めがない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者のファンド証券の基準通貨の預金口座への振込によりファンド証券の基準通貨で支払われる。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

あるファンド取引日(「関係取引日」)においてかかる関係取引日におけるファンドの発行済受益証券総数の10%を超える当該ファンドの受益証券数について買戻請求が受領された場合、管理会社は全ての買戻請求を10%の水準を越えないように等しい割合で繰り越すことができる。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、その後に受領される買戻請求に優先して効力を生じる。

(八)ファンド証券の転換

1つのサブ・ファンドの受益証券から他方サブ・ファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、ファンド取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求の適用取引日のそれぞれのサブ・ファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のサブ・ファンドに帰属する。

N_2 : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、日本、その他の国の最終未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

NAV_1 : 転換により発行される受益証券の適用取引日現在の純資産価格。

NAV_2 : 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される適用取引日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用取引日現在の純資産価格。

転換手数料は課されない。

日本においては、一つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券に転換することはできない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産価格の決定

各クラスファンド証券の1口当たり純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎ファンド取引日に決定される。「ファンド取引日」は、米ドル・ファンドの場合()ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日で()ニューヨーク証券取引所の取引日で()日本の証券会社および銀行の営業日である日(ただし12月24日および日本における12月の最終営業日を除く)をいう。

各クラスの1口当たり純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において閲覧可能である。

各ファンドの組入証券、金融市場商品およびその他の金融商品は償却原価法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

各ファンドは、合理的に可能な範囲で、一定の金額による発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり純資産価格を安定させる手続きを設けている。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社により、またはその指示により適宜見直される。重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たりの純資産価格の決定が含まれる。受益証券の1口当たりの純資産価格を一定に維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。当該クラス受益証券の各受益者は、ファンドへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做される。

ファンドの基準通貨以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で当該通貨に換算される。

上記の管理会社またはその指定する代理人による決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する方針に従って行われる。

すべての場合、各ファンドの純資産総額は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産の合計から、ファンドの債務を控除して決定される。各クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格は、当該クラスに帰属する純資産額を、当該クラスの発行済受益証券口数で除することにより決定される。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させる。ただし、どのプールに帰属させるにせよ、すべての債務は、債権者がこれと異なる合意をしない限り、トラスト全体を拘束する。
- (e) 各クラスについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該クラスの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

ファンド内に異なるクラスの受益証券が存在し、資産および負債を特定のクラスに帰属させる必要が生じた場合、当該資産および負債を妥当なクラスに配分するため、上記(a)から(d)に記載される配分規準が準用される。

あるファンド取引日において、通信手段の一時的な途絶やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当たりの純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前のファンド取引日に決定された純資産価格および1口当たり分配金を使用することを決定することができる。

純資産価格は、管理会社の授権された役員、代理人または代表者により認証され、明白な誤りがある場合を除き、かかる認証は最終的なものとする。

ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、日々の1口当たりの純資産価格および(適用ある場合)宣言される日々の1口当たり分配金の額を決定するために、管理会社により任命されている。

日々の純資産価格および(適用ある場合)取引日に関して宣言された日々の分配金の額の情報は、各取引日のルクセンブルグ時間の午後6時前後に、管理会社および保管受託銀行の事務所において入手できるものとする。

異常事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

管理会社は、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者が策定した手続きに従い1口当たり純資産価格の計算を行うため、また、その他一般管理業務ならびに支払代行会社および登録・名義書換事務代行会社の業務を遂行するために、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー(以下、「管理事務代行会社」という。)を任命している。

管理事務代行会社は、AIFMDに定める「外部評価者」ではない。トラストの資産の評価は、オルタナティブ投資ファンド運用者がこれを行う。この目的のために、オルタナティブ投資ファンド運用者は、公平に、十分な技能を用いて、相当の注意および配慮を払ってトラストの資産に対する評価が行われるように、評価方針および手続きを採用している。適用法に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者は、評価業務が機能的にポートフォリオ運用からの独立性を保つことを確実にし、報酬方針その他の方策は、利益相反の軽減を目指している。特殊な状況により容認される場合には、オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラスト資産の評価を行うための外部評価者を任命することもできる。この場合、かかる任命を反映し、任命された業者に関する情報を受益者に提供するために、目論見書の改訂が行われる。

(ロ)純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合においていずれかのクラスの純資産価格の決定を一時的に停止し、かかるクラスの受益証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) 当該ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

(2)【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本において投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を、日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、販売会社およびその他の販売取扱会社から取引残高報告書等が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

(3)【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限である。

(4)【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年8月31日である。

(5)【その他】

(イ)発行限度額

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

(ロ)トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。また、トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、解散することができる。解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(「メモリアル紙」という。)および適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ファンド証券の発行は、解散の決定時または解散原因たる事由の発生時に停止される。

解散の場合、オルタナティブ投資ファンド運用者は受益者の最善の利益となるようにトラストの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する全経費を控除した上で、受益者の間でその権利に比例して正味清算手取金を分配する。

ルクセンブルグ法に定められるとおり、払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託機関において保管される。トラストの清算につながる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効を条件として禁止される。受益証券の買戻しは、受益者の平等な取扱いが保証されるならば、引き続き可能である。

受益者またはその相続人もしくは受取人は、トラストまたはファンドの清算を請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもファンドを含むサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または()いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散される(監査報告により評価される)サブ・ファンドの資産を移転し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンド受益者に分配することができる。上記()の解散および移転は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。上記()の解散の場合、解散の効力発生日が受益者に対し郵便またはファクスにより通知される。上記()に記載のファンドの解散および移転の場合、当該サブ・ファンドのすべての受益者に対し解散1か月前に郵便により通知するものとする。ファンドの解散の効力発生日まで、受益者はかかるファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

(ハ)ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

(二)約款等の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。修正は、別段の定めのない限り、規制上の許認可、必要な届出および預託を条件として、保管受託銀行および管理会社の調印と同時に効力が発生する。随時修正された約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所において登記される。修正済約款がルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の公告は、メモリアル紙に掲載される。オルタナティブ投資ファンド運用サービス契約、ポートフォリオ運用契約、保管契約、管理事務・所在地事務・登録および名義書換事務・支払代行会社契約ならびに代行協会員契約は、契約当事者の書面による合意がない限り変更することができない。

(ホ)追加ファンドの設立

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を変更することにより新しいサブ・ファンドを設立することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理法上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について的一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 坂田 絵里子

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

である。

（４）【裁判管轄等】

上記(3) の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）を添付のとおり受領している。

ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2015年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.90円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

純資産計算書

2015年8月31日現在

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券(償却原価)(注2)	291,392,328	35,229,332	363,986,059	44,005,915
未収利息	37,304	4,510	123,322	14,910
現金預金	76,786	9,283	54,490	6,588
資産合計	<u>291,506,418</u>	<u>35,243,126</u>	<u>364,163,871</u>	<u>44,027,412</u>
負債				
未払費用(注4、6、9)	393,398	47,562	375,425	45,389
未払分配金(注3)	87	11	437	53
払戻し見込費用(注4)	(95,960)	(11,602)	(196,863)	(23,801)
負債合計	<u>297,525</u>	<u>35,971</u>	<u>178,999</u>	<u>21,641</u>
純資産額	<u>291,208,893</u>	<u>35,207,155</u>	<u>363,984,872</u>	<u>44,005,771</u>
分配型クラス:				
クラス別純資産額	291,208,893	35,207,155	363,984,872	44,005,771
発行済受益証券口数	29,120,889,337		36,398,487,201	
1口当たり純資産価格	<u>0.01</u>	<u>1.21円</u>	<u>0.01</u>	<u>1.21円</u>

統計情報

米ドル・ファンド

純資産額		
分配型クラス		
2013年8月31日現在	<u>426,118,064</u>	<u>51,517,674</u>
2014年8月31日現在	<u>363,984,872</u>	<u>44,005,771</u>
2015年8月31日現在	<u>291,208,893</u>	<u>35,207,155</u>
発行済受益証券口数		
分配型クラス		
2013年8月31日現在	<u>42,611,806,395</u>	
2014年8月31日現在	<u>36,398,487,201</u>	
2015年8月31日現在	<u>29,120,889,337</u>	
1口当たり純資産価格		
分配型クラス		
2013年8月31日現在	<u>0.01</u>	<u>1.21円</u>
2014年8月31日現在	<u>0.01</u>	<u>1.21円</u>
2015年8月31日現在	<u>0.01</u>	<u>1.21円</u>

年間収益率*

分配型クラス

2013年8月31日現在	0.01%
2014年8月31日現在	0.01%
2015年8月31日現在	0.01%

* 過去の実績は将来のリターンを保証するものではない。特に、ここで示した収益率は必ずしも表示されたレベルを維持するものではない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

損益計算書

2015年8月31日に終了した年度

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取利息(注2)	544,715	65,856	561,083	67,835
収益合計	<u>544,715</u>	<u>65,856</u>	<u>561,083</u>	<u>67,835</u>
費用				
ポートフォリオ運用報酬(注4)	786,084	95,038	990,249	119,721
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(786,084)</u>	<u>(95,038)</u>	<u>(990,249)</u>	<u>(119,721)</u>
ポートフォリオ運用報酬 - 純額	-	-	-	-
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬(注4)	96,125	11,622	9,833	1,189
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(96,125)</u>	<u>(11,622)</u>	<u>(9,833)</u>	<u>(1,189)</u>
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬 - 純額	-	-	-	-
販売報酬(注4)	1,281,667	154,954	1,600,282	193,474
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(1,121,459)</u>	<u>(135,584)</u>	<u>(1,399,240)</u>	<u>(169,168)</u>
販売報酬 - 純額	<u>160,208</u>	<u>19,369</u>	<u>201,042</u>	<u>24,306</u>
代行協会員報酬(注4)	256,333	30,991	319,941	38,681
控除：権利放棄報酬(注4)	<u>(240,313)</u>	<u>(29,054)</u>	<u>(299,837)</u>	<u>(36,250)</u>
代行協会員報酬 - 純額	<u>16,020</u>	<u>1,937</u>	<u>20,104</u>	<u>2,431</u>
管理事務報酬(注4)	201,328	24,341	189,733	22,939
弁護士報酬	188,218	22,756	164,402	19,876
監査報酬	41,707	5,042	64,622	7,813
保管報酬(注4)	63,942	7,731	44,869	5,425
付加価値税(注6)	32,749	3,959	42,739	5,167
その他の費用	21,335	2,579	28,760	3,477
取締役報酬	18,829	2,276	25,238	3,051
管理報酬(注4)	14,958	1,808	14,962	1,809
名義書換事務代行会社報酬(注4)	11,889	1,437	12,088	1,461
保管受託銀行取引手数料(注9)	7,812	944	7,820	945
印刷費用	29,482	3,564	4,392	531
控除：払戻された費用(注4)	<u>(297,614)</u>	<u>(35,982)</u>	<u>(300,098)</u>	<u>(36,282)</u>
その他の報酬 - 純額	<u>334,635</u>	<u>40,457</u>	<u>299,527</u>	<u>36,213</u>
費用合計	<u>510,863</u>	<u>61,763</u>	<u>520,673</u>	<u>62,949</u>
投資純収益	<u>33,852</u>	<u>4,093</u>	<u>40,410</u>	<u>4,886</u>
投資有価証券に係る実現利益	<u>1,269</u>	<u>153</u>	<u>3,668</u>	<u>443</u>
投資有価証券に係る実現(損失)	<u>(35)</u>	<u>(4)</u>	<u>(51)</u>	<u>(6)</u>
投資有価証券に係る実現純利益	<u>1,234</u>	<u>149</u>	<u>3,617</u>	<u>437</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

米ドル・ファンド

純資産変動計算書

2015年8月31日に終了した年度

	2015年8月31日		2014年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
運用				
投資純収益	33,852	4,093	40,410	4,886
投資有価証券に係る実現純利益	1,234	149	3,617	437
運用による純資産の純増加額	<u>35,086</u>	<u>4,242</u>	<u>44,027</u>	<u>5,323</u>
受益証券取引:				
受益証券の発行手取金	288,090,172	34,830,102	346,488,256	41,890,430
受益証券への再投資分配金(注3)	29,790	3,602	37,287	4,508
受益証券買戻し	<u>(360,895,941)</u>	<u>(43,632,319)</u>	<u>(408,658,735)</u>	<u>(49,406,841)</u>
受益証券取引による純資産の減少額	<u>(72,775,979)</u>	<u>(8,798,616)</u>	<u>(62,133,192)</u>	<u>(7,511,903)</u>
受益者に代わって支払われた源泉税	(5,296)	(640)	(6,740)	(815)
再投資された分配金(注3)	<u>(29,790)</u>	<u>(3,602)</u>	<u>(37,287)</u>	<u>(4,508)</u>
分配金合計	<u>(35,086)</u>	<u>(4,242)</u>	<u>(44,027)</u>	<u>(5,323)</u>
純資産の減少額	(72,775,979)	(8,798,616)	(62,133,192)	(7,511,903)
期首現在純資産	<u>363,984,872</u>	<u>44,005,771</u>	<u>426,118,064</u>	<u>51,517,674</u>
期末現在純資産	<u><u>291,208,893</u></u>	<u><u>35,207,155</u></u>	<u><u>363,984,872</u></u>	<u><u>44,005,771</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

財務書類に対する注記

2015年8月31日現在

1 一般的情報：

本書において使用される用語で定義のないものについては、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(以下「トラスト」という。)の目論見書に記載のものと同じ意味を有するものとする。

トラストは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づきアンブレラ型の共有持分型投資信託(“fonds commun de placement”)としてルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「オルタナティブ投資ファンド運用者」または「AIFM」という。)に関する2011年6月8日付の欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EUを実施する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有しており、ルクセンブルグの監督当局(以下「CSSF」という。)の監督に服している。

トラストは現在、米ドル・ファンド(以下「ファンド」という。)を募集している。米ドル・ファンドは1997年7月24日に投資運用を開始した。ファンドは、欧州証券規制当局委員会ガイドライン(「ガイドラインCESR/10-049」)により短期マネー・マーケット・ファンドとみなされる。

ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを目的とする。ファンド資産の50%超は、日本国の法令に基づき日本の規制当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法(以下「金融商品取引法」という。)に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

トラストは改正2010年12月17日法のパート に服する。

2 重要な会計方針の要約：

トラストの財務書類は、ルクセンブルグ当局の法定報告要件に従って作成されている。

(a) 組入金融商品の評価

有価証券、金融市場商品およびその他の金融商品は、償却原価法により評価される。この方法に基づき、償却原価は、当該金融商品をその取得原価で評価し、その後、金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額または額面超過額を満期に至るまで均等額で償却することを前提として決定される。

ファンドの保有するポートフォリオは、市場相場で計算された純資産価格と償却原価法により計算された純資産価格との間に差異がないか判断するため、管理会社の取締役会およびオルタナティブ投資ファンド運用者により、またはその指示に基づき定期的に見直される。既存の受益者である投資家に対して大幅な希薄化またはその他の不利益をもたらす可能性のある差異の存在が認められる場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、期限前に組入金融商品を売却するか、もしくは利用可能な市場相場を用いて受益証券1口当たりの純資産価格を計算するなど、必要かつ適切とみなされる是正措置をとる。

(b) 証券取引

証券取引は、適用できる場合当該取引日に計上される。

(c) 受取利息

受取利息は日々発生し、額面超過額の償却および割引額の増価を含んでいる。受取利息は発生主義に基づいて認識される。

3 配当および分配：

元本成長型受益証券を除き、管理会社は、各クラスの受益証券1口当たりの純資産価格を1米セント(米ドル・ファンドの場合)に維持することができる範囲で、毎日分配を宣言することを企図している。

毎月の最終ファンド取引日に宣言され、(当該最終ファンド取引日の前日(同日を含む)までに)発生し、未払いであるすべての分配金は(ルクセンブルグおよび/または受益者の国の分配金についての源泉税および支払うことが要求されるその他の税金(もしあれば)を控除後)、当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき受益証券が発行される。

4 管理契約、管理事務契約、ポートフォリオ運用契約、販売契約およびサービス・エージェント契約：

管理会社は、2014年7月22日付で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをAIFMDの規定に従って提供する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産から毎月支払われるファンドの純資産総額の0.05%(年率)を上限とするオルタナティブ投資ファンド運用者報酬を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクを米ドル・ファンドのポートフォリオ運用者として任命している(以下「ポートフォリオ運用者」という。)。ポートフォリオ運用者の業務は投資顧問会社が従前に行っていた業務と同じである。

管理会社は、ファンドに対し四半期毎に3,750米ドルの報酬を受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、提供したポートフォリオ運用業務に対して、助言を受けるファンドの日々の平均純資産額の0.25%(年率)で日割り計算された報酬を、四半期毎の管理報酬を控除して四半期毎に受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者はこれらのポートフォリオ運用報酬をポートフォリオ運用者に支払うが、ファンドの資産から直接ポートフォリオ運用者に対して、ポートフォリオ運用報酬が支払われるように要請することもできる。

トラストの管理事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、資産額に基づく報酬を受領する権利を有する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、トラストの資産から保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬はトラストの純資産総額に基づき、毎月支払われる。さらに、0.01%の年間保管報酬が保管受託銀行に支払われる。

トラストに請求される費用には名義書換事務代行会社の費用も含まれる。

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、ファンドに提供した代行協会員業務に対して、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%の報酬をファンドから四半期毎に支払われる。代行協会員は、その裁量による終了を条件として、その報酬の一部を放棄することに自発的に同意しており、そのため、ファンドは、2015年8月31日に終了した年度中に、日々の平均純資産額の0.005%を請求されるにとどまった。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社SBI証券、株式会社三菱東京UFJ銀行、東海東京証券株式会社、農林中央金庫およびモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は、米ドル・ファンドの日本における販売会社として活動している。これらの販売会社は、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.40%で日割り計算される販売報酬を四半期毎に受領する権利を有する。これらの販売会社は、当該各会社の裁量による終了を条件として、かかる報酬の一部を権利放棄することに自発的に同意しており、そのため、2015年8月31日に終了した年度中に、米ドル・ファンドは、日々の平均純資産額の0.05%を請求されるにとどまった。

オルタナティブ投資ファンド運用者およびポートフォリオ運用者は、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができ、および/またはその他の費用の一部もしくは全額を負担する場合がある。この自由意志による任意の放棄は当年度の全体を通じて実施され、その結果総経費率は0.16%であった。

この財務書類に対する注記に記載されている各種報酬の任意の権利放棄がなければ、ファンドの費用はより高額になっていたはずである。

5 リスク特性および管理：

トラストは、トラストに適用される取引ならびに投資戦略および目的を定めた厳格な投資ガイドラインを遵守し、詳細なリスク管理の枠組みの中で運用される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用およびリスク管理について責任を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に係るすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。

ポートフォリオ運用者は、的確なリスク管理の枠組みを確立する責任を負っている。ポートフォリオ運用者の専門的判断は、トラストのリスク管理プロセスの主要な構成要素であり、潜在的リスクをめぐる顧客制限とガイドラインの双方の遵守を確実にを行う責任を負っている。

米ドル・マネーマーケット・ファンドが保有する金融商品に伴うリスクは、以下のとおり定義される。

市場リスク

米ドル・ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを投資目的とする。市場リスクには潜在利益と潜在損失の双方が存在するため、特定の市場環境では、受益者は当初投資した金額を回収することができないことがある。ファンドの市場リスク管理戦略は、その投資目的によって決定される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。

金利変動リスク

ファンドの組入証券の価値は、金利変動の影響を受けることがある。通常、金利が上昇した場合債券価値は下落し、反対に金利が低下した場合債券価値は上昇する可能性が高い。利回りの高い有価証券は、金利変動に対する感応度が高い傾向がある。変動利付証券では、その収益は金利変動に直接連動している。

ファンドの組入証券は、償却原価法により評価される。この評価方法は、金融商品を取得原価で評価し、当該証券が満期まで保有されると想定して、以後当該金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額が当該金融商品を売却した場合にファンドが受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会により、またはその指示により定期的に見直される。既存の受益者に対して重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす可能性のある乖離の存在が認められた場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、必要かつ適切とみなされる調整的措置を行う。これにはキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、満期前に組入銘柄を売却することや入手可能な市場相場を用いて1口当たり純資産価格を計算することが含まれる。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、有価証券取引の相手方および買戻条件付契約またはその他の契約を締結する相手方に対する信用リスクにさらされることがある。その結果、ファンドは決済不履行リスクを負うことがある。相手方に債務不履行が生じる限り、ファンドは収益の喪失、価値の下落、およびコストの増加を被ることがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強み、ならびに目的のエクスポージャーを提供する能力といったいくつかの主要な分野にわたって相手方を慎重に評価し、優れた相手方のみと取引を行うことで低減される。オルタナティブ投資ファンド運用者には、相手方の信用力を確認するため、与信・リスク管理グループを含むモルガン・スタンレー全体のリソースを活用する相手方登録用の公式承認プロセスがある。

流動性リスク

ファンドは、特定の状況において通常のマーケットの水準で売却することが困難または不可能なことがあり得る有価証券に投資することがある。その結果、ファンドは、このような有価証券に対して受領する価格が低かったり、またはファンドに損失をもたらすようなその他の有価証券の売却を強いられることがある。

満期まで397日を超えない容易に現金化できる短期の格付の高い米ドル建て有価証券および金融商品にファンドが投資できることは、ファンドの流動性リスク管理に役立っている。ファンドは、申込みおよび買戻しの決済を翌日に行う。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために独自の流動性管理システムおよび手続きを設計しており、ファンドの流動性プロファイルがその義務に沿ったものとなるようにし、また特に目論見書および約款の規定に従って受益者の買戻請求に応じることができるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常および例外的な状況の下でのファンドの流動性リスクを評価および測定するために、定期的にストレス・テストを実施する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、流動性を管理するために目論見書および約款の特定の規定に依拠することができ、例えば、買戻しが繰り延べられる可能性がある。ある取引日（以下、「関係取引日」という。）において受領された買戻請求の合計が、かかる関係取引日のファンドの発行済受益証券総数の10%を超えるファンドの受益証券口数であった場合、管理会社はすべての買戻請求を10%の水準を超えないように按分して繰り延べる権利を有する。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、常にこの10%の制限に従いながら、翌取引日に受領されたその後の買戻請求に優先して実行される。

信用リスク

発行体および相手方が有価証券および買戻条件付契約に対する支払いを行わないリスクが存在する。かかる債務不履行は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。信用格付の低い有価証券は債務不履行リスクが高く、格付の高い有価証券と比べて価格のボラティリティーが大きく、流動性水準が低いことがある。

ファンドは、債権取引に伴う発行体リスクにもさらされている。

支払期限が到来した時に政府がその債務の条件に従って元本および/または利息の返済を行うことができないか、または返済する意図がないリスクがある。結果的に、政府機関がそのソブリン債に関して債務不履行となることがある。ソブリン債の保有者は、債務の繰り延べへの参加や政府機関への追加融資の実行を要求されることがある。政府機関による債務不履行の対象となったソブリン債の全部または一部を回収することができる破産手続は存在しない。

有価証券に付与される信用格付けは、変更される可能性がある。ファンドは、購入後に格下げされた有価証券への投資を継続することがある。格下げされた有価証券に投資するファンドは、その資産の価値の下落を被ることがある。

このリスクは、受益証券が機関投資家向けに限定され、ポートフォリオの加重残存満期が90日を超えず、公認の格付機関から可能な限り最高の格付けを取得している金融機関に積立金を入金することで管理されている。

オルタナティブ投資ファンド運用者/ポートフォリオ運用者および利益相反

オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、トラストに対するそれぞれの義務に関連して利益相反が生じることがある。ただし、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、可能な限りかかるすべての潜在的な利益相反が公正に、かつ受益者の最大の利益となるように解消されるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、一つまたは複数の顧客のために投資判断を行うこと、取引を実行すること、および投資ポジションを維持することができ、これが他の顧客の利益に影響を及ぼすことがあり、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者にとって利益相反を引き起こすことがある。特に、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者および/またはそのスタッフがある資産運用委託、金融商品または顧客から他のものよりも高い報酬を得る場合がある。かかる利益相反は、例えば、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者が異なる顧客のために同時に同じ有価証券を売買する時、または異なる顧客のために同時に逆方向のマーケット・エクスポージャーを有する同一商品の市場ポジションを維持する時に生じる。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、かかる利益相反が特に多く見られることがあるロングオンリー、ロング・ショート、ショートオンリーの資産運用委託を行うことができる。かかる投資判断、取引またはポジションは、実施または採用される取引および投資判断が、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者の資産運用委託、商品、または顧客の資産運用委託、商品のいずれにも不当な利益または不利益を生まずに、かつかかる顧客のための関連資産運用委託および投資ガイドラインに沿って適切に統合され、また配分されるように設計ならびに確立された方針および手続きに従って採用、実施および維持される。

なお、特定の状況においては、かかる利益相反の管理が顧客にとっての投資機会の喪失をもたらすことがあり、またはオルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者がかかる利益相反がなければ取引を行ったであろう方法とは異なる形で取引を行い、マーケット・エクスポージャーを維持させることがあり、これは投資パフォーマンスに悪影響を与えることがある。

保管リスク

ファンドの資産は、保管受託銀行に預託され、保管受託銀行の帳簿において各ファンドに属するものとして特定されている。現金以外の資産は保管受託銀行のその他の資産から分別されており、これによって保管受託銀行が破産した場合に資産を回収できないリスクが低減されるものの、かかるリスクを防止することにはならない。現金預金についてはこの方法による分別は行われておらず、よって、ファンドは保管受託銀行の一般債権者として破産時にさらされるリスクが増加する。

ファンドの資産は、ファンドが投資する国で保管受託銀行が任命した副保管受託銀行によって保管されることもあり、それ故、保管受託銀行が法的義務を遵守しているにもかかわらず、これらの副保管受託銀行の破産リスクにさらされる。副保管受託銀行の法域において資産の保有を対象とする法令上の保護は、弱いことがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強みといったいくつかの主要分野にわたって保管受託銀行を慎重に評価し、最も有力な者のみを任命することで管理される。

6 税金：

トラストは税務上ルクセンブルグ法に服す。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは年次税 (taxe d'abonnement) を免除されており、またトラストにおける実現利益に係る課税も免除されている。

管理会社はルクセンブルグの付加価値税の申告を行っている。管理会社は、トラストのために管理会社に対して提供されたサービスに関して、ルクセンブルグ国外から受けたサービス(ルクセンブルグの付加価値税規則に基づき課税対象とみなされるもの)にかかるルクセンブルグ付加価値税について自己申告が義務付けられている。

7 投資有価証券変動明細表：

当年度中の投資有価証券変動明細表は、管理会社の登記上の事務所において無料で入手可能である。

8 特別な取決めに服する資産：

当年度中に特別な取決めに服する資産はなかった。

9 取引コスト：

取引コストとは、ブローカー手数料、売買手数料ならびに持分の売買および他のファンドへの投資に関連する税金と定義されている。保管受託銀行による取引コストは損益計算書の「保管受託銀行の取引手数料」に含まれている。

2015年8月31日に終了した年度中に、トラストに対して請求された取引コストはない。

債券投資に対する取引コストは個別に認識することができない。これらの投資に関しては、取引コストは売買価格に含まれている。

10 後発事象：

2015年9月18日付でブライアン・グリーンナー氏がモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD) リミテッドの取締役を辞任した。

11 レバレッジ(未監査)：

ファンドのレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約または売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

レバレッジの水準は、ファンドの純資産価格の割合として表され、ファンドのエクスポージャーとその純資産価格の比率を示している。ファンドのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」という二つの累積的手法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者によって計算される。グロス法はファンドの全体的なエクスポージャーを提供するのに対して、コミットメント法は、ファンドが利用するヘッジとネットティングの技法に関する情報を提供する。

レバレッジは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって常に管理され、グロス法に基づくファンドの純資産価格の100%、およびコミットメント法に基づくファンドの純資産価格の100%を超えないものとする。2015年8月31日現在のグロス・レバレッジおよびネット・レバレッジはともに50.5%であった。

レバレッジの測定は、AIFMDと譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)とでは異なることに留意されたい。このため、同一のファンドでも、AIFMDのレバレッジ方針が適用される場合、UCITS指令の場合に比べて、金額の異なるレバレッジがかけられることがある。

12 報酬（未監査）：

(a) 背景

報酬に関する本開示は、AIFMD第22条から第24条の規定ならびに健全な報酬慣行に関する欧州証券市場監督庁のガイドライン2013/232第 章「外部開示」に従って作成された。

本開示のための分析に用いられたデータは、モルガン・スタンレー（以下、「モルガン・スタンレー」という。）の2014年12月31日に終了した会計年度に関するものである。

(b) 報酬に関する方針および原則

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレーの関係者として、モルガン・スタンレー内の活用可能なリソースから恩恵を受けており、モルガン・スタンレー全体に適用される報酬に関する方針および原則に従う。オルタナティブ投資ファンド運用者の英国向けの、報酬に関する方針および原則の決定、維持、遂行に当たり、またオルタナティブ投資ファンド運用者の「特定スタッフ」（注1）の報酬の決定に当たり、オルタナティブ投資ファンド運用者は一貫性を確保するために、モルガン・スタンレー全体に適用される報酬に関する方針および原則を遵守するとともに、モルガン・スタンレーの統制部門に相談し、または統制部門から指導を受けることがある。

（注1）オルタナティブ投資ファンド運用者には直接雇用の従業員はいない。すべての従業員はモルガン・スタンレーの他の組織から出向している。オルタナティブ投資ファンド運用者はオルタナティブ投資ファンド運用者およびその運用するAIFの内部組織、特質、範囲、複雑性を考慮した上で、上級管理者チームをその専門的活動がオルタナティブ投資ファンド運用者の運用するAIFのリスク特性に重要な影響を与える者として特定した。この結論に達する上で、オルタナティブ投資ファンド運用者は次の点を考慮した。（1）オルタナティブ投資ファンド運用者およびその運用するAIFに対して大きな管理責任を負う者が他に存在するか否か、（2）その専門的活動がオルタナティブ投資ファンド運用者およびその運用するAIFのリスク特性に重要な影響を与える者が他に存在するか否か、（3）受領する報酬合計に基づき、上級管理者およびリスク負担者と同等とみなすことができる者が他に存在するか否か。

報酬プログラムは、次のとおり報酬に関するモルガン・スタンレー全体の4つの主要目的を満たすように設計されている。（ ）持続可能なパフォーマンスのために報酬を支払うこと、（ ）報酬が株主利益に沿うようにすること、（ ）優秀な人材を呼び入れ確保すること、および（ ）過剰なリスクを取ることを防ぐこと。

これらの目的を支えるために、特定スタッフを含む大半の従業員の年間報酬は、2つの重要な要素、すなわち固定報酬および変動報酬（変動インセンティブ報酬）により構成されている。変動報酬は、とりわけ、リスク調整後の指標により測定されるモルガン・スタンレーのパフォーマンス、ならびに個人および事業部門のパフォーマンスに基づき、裁量により決定される。

モルガン・スタンレー取締役会の報酬、管理職育成および継承のための委員会（以下「報酬委員会」という。）は、4人の取締役で構成され、その全員がニューヨーク証券取引所の上場基準に基づく独立取締役である。毎年、報酬委員会はモルガン・スタンレー全体の変動インセンティブ報酬のための報酬プールを審査し、モルガン・スタンレー全体の繰延インセンティブ報酬プログラムの設計および仕組みを審査し承認している。繰延インセンティブ報酬プログラムに関する審査・承認事項としては、与えられる報酬の形式、繰り延べされる変動インセンティブ報酬の比率、繰延インセンティブ報酬の受領権、支払、取消、クローバック条項が含まれる。また報酬委員会は、「グローバル・インセンティブ報酬の決定方針」を採用した。これは、マネージャーが、変動インセンティブ報酬を決定する場合、ならびにリスク管理およびその成果の評価を検討する場合の裁量権行使の基準を定めている。

さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、AIFMDおよび金融行為規制機構（FCA）の報酬規範を、その規模、内部組織、活動の特質、範囲、複雑性に応じて適切な方法および範囲内で遵守するために、英国向けの報酬方針（以下「報酬方針」という。）を採用した。報酬方針の原則は、事業の戦略、目的、価値、およ

びファンドを含む顧客の長期的な利益を支えるために設計されている。報酬方針は、報酬が、健全で効果的なリスク管理と一貫性を持ち、かつ、それを促進させるとともに、オルタナティブ投資ファンド運用者によって運用されるAIFのリスク特性と矛盾するリスクを取ることを助長しないようにすることを意図している。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、特定スタッフのインセンティブを事業目的に沿うようにし、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者の事業計画および企業価値の達成を支え、利益相反を回避し、適切な能力を持つ人材を採用することができるようにするために、報酬の決定に際して方針を遵守し原則を適用する。またオルタナティブ投資ファンド運用者は、適用した原則が、健全で効果的なリスク管理との一貫性を持ち、かつ、それを促進するようにするとともに、オルタナティブ投資ファンド運用者によって運用されるAIFのリスク特性、規則、または定款と矛盾するリスクを取ることを助長しないようにする方針をとっている。

オルタナティブ投資ファンド運用者の報酬に関する方針および慣行の設計、遂行および監視において、次の要素が考慮される。

- 全体的な企業統治の原則および仕組み、ならびにそれらの報酬システムとの相互関係。
- すべての所管統制部門(すなわち人事、リスク管理、コンプライアンス、内部監査など)により提供される情報。この情報は、報酬に関する方針の設計に適切に考慮される(詳細は後述のとおり)。
- 営業部門と統制部門との明確な区別、利益相反を防止するための予防措置、および内部報告制度。

統制部門の関与

モルガン・スタンレーおよびオルタナティブ投資ファンド運用者の統制部門は、オルタナティブ投資ファンド運用者が報酬に関する戦略を遂行するに際して、効果的なリスク管理の促進を尊重しつつ、オルタナティブ投資ファンド運用者を支援する。

具体的には、

リスク統制部門は、報酬に関する取り決めの仕組みおよび設計が、オルタナティブ投資ファンド運用者により運用されるAIFのリスク特性と矛盾するリスクを取ることを助長することがないよう支援する。

人事およびコンプライアンス部門は、報酬の仕組みがオルタナティブ投資ファンド運用者の法律、規制、内部方針の遵守にどのように影響を及ぼすかを分析する。

内部監査部門は、モルガン・スタンレーの報酬に関する方針の設計、遂行、効果に関して、独立した監査を定期的実施する。

欧州・中東およびアフリカ(EMEA)報酬監視委員会(EROC)は、EMEAの報酬慣行が、確実に英国およびEUの関連する法律を遵守し、健全な慣行基準に従うよう、EMEAの報酬に関する事項に関して公式に監視を行う。EROCのメンバーは、EMEAの統制部門の長およびEMEAの最高業務執行責任者から構成される。EROCは、オルタナティブ投資ファンド運用者の活動を審査し、それにより従業員の報酬につき個別のまたは総合的な調整が行われる可能性がある。

統制部門に従事する者は、その部門の役割に応じた目的に従って報酬を受け、自らが統制するAIFからは独立している。

報酬の仕組み

モルガン・スタンレーの一部として、オルタナティブ投資ファンド運用者の特定スタッフに支払われる報酬は、上述のようにモルガン・スタンレーの報酬の目的に従って与えられる。モルガン・スタンレー全体の変動インセンティブ報酬プールは、リスク調整後ベースの収益および利益を含むモルガン・スタンレーの財務実績、ならびに外部市場の状況を考慮して決定される。さらに、株主資本利益率、規制資本比率、リスク上限、効果的なリスク・コントロールなどの、定量的なパフォーマンスの優先事項が重要な要素となる。モルガン・スタンレーの評判および戦略、リーダーシップの育成、リスク・カルチャーに関するイニシアチブなどの、定性的なパ

パフォーマンス課題もまた重要な要素である。このプールは様々な事業ユニットに配分され、さらにそれがマネージャーに配分され、その後マネージャーは、達成度、パフォーマンス評価プロセスの結果、競合他社の報酬水準、ならびに市場の状況および相対的なパフォーマンスに基づいて、個々の従業員に配分する。

特定スタッフは、基本給および一定の状況においては少なくとも年1回見直しされる1つまたはそれ以上の手当からなる固定報酬、ならびに一部は現金賞与としてまた一部は繰延インセンティブ報酬として支払われ、リスク調整後の指標により測定されるパフォーマンス、個人のパフォーマンス（ただしこれらに限定されない。）に基づき裁量により決定される変動インセンティブ報酬（注2）（変動インセンティブ報酬が全く支払われない可能性もある。）から構成される、年間の総合報酬パッケージを受け取る。繰延インセンティブ報酬は、特定スタッフがモルガン・スタンレーの複数年にわたる成功を重視することを促すように設計される。これは、特定スタッフは通常、繰延インセンティブ報酬の受領後、3年間はそれを完全に現金化することができず、また株式報酬の場合、報酬の価値は将来の株価のパフォーマンスにより上下双方向の影響を受けることによる。さらに繰延報酬は通常、とりわけ、モルガン・スタンレーのコンプライアンス、倫理およびリスク管理基準に従わなかった場合、競争的行為を行った場合（自発的な退職の場合のみ）、特定事由による雇用契約の解除、顧客または従業員の教唆ならびに機密情報の誤用などの場合、取り消される可能性がある。また繰延インセンティブ報酬には、マルス規定が適用されている。マルスは、特定スタッフがモルガン・スタンレーの連結財務諸表の修正の必要性を生じさせた場合、世界的なリスク管理の原則、方針または基準に違反した場合、もしくは内部のリスクおよび統制方針に違反し、それにより損失が生じた場合に発動される可能性がある。さらに、繰延インセンティブ報酬は、モルガン・スタンレーおよび/もしくは事業ユニットの財務実績が大幅に低下した場合、またはモルガン・スタンレーもしくは特定スタッフが働く事業ユニットに重大なリスク管理上の違反があった場合にマルスの適用を受ける。

（注2）モルガン・スタンレーは非業務執行取締役に対して変動報酬を付与していない。

2014年12月31日に終了した会計年度には、年間の合計報酬額（すなわち固定報酬および変動インセンティブ報酬の合計額）が35万米ドルを超え、変動報酬が5万米ドルを超えた専門職従業員は、変動インセンティブ報酬の一部を繰延インセンティブ報酬の形で受領した。

2014年12月31日に終了した会計年度には、繰延インセンティブ報酬は、譲渡制限付き自社株式取得権（RSU）の形式をとった株式ベースの繰延インセンティブ報酬および現金ベースの繰延インセンティブ報酬で構成された。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、投資運用会社、プライベートエクイティ投資会社、ヘッジファンド、投資銀行、証券仲介会社およびその他の金融サービス提供会社との間で世界的に人材獲得競争を行っており、オルタナティブ投資ファンド運用者がこの競争の激しい環境の中で地位を維持し改善する能力は、最高の資質を持つ人材を持続的に呼び入れ確保できる能力に大きく依存している。オルタナティブ投資ファンド運用者の採用および人材定着の目的を支えるため、競合他社の報酬水準を継続的に監視し、インセンティブ報酬制度は、オルタナティブ投資ファンド運用者の利益を守りスタッフの利益をAIFの投資家の利益に合致させるような受領権、繰延支払、取消、クローバック条項が含まれるように設計している。

また上述の「グローバル・インセンティブ報酬の決定方針」も、個々の従業員が制御または影響を与えることができる可能性のある、オルタナティブ投資ファンド運用者およびモルガン・スタンレーに対する実際のおよび潜在的なリスクを含む関連要素が確実に年間の変動インセンティブ報酬の決定において考慮されるようにするためのガイドラインを備えている。当該方針は、すべてのマネージャーが、ある評価対象者が評価対象年にリスクを適切に管理したか否か、およびその部下のリスク・コントロール慣行を効率的に管理し監督したかを考慮しなければならないことを特に示している。マネージャーは、モルガン・スタンレーの方針の要件に従い、注意喚起する必要がある可能性のある状況を上位管理者に報告したことを証明する必要がある。

報酬を与えるか否かの決定および付与する変動インセンティブ報酬の金額の決定に際して、考慮される可能性のあるその他のパフォーマンスの基準には、次の事項が含まれる(ただしこれに限定されない。)。事業および市場の状況、個人の行為(モルガン・スタンレーの行動規範および方針の遵守、事業ユニットおよびオルタナティブ投資ファンド運用者の両方のパフォーマンスおよび採算性への貢献、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者、事業ユニットおよびチームの戦略的目標への貢献、ならびにその役割に帰属する関連価値への貢献が含まれるがそれに限定されない。)

報酬の開示(注3)

2014年12月31日に終了した会計年度に関して(注4、5)、

オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフに支払われた固定報酬の合計額は460万米ドルであった。

オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフに支払われた変動報酬(変動インセンティブ報酬)の合計額は210万米ドルであった。

オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフに含まれていた報酬の受取人の数は10人であった。

オルタナティブ投資ファンド運用者の上級管理者ならびにその行為がAIFのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフメンバーに対して支払われた報酬の合計額は670万米ドルであった。

(注3) スタッフおよびそれに関連する報酬は、個別のAIFに配分されていないため、AIF毎の内訳は存在せず、またそれを直ちに提供することはできない。

(注4) オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフが受け取った福利厚生(例えば医療給付および年金として拠出された金額)の現金価値の決定については、直ちに定量化することはできない。そのため報酬に関する開示の中には、福利厚生は一切含まれていない。

(注5) ここに掲載されたすべての報酬額は10万単位で四捨五入されている。

本報告書において、「オルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフ全体」の報酬、ならびにそれとは別に上級管理者およびその行為がAIFのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフに関する報酬の詳細について、一定の総額を記載することが求められている。オルタナティブ投資ファンド運用者はスタッフを一切雇用していない。オルタナティブ投資ファンド運用者の事業に従事するすべてのスタッフは、モルガン・スタンレーのその他の組織により雇用されている。さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者により運用されるAIFは、オルタナティブ投資ファンド運用者が運用するファンドの3%を下回っている。本開示を目的としてオルタナティブ投資ファンド運用者のスタッフ全体をどのように定義するかを決定するに当たり、ある個人が最低限の労働時間を上回る時間を費やしてオルタナティブ投資ファンド運用者にサービスを提供していない限り、オルタナティブ投資ファンド運用者にサービスを提供した者全員をその中に含めることは、実質的な関連性や信頼性を欠くとの結論に達した。2014年12月31日に終了した会計年度に関しては、こうしたカテゴリーに該当する個人は特定できなかった。したがって、オルタナティブ投資ファンド運用者におけるスタッフ全体とは特定スタッフであると定義した。

(3)【投資有価証券明細表等】

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー
米ドル・ファンド

投資有価証券明細表

2015年8月31日現在

(米ドルで表示)

発行体	通貨	額面金額	利回り / 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
譲渡性のある有価証券および短期金融商品						
割引債 - 43.45%						
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,000,000	0.06	2015/09/01	4,000,000	1.37
Federal Home Loan Discount Note	USD	17,350,000	0.05	2015/09/02	17,349,974	5.96
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,000,000	0.07	2015/09/03	999,996	0.34
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,500,000	0.05	2015/09/04	1,499,994	0.52
Federal Home Loan Discount Note	USD	10,000,000	0.06	2015/09/08	9,999,883	3.43
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,713,000	0.05	2015/09/09	4,712,948	1.62
Federal Home Loan Discount Note	USD	12,900,000	0.05	2015/09/11	12,899,821	4.43
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,100,000	0.05	2015/09/16	3,099,933	1.06
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,500,000	0.07	2015/09/25	2,499,883	0.86
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,100,000	0.06	2015/09/28	9,099,579	3.13
Federal Home Loan Discount Note	USD	11,000,000	0.07	2015/09/29	10,999,424	3.78
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,690,000	0.06	2015/09/30	16,689,236	5.73
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,400,000	0.09	2015/10/02	1,399,898	0.48
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,300,000	0.10	2015/10/05	3,299,688	1.13
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,600,000	0.10	2015/10/06	2,599,747	0.89
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,391,000	0.11	2015/10/07	16,389,250	5.63
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,000,000	0.11	2015/10/09	8,998,955	3.09
割引債合計					126,538,209	43.45
変動利付債 - 38.96%						
Bank of Montreal	USD	5,000,000	0.27	2015/10/23	5,000,000	1.72
Bank of Montreal	USD	7,500,000	0.28	2015/11/19	7,500,000	2.58
Bank of Nova Scotia	USD	5,000,000	0.26	2015/09/03	5,000,000	1.72
BNP Paribas (New York Branch)	USD	9,150,000	0.45	2015/11/07	9,152,857	3.14
Credit Industriel et Commercial (New York Branch)	USD	3,800,000	0.30	2015/09/18	3,800,099	1.31
Credit Industriel et Commercial (New York Branch)	USD	10,900,000	0.30	2015/10/02	10,900,404	3.74
HSBC Bank USA NA	USD	9,000,000	0.34	2015/11/24	9,000,000	3.09
J.P. Morgan Securities	USD	7,000,000	0.32	2015/11/10	7,000,452	2.40
Mizuho Bank Ltd	USD	2,400,000	0.35	2015/10/22	2,400,013	0.83
Mizuho Bank Ltd	USD	3,200,000	0.34	2015/11/10	3,200,027	1.10
Rabobank Nederland NV (New York Branch)	USD	15,000,000	0.34	2015/10/23	15,001,760	5.15
Svenska Handelsbanken AB	USD	10,000,000	0.36	2016/02/12	10,000,000	3.43
Toronto Dominion Bank	USD	2,000,000	0.27	2015/10/06	2,000,025	0.69
Toronto Dominion Bank	USD	3,500,000	0.24	2015/11/06	3,500,000	1.20
Toyota Motor Credit	USD	10,000,000	0.26	2015/11/17	10,000,000	3.43
UBS AG	USD	10,000,000	0.39	2015/12/14	10,000,000	3.43
変動利付債合計					113,455,637	38.96

発行体	通貨	額面金額	利回り / 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
コマーシャル・ペーパー - 13.87%						
BMW US Capital LLC	USD	5,000,000	0.13	2015/09/14	4,999,765	1.72
Credit Suisse NY	USD	7,500,000	0.24	2015/09/01	7,500,000	2.58
DNB Bank ASA	USD	1,900,000	0.16	2015/09/09	1,899,932	0.65
Macquarie Bank Ltd	USD	1,000,000	0.25	2015/09/10	999,938	0.34
Macquarie Bank Ltd	USD	7,500,000	0.32	2015/09/18	7,498,867	2.57
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	10,000,000	0.14	2015/09/04	9,999,883	3.43
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	2,500,000	0.24	2015/09/15	2,499,770	0.86
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	5,000,000	0.17	2015/09/04	4,999,929	1.72
コマーシャル・ペーパー合計					<u>40,398,084</u>	<u>13.87</u>
譲渡性預金証書 - 3.44%						
Mizuho Bank Ltd	USD	5,000,000	0.28	2015/09/16	5,000,000	1.72
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	5,000,000	0.28	2015/09/17	5,000,000	1.72
譲渡性預金証書合計					<u>10,000,000</u>	<u>3.44</u>
社債 - 0.34%						
Canadian Imperial Bank of Commerce	USD	1,000,000	0.42	2015/10/01	1,000,398	0.34
社債合計					<u>1,000,398</u>	<u>0.34</u>
譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計 (償却原価 - USD291,392,328)					<u>291,392,328</u>	<u>100.06</u>
投資有価証券合計					291,392,328	100.06
その他の負債の資産超過分					(183,435)	(0.06)
純資産合計					<u>291,208,893</u>	<u>100.00</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

U.S. Dollar Fund

Statement of Net Assets August 31, 2015

ASSETS	August 31, 2015 USD	August 31, 2014 USD
Investment in securities at amortized cost (note 2)	291,392,328	363,986,059
Interest receivable	37,304	123,322
Cash at bank	76,786	54,490
TOTAL ASSETS	291,506,418	364,163,871
LIABILITIES		
Expenses payable (notes 4, 6, 9)	393,398	375,425
Dividend payable (note 3)	87	437
Receivable for expenses reimbursed (note 4)	(95,960)	(196,863)
TOTAL LIABILITIES	297,525	178,999
NET ASSET VALUE	291,208,893	363,984,872
Distribution Class		
Net Asset Value per Class	291,208,893	363,984,872
Number of Units Outstanding	29,120,889,337	36,398,487,201
Net Asset Value per Unit	0.01	0.01

Statistical Information

	U.S. Dollar Fund
Net Asset Value	
Distribution Class	
August 31, 2013	426,118,064
August 31, 2014	363,984,872
August 31, 2015	291,208,893
Number of Units Outstanding	
Distribution Class	
August 31, 2013	42,611,806,395
August 31, 2014	36,398,487,201
August 31, 2015	29,120,889,337
Net Asset Value per Unit	
Distribution Class	
August 31, 2013	0.01
August 31, 2014	0.01
August 31, 2015	0.01
Annual Return *	
Distribution Class	
August 31, 2013	0.01%
August 31, 2014	0.01%
August 31, 2015	0.01%

*Past performance is no guarantee of future returns. In particular, any returns illustrated here will not necessarily continue at the levels shown.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

U.S. Dollar Fund

Statement of Operations

For the year ended August 31, 2015

	August 31, 2015 USD	August 31, 2014 USD
INCOME		
Interest (note 2)	544,715	561,083
Total Income	<u>544,715</u>	<u>561,083</u>
EXPENSES		
Portfolio Management fees (note 4)	786,084	990,249
Less: Fees waived (note 4)	(786,084)	(990,249)
Portfolio Management fees - Net	<u>-</u>	<u>-</u>
AIFM fee (note 4)	96,125	9,833
Less: Fee waived (note 4)	(96,125)	(9,833)
AIFM fees - Net	<u>-</u>	<u>-</u>
Distribution fees (note 4)	1,281,667	1,600,282
Less: Fees waived (note 4)	(1,121,459)	(1,399,240)
Distribution fees - Net	<u>160,208</u>	<u>201,042</u>
Agent Securities Company fees (note 4)	256,333	319,941
Less: Fees waived (note 4)	(240,313)	(299,837)
Agent Securities Company fees - Net	<u>16,020</u>	<u>20,104</u>
Administration fees (note 4)	201,328	189,733
Legal fees	188,218	164,402
Audit fees	41,707	64,622
Depository fees (note 4)	63,942	44,869
VAT fees (note 6)	32,749	42,739
Other expenses	21,335	28,760
Director fees	18,829	25,238
Management fees (note 4)	14,958	14,962
Transfer Agent fees (note 4)	11,889	12,088
Depository transaction fees (note 9)	7,812	7,820
Printing fees	29,482	4,392
Less: Expenses reimbursed (note 4)	(297,614)	(300,098)
Other fees - Net	<u>334,635</u>	<u>299,527</u>
Total Expenses	<u>510,863</u>	<u>520,673</u>
Net Investment Income	<u>33,852</u>	<u>40,410</u>
Realised gain on investments	1,269	3,668
Realised (loss) on investments	(35)	(51)
Net Realised gain on Investments	<u>1,234</u>	<u>3,617</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

U.S. Dollar Fund

Statement of Changes in Net Assets
For the year ended August 31, 2015

	August 31, 2015 USD	August 31, 2014 USD
Operations		
Net Investment Income	33,852	40,410
Net Realised gain on Investments	1,234	3,617
Net Increase in Net Assets resulting from operations	35,086	44,027
Unit transactions:		
Proceeds from issuance of units	288,090,172	346,488,256
Dividends reinvested in units (note 3)	29,790	37,287
Units redeemed	(360,895,941)	(408,658,735)
Decrease in Net Assets from unit transactions	(72,775,979)	(62,133,192)
Withholding tax paid on behalf of Unitholders	(5,296)	(6,740)
Dividends reinvested (note 3)	(29,790)	(37,287)
Total Dividends	(35,086)	(44,027)
Decrease in Net Assets	(72,775,979)	(62,133,192)
Net Assets at the beginning of the year	363,984,872	426,118,064
NET ASSETS AT THE END OF YEAR	291,208,893	363,984,872

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY**Notes to the Financial Statements****August 31, 2015****1. General information:**

Capital terms used and not defined herein shall have the same meaning as included in the Prospectus of Morgan Stanley Money Market Family (the "Trust").

The Trust is organized in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund ("fonds commun de placement") and has its registered office in Luxembourg.

The Trust qualifies as an alternative investment fund ("AIF") under the law of July 12, 2013 on Alternative Investment Fund Managers ("AIFM") implementing Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of June 8, 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"), as may be amended (the "AIFM Law"), and is subject to the supervision by the Luxembourg supervisory authority (the "CSSF").

The Trust currently offers one fund: the U.S. Dollar Fund (the "Fund"). The U.S. Dollar Fund commenced investment operations on July 24, 1997. The Fund is a short term money market fund as per Committee of European Securities Regulators Guidelines (guideline CESR/10-049).

The investment objective of the Fund is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income. At all times, more than 50% of the Fund's assets shall be invested in securities (excluding those securities enumerated in the items of paragraph 2, Article 2 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (the "FIEL")), which fall under the definition of securities under the FIEL so long as required under Japanese rules and regulations by any Japanese regulatory authority.

The Trust is governed by Part II of the amended law of December 17, 2010.

2. Summary of Significant Accounting Policies:

The financial statements of the Trust have been prepared in accordance with the legal reporting requirements of the Luxembourg authorities.

(a) Valuation of Investments

The securities, money market instruments and other instruments are valued based on their amortized cost. Under this method, amortized cost is determined by valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortization to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments.

The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company and the AIFM to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortized cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors of existing Unitholders, the Management Company and the AIFM will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a Net Asset Value per Unit by using available market quotations.

(b) Security Transactions

When applicable, security transactions are accounted for on the trade date.

(c) Interest Income

Interest income is accrued daily and includes the amortization of premiums and accretion of discounts. Interest income is recognized on an accrual basis.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

Notes to the Financial Statements (continued)
August 31, 2015

3. Dividends and Distributions:

Except for Accumulation Units, it is the intention of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Class's Net Asset Value per Unit at the amount of USD 0.01 for the U.S. Dollar Fund.

On the last Dealing Day for the Fund in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day of the Fund) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of Unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further Units of the relevant Fund at the Net Asset Value per Unit of such Fund determined on the Dealing Day of that Fund preceding the aforesaid last Dealing Day of such Fund.

4. Management Agreement, Administration Agreement, Portfolio Management Agreement, Distribution Agreement and Service Agent Agreement:

The Management Company has appointed Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited, with an effective date of July 22, 2014, as the external AIFM within the meaning of article 4 of the AIFM Law. The AIFM, subject to the overall supervision, approval and direction of the board of directors of the Management Company, provides certain portfolio management, liquidity management, risk and compliance management services and such other support as agreed from time to time between the Management Company and the AIFM and in accordance with the terms of the AIFMD, subject to the investment policies and objectives set out in the Prospectus and the Management Regulations. The AIFM is entitled to receive an AIFM fee of up to 0.05% per annum payable monthly out of the assets of the Fund.

The AIFM has appointed Morgan Stanley Investment Management Inc. as the Portfolio Manager for the U.S. Dollar Fund, referred to as the "Portfolio Manager". The functions of the Portfolio Manager are the same as those previously carried out by the Investment Advisor.

The Management Company is entitled to receive a fee of USD 3,750 per quarter for the Fund. For portfolio management services rendered, the AIFM is entitled to receive a fee, computed daily and paid quarterly, at an annual rate of 0.25% of the average daily net assets of the Fund being advised, net of the quarterly management company fee. The AIFM will pay these portfolio management fees to the Portfolio Manager, but may request that the Portfolio Manager is paid directly from the Fund's assets.

State Street Bank Luxembourg S.C.A. as Administrative Agent to the Trust is entitled to receive an asset based fee.

The Depositary shall be entitled to receive out of the monies of the Trust a safekeeping fee in accordance with usual practice in Luxembourg. Such fee is based on the total net assets of the Trust and is payable monthly. In addition, an annual depositary fee of 0.01% will be payable to the Depositary.

The costs charged to the Trust also includes transfer agent expenses.

Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd. (the "Agent Securities Company") is paid a quarterly fee by the Fund, computed at the annual rate of 0.08% of the daily average net assets of the Fund for agent securities services rendered to the Fund. The Agent Securities Company has voluntarily agreed to waive a portion of its fee, subject to termination at its sole discretion, such that the Fund was charged 0.005% of the daily average net assets during the year ended August 31, 2015.

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., Hirogin Utsumiya Securities Co., Ltd., SBI Securities Co., Ltd., The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., Tokai Tokyo Securities Co., Ltd, The Norinchukin Bank and Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd. act as distributors of the U.S. Dollar Fund in Japan. These distributors are entitled to receive a distribution fee, computed daily and payable quarterly, at an annual rate of 0.40% of the average daily net assets of the Fund. All distributors have voluntarily agreed to waive a portion of this fee, subject to termination at their sole discretion, such that the U.S. Dollar Fund was charged 0.05% of the average daily net assets during the year ended August 31, 2015.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY**Notes to the Financial Statements (continued)****August 31, 2015****4. Management Agreement, Administration Agreement, Portfolio Management Agreement, Distribution Agreement and Service Agent Agreement: (continued)**

The AIFM and Portfolio Manager may choose to waive all or any portion of its fee and/or absorb some or all other expenses in its absolute discretion for any period of time. This optional voluntary waiver was in place during the full duration of the year and the resulting Total Expense Ratio is 0.16%.

Without the voluntary waiver of the various fees mentioned in this Note to the Financial Statements, the expenses of the Funds would have been higher.

5. Risk profile and Management:

The Trust adheres to strict investment guidelines that set out the business and investment strategy and objectives applicable to it and operates within a detailed risk framework.

The AIFM is responsible for the portfolio and risk management of the Trust. In the framework of its risk management function, the AIFM implements appropriate risk management systems in order to detect, measure, manage and follow in an adequate manner all risks relating to the investment strategies of the Fund.

The responsibility for ensuring the correct risk management framework is followed lies with the Portfolio Manager. The professional judgement of the Portfolio Manager is a key component of the Trust's risk management process and it is their responsibility for ensuring compliance with both client constraints and guidelines surrounding potential risk.

Risks associated with financial instruments held by The U.S. Dollar Money Market Fund can be defined as:

Market Risk

The investment objective of the U.S. Dollar Fund is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income. Market risk encompasses the potential for both gains and losses therefore, given certain market conditions, Unitholders may not get back the amount they originally invested. The Fund's market risk management strategy is driven by its investment objective.

The AIFM determines the risk profile of the Fund and ensures that it is relevant in light of the size, portfolio structure, strategy and investment objective of the Fund.

Interest Rate Risk

The value of the Fund's underlying securities may be affected by changes in interest rates. Typically if interest rates increase, the value of debt securities decline, and vice versa, if interest rates decrease the value of debt securities are likely to increase. Higher yielding securities tend to be more sensitive to changes in interests. For floating rate securities, their income is directly linked to changes in interest rates.

The Fund's portfolio securities are valued based on their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments with the assumption that the securities are held until maturity. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the board of directors of the Management Company and AIFM to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company and AIFM will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a Net Asset Value per Unit by using available market quotations.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY**Notes to the Financial Statements (continued)****August 31, 2015****5. Risk profile and Management: (continued)*****Counterparty Risk***

The Fund may be exposed to a credit risk on counterparties with whom it trades securities and enters into repurchase agreements or other contracts. As a result the Fund may bear the risk of settlement default. To the extent that a counterparty defaults on its obligation, the Fund may suffer a loss of income, decrease in value and increase in costs.

The risk is mitigated through the careful evaluation of counterparties and dealing with only the leading counterparties across several key areas such as credit rating, strength and depth of organisation and the ability to provide the desired exposure. The AIFM has a formal approval process for signing up counterparties that uses resources from across all of Morgan Stanley, including credit and risk management groups, to ensure the credit worthiness of counterparties.

Liquidity Risk

The Fund may invest in securities which, under certain circumstances, may be difficult or impossible to sell at normal market levels. As a result, the Fund may receive a lower price for these securities, or be forced to sell other securities which may result in a loss to the Fund.

The Fund's ability to invest in short term high quality U.S. Dollar denominated securities and instruments whose maturity does not exceed 397 days and are easily realisable helps it to manage liquidity risk. The fund has next day settlement on subscription and redemptions.

The AIFM has designed proprietary liquidity management systems and procedures to measure the liquidity risk of the Fund and ensure that the liquidity profile of the Funds' investments is in line with the obligations and in particular that the Fund will be in a position to satisfy Unitholders' redemption requests in accordance with the provisions of the Prospectus and the Management Regulations. The AIFM carries out stress tests on a regular basis in order to evaluate and measure the liquidity risk of the Fund under normal and exceptional circumstances. The AIFM may also rely on certain provisions of the Prospectus and Management Regulations in order to manage liquidity, such as the possibility to defer redemptions. If total requests for repurchase on any Dealing Day (the relevant "Dealing Day") are received in respect of a number of Units of the Fund which exceed 10% of the total number of Units of the Fund outstanding on such Dealing Day, the Management Company is entitled to defer all redemption requests pro-rata so that the 10% level is not exceeded. Any repurchase requests in respect of the relevant Dealing Day so reduced will be effected in priority to subsequent repurchase requests received on the next Dealing Day, subject always to the 10% limit.

Credit Risk

There is a risk that issuers and counterparties may not make payments on securities and repurchase agreements. Such default could result in losses to the Fund. Securities with a lower credit rating have a higher risk of default, and may be subject to greater price volatility and lower levels of liquidity than higher rated securities.

The Fund is also exposed to issuer risk associated with transacting in debt securities.

There is a risk that governments may not be able or willing to repay the principal and/or interest when due in accordance with the terms of their debt. Consequently, governmental entities may default on their sovereign bonds. Holders of sovereign bonds may be requested to participate in the rescheduling of such debt and to extend further loans to governmental entities. There is no bankruptcy proceeding by which sovereign bonds, on which a governmental entity has defaulted, may be collected in whole or in part.

The credit ratings given to securities may be subject to changes. The Fund may continue to invest in securities that are downgraded after purchase. Funds that invest in securities which have been downgraded may suffer a decrease in the value of their assets.

This risk is managed through placing of deposit with credit institutions, whose securities are reserved for institutional investors, whose weighted residual portfolio maturity does not exceed 90 days and that have obtained the highest possible rating from a recognised rating agency.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY**Notes to the Financial Statements (continued)****August 31, 2015****5. Risk profile and Management: (continued)*****AIFM/Portfolio Manager and Conflicts of Interest***

The AIFM or the Portfolio Manager may have conflicts of interest in relation to its duties to the Trust. The AIFM or the Portfolio Manager will, however, ensure that all such potential conflicts of interest are resolved fairly and in the best interests of the Unitholders in so far as it is possible to do so. The AIFM or the Portfolio Manager may make investment decisions, undertake transactions and maintain investment positions for one or more clients that may impact the interests of other clients and that may pose a conflict of interest for the AIFM or the Portfolio Manager, particularly if the AIFM or the Portfolio Manager and / or its staff earn higher compensation from one mandate, product or client than for another. Such conflicts, for instance, are present when the AIFM or the Portfolio Manager buys and sells the same security at the same time for different clients or maintains market positions in the same instruments with market exposure in opposite directions at the same time for different clients. The AIFM or the Portfolio Manager may manage long only, long-short or short only mandates where such conflicts of interest may be especially prevalent. Such investment decisions, transactions or positions are taken, made and maintained in accordance with established policies and procedures designed to ensure an appropriate aggregation and allocation of trades and investment decisions executed or taken without creating undue advantage or disadvantage to any of the AIFM or Portfolio Manager's mandates, products or client's and in line with the relevant mandates and investment guidelines for such clients.

In certain situations though, management of these conflicts may result in a loss of investment opportunity for clients or may cause the AIFM or the Portfolio Manager to trade or maintain market exposures in a manner that is different from how it would trade if these conflicts were not present, which may negatively impact investment performance.

Custody Risk

The Fund's assets are deposited with the Depositary and identified in the Depositary's books as belonging to the respective Fund. Assets, except cash, are segregated from other assets of the Depositary which mitigates but does not prevent the risk of non-return in the event of bankruptcy of the Depositary. Cash deposits are not segregated in this way and therefore exposed to increased risk in the event of bankruptcy with the Fund being a general creditor of the Depositary.

The Fund's assets are also held by sub-custodians appointed by the Depositary in countries where the Fund invests and, notwithstanding compliance by the Depositary with its legal obligations, are therefore exposed to the risk of bankruptcy of those sub-custodians. Legal and regulatory protections covering the holding of assets in the jurisdiction of a sub-custodian may be weaker.

The risk is managed through careful evaluation of Depositaries with only the strongest across several key areas being appointed, such as credit rating, strength and depth of the organisation.

6. Taxation:

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is exempt from annual subscription tax ('taxe d'abonnement') and is also exempt from taxation on income and gains realised within the Trust.

The Management Company is registered for VAT in Luxembourg. The Management Company is required to self-assess for Luxembourg VAT on services received from outside Luxembourg (that are considered taxable under Luxembourg VAT rules), in respect of services provided to the Management Company on behalf of the Trust.

7. Portfolio changes:

The list of changes in the portfolio for the year is available free of charge at the registered office of the Management Company.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

Notes to the Financial Statements (continued)
August 31, 2015

8. Assets subject to special arrangements:

There were no assets subject to special arrangements during the year.

9. Transaction Costs:

Transaction costs have been defined as broker commission fees, market fees and taxes relating to purchase or sale of equity and investments in other funds. Depository based transaction costs are included in 'Depository transaction fees' in the Statement of Operations.

During the year ended August 31, 2015, no transaction costs have been charged into the Trust.

Transactions costs for fixed income investments are not separately identifiable. For these investments, transaction costs are included in the purchase and sale price.

10. Subsequent events:

On September 18, 2015, Bryan Greener resigned from the Board of Directors of Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited.

11. Leverage (unaudited):

The Fund's leverage is defined as any method by which the exposure of the Fund is increased, whether through borrowing of cash or securities, leverage embedded in financial derivative instruments, the use of repurchase or reverse repurchase agreements, securities lending, or by any other means.

The level of leverage is expressed as a percentage of the Net Asset Value of the Fund, representing the ratio between the exposure of the Fund and its Net Asset Value. The Fund's exposure is calculated by the AIFM in accordance with two cumulative methods: the "gross method" and the "commitment method". The gross method gives the overall exposure of the Fund whereas the commitment method gives information on the hedging and netting techniques used by the Fund.

Leverage is controlled by the AIFM on a frequent basis and will not exceed 100% of the Fund's Net Asset Value based on the gross method and 100% of the Fund's Net Asset Value based on the commitment method. As at August 31, 2015, both gross and net leverage was 50.5%.

It is noted that the measurement of leverage differs for AIFMD versus Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities (UCITS). As a consequence, the same fund would have a different amount of leverage when the AIFMD leverage approach is applied versus that of the UCITS directive.

12. Remuneration (unaudited):**(a) Background**

This remuneration disclosure has been prepared as required by, and in accordance with, Articles 22-24 of the AIFMD and the guidance provided in the European Securities and Markets Authority, Guidelines On Sound Remuneration Practices, 2013/232, paragraph XIII "External Disclosure".

The data used in the analysis for this disclosure relates to the Morgan Stanley (the "Firm") financial year ending December 31, 2014.

(b) Remuneration Policies and Principles

The AIFM, as an affiliate of Morgan Stanley, benefits from the resources available within the Firm and is subject to the remuneration policies and practices that are applied on a Firm-wide level. In determining, maintaining and implementing the remuneration policies and practices of the AIFM for the UK, as well as in

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

Notes to the Financial Statements (continued)

August 31, 2015

(b) Remuneration Policies and Principles (continued)

determining the remuneration of Identified Staff¹ the AIFM observes the remuneration policies and practices that are applied on a Firm-wide level and may consult, or receive guidance from the Firm's control functions to ensure consistency. Remuneration programs are designed to satisfy four key Firmwide remuneration objectives: (i) deliver pay for sustainable performance, (ii) align remuneration with shareholders' interests, (iii) attract and retain top talent and (iv) mitigate excessive risk-taking.

In support of these objectives, annual compensation for the majority of employees, including Identified Staff is comprised of two key elements: fixed remuneration, and variable remuneration (variable incentive compensation) that is discretionary based on, among other factors, Firm performance measured against risk-adjusted metrics and individual and business segment performance.

The Compensation, Management Development and Succession Committee (Compensation Committee) of the Morgan Stanley Board of Directors consists of four directors all of whom are independent under the New York Stock Exchange listing standards. Each year, the Compensation Committee reviews the Firmwide compensation pool for variable incentive compensation and reviews and approves the design and structure of Morgan Stanley's Firmwide deferred incentive compensation programs. For the deferred incentive compensation programs, this includes the form of awards to be granted, the portion of variable incentive compensation to be deferred, and the vesting, payment, cancellation and clawback provisions of deferred incentive compensation awards. The Compensation Committee also adopted the Global Incentive Compensation Discretion Policy, which sets forth standards for managers on the use of discretion when making variable incentive compensation decisions and considerations for assessing risk management and outcomes.

In addition, the Board of the AIFM has adopted a remuneration policy (Remuneration Policy) for the UK in order to comply with the AIFMD and the Financial Conduct Authority's (FCA) remuneration code in a way and to the extent that is appropriate to its size, internal organization and the nature, scope and complexity of its activities. The principles of the Remuneration Policy are designed to support the business strategy, objectives, values and long-term interests of its clients, including the Fund. The Remuneration Policy is meant to ensure that remuneration is consistent with and promotes sound and effective risk management and does not encourage risk taking that is inconsistent with the risk profile of the AIFs managed by the AIFM.

The AIFM complies with policies and applies principles in determining remuneration so as to align incentives of Identified Staff with business objectives, to support the delivery of the AIFM's business plans and corporate values, to avoid conflicts of interest and to enable the right calibre of staff to be recruited. The AIFM also seeks to ensure that the principles applied are consistent with and promote sound and effective risk management and do not encourage risk-taking that is inconsistent with the risk profiles, rules or instruments of incorporation of the AIFs managed by the AIFM.

The following elements are taken into account in the design, implementation and oversight of the AIFM's remuneration policies and practices:

- Overall corporate governance principles and structures, as well as their interactions with the remuneration system;
- The inputs provided by all competent control functions (i.e., human resources, risk management, compliance, internal audit, etc.), which will be properly involved in the design of the Remuneration Policy, as further described below;
- The clear distinction between operating and control functions, the safeguards for preventing conflicts of interests and the internal reporting system.

¹ The AIFM has no direct employees. All employees are seconded to the AIFM from other Morgan Stanley entities. The AIFM has identified its Senior Management Team as individuals whose professional activities are considered to have a material impact on the risk profile of the AIFs managed by the AIFM, taking into consideration the internal organisation, nature, scope and complexity of the AIFM and the AIFs it manages. In reaching its conclusion the AIFM has considered: (1) whether there are any other individuals with singular management responsibility for the AIFM and the AIFs it manages; (2) whether there are other individuals whose professional activities that have a material impact on the risk profile of the AIFM and the AIFs it manages; (3) whether there are other individuals whose total remuneration takes them into the same bracket as Senior Managers and risk takers.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

Notes to the Financial Statements (continued)**August 31, 2015**

(b) Remuneration Policies and Principles (continued)***Involvement of Control Functions***

The control functions of Morgan Stanley and the AIFM assist the AIFM in implementing its overall remuneration strategy, having regard to the promotion of effective risk management.

In particular:

- i. The risk management function helps to ensure that the structure and design of remuneration arrangements does not encourage risk taking which is inconsistent with the risk profile of the AIFs managed by the AIFM;
- ii. The human resources and compliance functions analyse how the remuneration structure affects the AIFM's compliance with legislation, regulations and internal policies;
- iii. The internal audit function periodically carries out an independent audit of the design, implementation and effects of the Morgan Stanley's remuneration policies.
- iv. The EMEA Remuneration Oversight Committee (EROC) provides formal oversight of EMEA remuneration matters to ensure remuneration practices in EMEA are compliant with relevant UK and EU legislation and follow good practice standards. The membership of the EROC is made up of the EMEA control function heads as well as the EMEA Chief Operating Officer. EROC reviews activities of the AIFM that may lead to individual or collective adjustments of remuneration for its employees.

Those engaged in control functions are remunerated in accordance with objectives linked to their functions, and independent of the AIFs they control.

Structure of Remuneration

As part of Morgan Stanley, remuneration paid to Identified Staff of the AIFM is awarded in accordance with Morgan Stanley remuneration objectives, discussed above. The Firmwide variable incentive compensation pool is determined by taking into consideration the financial performance of the Firm, including revenue and profitability on a risk-adjusted basis as well as external market conditions. In addition, quantitative performance priorities such as Return on Equity, Regulatory Capital Ratios, Risk Limits and Effective Risk Control are important factors. Qualitative performance priorities, including Firm Reputation and Strategy, Leadership Development and Risk Culture initiatives are also important factors. The pool is allocated to different Business Units and then allocated further among managers who then allocate among individual employees based on achievements, the results of the performance evaluation process, competitive rates of pay as well as market conditions and relative performance.

Identified Staff receive a total annual compensation package consisting of fixed remuneration that is comprised of base salary and, in certain circumstances, one or more allowances that are reviewed at least annually; and variable incentive compensation², payable partially as a cash bonus and partially in the form of deferred incentive compensation awards, that are discretionary based on, but not limited to, performance measured against risk-adjusted metrics and individual performance with the possibility to pay no variable incentive compensation. Deferred incentive compensation awards are designed to encourage Identified Staff to focus on the success of the Firm over a multi-year period, because they typically cannot fully monetize the awards for three years after grant and, in the case of equity awards, the value of the awards is impacted, up or down, by future stock price performance. Furthermore, deferred incentive compensation awards generally are subject to cancellation for, among other things, failure to comply with the Firm's compliance, ethics or risk management standards, engaging in competitive activity (voluntary resignations only), termination for cause, soliciting clients or employees, and misuse of proprietary information. Awards are also subject to a malus provision, which may be triggered if an Identified Staff causes the need for a restatement of the Firm's consolidated financial results, violates the global risk management principles, policies, and standards or violates internal risk and control policy involving a subsequent loss. In addition, awards are subject to malus in the event that the Firm and/or business unit suffers a material downturn in its financial performance or the Firm and/or business unit in which the Identified Staff employee works suffers a material failure of risk management.

For year ending December 31, 2014, professional employees with total annual remuneration (i.e., fixed remuneration and variable incentive compensation) greater than USD 350,000 and variable incentive compensation of greater than USD 50,000 received a portion of their variable incentive compensation paid in the form of deferred incentive compensation awards.

² The Firm does not award variable remuneration to a non-executive director acting as such.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY**Notes to the Financial Statements (continued)****August 31, 2015****(b) Remuneration Policies and Principles (continued)**

For year ending December 31, 2014, deferred incentive compensation was comprised of equity-based deferred incentive compensation awards in the form of restricted stock units (RSUs) and cash-based deferred incentive compensation awards.

The AIFM competes for talent globally with investment management firms, private equity firms, hedge funds, investment banks, brokerage firms and other companies offering financial services, and the AIFM's ability to sustain or improve its position in this highly competitive environment depends substantially on our ability to continue to attract and retain the most qualified individuals. In support of the AIFM's recruitment and retention objectives, it continually monitors competitive pay levels and structures its incentive awards to include vesting, deferred payment and cancellation and clawback provisions that protect the AIFM's interests and align staff members' interests with those of the AIF's investors.

The Global Incentive Compensation Discretion Policy, noted above, also provides guidelines to help ensure that annual variable incentive compensation decisions take relevant factors into consideration, including actual and potential risks to the AIFM and Morgan Stanley that the individual may be able to control or influence. The policy specifically provides that all managers must consider whether or not an individual managed risk appropriately and effectively managed and supervised the risk control practices of his or her reports during the performance year. Managers are required to certify that they have followed the requirements of Morgan Stanley policies and escalated situations potentially requiring attention.

Other performance criteria that may be taken into account in deciding whether to award, and the amount of any variable incentive compensation to award, includes (but is not limited to): business and market conditions, individual conduct, including but not limited to, adherence to Morgan Stanley's code of conduct and policies, contribution to the performance and profitability of both the business unit and the AIFM and the strategic objectives of the AIFM, business unit and the team and the associated value attributed to the role.

Remuneration Disclosures³

For the financial year ending December 31, 2014^{4,5}:

- i. The total fixed remuneration paid to the AIFM's staff was USD 4.6m.
- ii. The total variable remuneration (variable incentive compensation) paid to the AIFM's staff was USD 2.1m.
- iii. The number of beneficiaries included in the AIFM's staff was 10.
- iv. The total remuneration paid to the AIFM's senior management and members of staff of the AIFM whose actions have a material impact on the risk profile of the AIF was USD 6.7m.

We are required to include in this report certain aggregate remuneration details for the "entire staff of the AIFM" and separately for the senior management team and members of staff whose actions have a material impact on the risk of the AIF. The AIFM does not employ any staff. All staff engaged in the AIFM businesses are employed by other Morgan Stanley entities. Further the AIFs managed by the AIFM represent less than 3% of the AIFM's funds under management. In deciding how to define the entire staff of the AIFM for the purposes of this disclosure we have concluded that it would not be materially relevant or reliable to include all those who have provided services to the AIFM unless such individuals provide services to the AIFM for more than a minimal amount of their working time. For the financial year ending December 31, 2014, we have not identified any individuals falling within this category. We have therefore defined the entire staff of the AIFM to be the "Identified Staff".

³ Staff and their associated remuneration are not allocated to individual AIFs so a breakdown by AIF does not exist and is not readily available.

⁴ The determination of the cash value of benefits received by the staff of the AIFM (including, for example, amounts contributed towards medical and pension benefits) is not readily quantifiable. As such, the remuneration disclosures do not include any benefits component.

⁵ All remuneration figures listed herein are rounded to the nearest hundred thousand.

MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY
U.S. Dollar Fund

Schedule of Investments
August 31, 2015
(Expressed in USD)

ISSUE	DENOMINATION CURRENCY	FACE AMOUNT	YIELD/ INTEREST RATE	MATURITY DATE	AMORTIZED COST	PERCENTAGE OF NET ASSETS
TRANSFERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENTS						
DISCOUNT NOTES 43.45%						
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,000,000	0.06	9/1/2015	4,000,000	1.37
Federal Home Loan Discount Note	USD	17,350,000	0.05	9/2/2015	17,349,974	5.96
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,000,000	0.07	9/3/2015	999,996	0.34
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,500,000	0.05	9/4/2015	1,499,994	0.52
Federal Home Loan Discount Note	USD	10,000,000	0.06	9/8/2015	9,999,883	3.43
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,713,000	0.05	9/9/2015	4,712,948	1.62
Federal Home Loan Discount Note	USD	12,900,000	0.05	9/11/2015	12,899,821	4.43
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,100,000	0.05	9/16/2015	3,099,933	1.06
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,500,000	0.07	9/25/2015	2,499,883	0.86
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,100,000	0.06	9/28/2015	9,099,579	3.13
Federal Home Loan Discount Note	USD	11,000,000	0.07	9/29/2015	10,999,424	3.78
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,690,000	0.06	9/30/2015	16,689,236	5.73
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,400,000	0.09	10/2/2015	1,399,898	0.48
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,300,000	0.10	10/5/2015	3,299,688	1.13
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,600,000	0.10	10/6/2015	2,599,747	0.89
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,391,000	0.11	10/7/2015	16,389,250	5.63
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,000,000	0.11	10/9/2015	8,998,955	3.09
Total Discount Notes					126,538,209	43.45
FLOATING RATE NOTE 38.96%						
Bank of Montreal	USD	5,000,000	0.27	10/23/2015	5,000,000	1.72
Bank of Montreal	USD	7,500,000	0.28	11/19/2015	7,500,000	2.58
Bank of Nova Scotia	USD	5,000,000	0.26	9/3/2015	5,000,000	1.72
BNP Paribas (New York Branch)	USD	9,150,000	0.45	11/7/2015	9,152,857	3.14
Credit Industriel et Commercial (New York Branch)	USD	3,800,000	0.30	9/18/2015	3,800,099	1.31
Credit Industriel et Commercial (New York Branch)	USD	10,900,000	0.30	10/2/2015	10,900,404	3.74
HSBC Bank USA NA	USD	9,000,000	0.34	11/24/2015	9,000,000	3.09
J.P. Morgan Securities	USD	7,000,000	0.32	11/10/2015	7,000,452	2.40
Mizuho Bank Ltd	USD	2,400,000	0.35	10/22/2015	2,400,013	0.83
Mizuho Bank Ltd	USD	3,200,000	0.34	11/10/2015	3,200,027	1.10
Rabobank Nederland NV (New York Branch)	USD	15,000,000	0.34	10/23/2015	15,001,760	5.15
Svenska Handelsbanken AB	USD	10,000,000	0.36	2/12/2016	10,000,000	3.43
Toronto Dominion Bank	USD	2,000,000	0.27	10/6/2015	2,000,025	0.69
Toronto Dominion Bank	USD	3,500,000	0.24	11/6/2015	3,500,000	1.20
Toyota Motor Credit	USD	10,000,000	0.26	11/17/2015	10,000,000	3.43
UBS AG	USD	10,000,000	0.39	12/14/2015	10,000,000	3.43
Total Floating Rate Note					113,455,637	38.96
COMMERCIAL PAPER 13.87%						
BMW US Capital LLC	USD	5,000,000	0.13	9/14/2015	4,999,765	1.72
Credit Suisse NY	USD	7,500,000	0.24	9/1/2015	7,500,000	2.58
DNB Bank ASA	USD	1,900,000	0.16	9/9/2015	1,899,932	0.65
Maoquarie Bank Ltd	USD	1,000,000	0.25	9/10/2015	999,938	0.34
Maoquarie Bank Ltd	USD	7,500,000	0.32	9/18/2015	7,498,867	2.57
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	10,000,000	0.14	9/4/2015	9,999,883	3.43
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	2,500,000	0.24	9/15/2015	2,499,770	0.86
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	5,000,000	0.17	9/4/2015	4,999,929	1.72
Total Commercial Paper					40,398,084	13.87
CERTIFICATE OF DEPOSIT 3.44%						
Mizuho Bank Ltd	USD	5,000,000	0.28	9/16/2015	5,000,000	1.72
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	5,000,000	0.28	9/17/2015	5,000,000	1.72
Total Certificate of Deposit					10,000,000	3.44
CORPORATE BOND 0.34%						
Canadian Imperial Bank of Commerce	USD	1,000,000	0.42	10/1/2015	1,000,398	0.34
Total Corporate Bond					1,000,398	0.34
Total Transferable Securities and Money Market Instruments (Amortized Cost - USD 291,392,328)					291,392,328	100.06
Total Investments					291,392,328	100.06
Other liabilities in excess of assets					(183,435)	(0.06)
Total Net Assets					291,208,893	100.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米ドル・ファンド

(2015年10月末日現在)

	米ドル	百万円 (Vを除く)
資産総額	298,051,126	36,034
負債総額	18,264,844	2,208
純資産総額(-)	279,786,282	33,826
発行済口数	27,978,628,248口	
1口当たり純資産価格 (/)	0.01	1.21円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855 J - Fケネディ通り49番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

資本金の額

2015年10月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約66百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約18万1,350円)の記名株式365株を発行済である。

過去5年における資本金の額の増減

	授權資本および払込済資本金 (米ドル)	増減(米ドル)
2011年10月末日現在	225,000	0
2012年5月15日現在	547,500	322,500
2012年10月末日現在	547,500	0
2013年10月末日現在	547,500	0
2014年10月末日現在	547,500	0
2015年10月末日現在	547,500	0

会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名および秘書役1名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名、秘書役、ジェネラル・マネージャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役または個人を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の決議権の多数決によるものとする。取締役会の決議は、書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役会は、トラストおよびそのファンドの管理に責任を有する。管理会社は、その全体的な責任、統制および監督を条件として、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドを、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートを、AIFMDの規定に従って目論見書および約款に記載されている投資方針および投資目的に基づき提供するトラストのオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。

役員及び従業員の状況

(2015年10月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
ウィリアム・ジョーンズ (William Jones)	取締役	独立取締役 DMTCグループ・リミテッド 最高経営責任者	0 株
マイケル・グリフィン (Michael Griffin)	取締役	独立取締役	0
アンドリュー・マック (Andrew Mack)	取締役	独立取締役	0
ジュディス・イーデン (Judith Eden)	取締役	独立取締役	0

(注) ファンドに関する管理会社の従業員はいない。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、その目的達成のため、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法第16章に規定された制限の範囲内で、有用とみなされる業務を行うことができる。管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートを提供する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをポートフォリオ運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストに関する日々の特定のポートフォリオ運用業務をポートフォリオ運用者に委託している。

ポートフォリオ運用者はポートフォリオ運用者として行為し、オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督とAIFMDの規定に従い、ファンドの資産の投資および再投資に関する投資一任業務を行う。管理会社は、トラスト資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーに委託している。

2015年10月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約78,081百万円である(平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.90円)で計算。)。

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド型投資信託	3	米ドル	645,833,381米ドル (約78,081百万円)

3【管理会社の経理状況】

管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）を添付のとおり受領している。

管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2015年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.90円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年12月31日現在

	注記	2014年		2013年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
関連企業からの未収金：					
- 1年以内期限到来	3	25,100	3,035	286	35
その他の未収金：					
- 1年以内期限到来	4	30,669	3,708	29,570	3,575
銀行預金		894,768	108,177	1,019,673	123,278
資産合計		950,537	114,920	1,049,529	126,888
負債					
資本金および準備金					
引受済資本金	5	547,500	66,193	547,500	66,193
準備金					
法定準備金	5	15,096	1,825	15,096	1,825
特別準備金	5	30,337	3,668	30,337	3,668
前期繰越利益金	5	207,738	25,116	240,276	29,049
当期損失	5	(4,768)	(576)	(32,538)	(3,934)
非劣後債務					
関連企業への未払金：					
- 1年以内期限到来	6	148,331	17,933	245,674	29,702
その他の債務：					
- 1年以内期限到来	7	6,303	762	3,184	385
負債合計		950,537	114,920	1,049,529	126,888

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年12月31日終了年度

	注記	2014年		2013年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
費用					
管理報酬					
- 関連企業による	8	8,094	979	17,297	2,091
その他の営業費用	9	41,569	5,026	132,578	16,029
利息およびその他の財務費用					
- 関連企業に係る	10	2,723	329	1,057	128
- その他の利息および類似の財務費用	10	1,301	157	382	46
所得税	11	7,768	939		
上記項目に含まれないその他の税金		3,473	420	4,175	505
費用合計		64,928	7,850	155,489	18,799
収益					
受取管理報酬	8	60,000	7,254	48,750	5,894
その他の利息およびその他の財務収益：					
- 関連企業からの受領	12	32	4		
- その他の利息および類似の財務収益	12	128	15	6,689	809
所得税控除	11			67,512	8,162
当期損失		4,768	576	32,538	3,934
収益合計		64,928	7,850	155,489	18,799

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

[次へ](#)

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

年次財務書類に対する注記

2014年12月31日終了年度

注1 一般事項

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(以下「当社」という。)は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(改正済み)に定められる株式会社として1988年11月21日に設立され、その存続期間は無期限である。当社は投資信託(以下「UCI」という。)に関する2010年12月17日法(改正済み)第16章に定められる管理会社である。

当社の登記上の住所は、R.C. ルクセンブルグ B29 193、セニンガーバークL-2633 トレヴェ通り6B番である。

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までである。

当社の主たる事業は、関連会社により販売促進されている投資信託の管理運用を行うことである。

当社の最終的な親会社および支配会社であり、当社が属し、かつグループの連結財務書類を作成している最大かつ最小の企業集団はモルガン・スタンレーであり、当社およびモルガン・スタンレーの他の子会社と共に「モルガン・スタンレー・グループ」を形成している。モルガン・スタンレーはアメリカ合衆国デラウェア州において設立され、その財務書類の写しは、www.morganstanley.com/investorrelationsから入手可能である。

当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国デラウェア州で登記されているモルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インクである。

財務書類に含まれる項目は、当社が営業を行う基本経済環境における通貨である米ドルで評価および表示されている。

当期の経済状況

2014年を通じて、世界の市況および経済情勢は、2013年からの改善が続いているものの不安定で、各国の中央銀行による継続的な緩和措置、低インフレ、地政学的な緊張、および同年の終わりにかけての大幅な原油価格の下落に特徴付けられた。合衆国(以下「米国」という。)経済は、天候の影響を受けて第1四半期における国内総生産(以下「GDP」という。)の落ち込みと共に2014年が始まったが、2.4%の年換算GDP成長率とともに終了した。一方、ユーロ圏経済は、下半期にやや改善の兆しを見せるまで第2四半期において失速し、ロシアによるウクライナのクリミア併合と東ウクライナにおける紛争による不安と緊張が地域経済を圧迫した。英国(以下「英国」という。)では、2014年全体を通じて2.6%の年換算成長率を伴い、GDP成長の加速が続いた一方、日本経済は、国内の消費税が4月に5%から8%に上昇したことによる大幅な変動が見られ、2014年全体を通じてGDP成長率はほぼゼロという結果となった。中国では、投機抑制策のためやや勢いの鈍った経済成長を受けて、経済構造の改革を政府が推し進めたが、中国人民銀行が採った金融緩和により、2014年の実質GDPは7.4%となった。

ヨーロッパでは、当期の主要株式市場指数は、当期終了時に2.7%の上昇となったドイツのDAX30指数を除いて、2013年12月31日現在に比べて低下した。ユーロ圏のGDP成長率は2013年に低下した後プラスに転じたものの、その回復は遅く2014年を通じて1%を下回り、市場をベースに測定したユーロ圏の予想インフレ率は、欧州中央銀行(以下「ECB」という。)による2%のインフレ目標をはるかに下回ったことから、2014年9月にECBは基準貸出金利の0.25%から0.05%への引下げおよび2013年末現在の預金ファシリティ金利の0.00%からマイナス0.20%までの引下げ、ならびに資産担保証券およびカバード・ボンド購入プログラムを含む追加緩和策の声明を発表した。2015年1月には、ECBはユーロ圏の国債買入れを含む資産購入プログラムの拡張を公表および開始した。英国では、2014年におけるGDPの安定成長は、個人消費、設備投資、および住宅投資の急激な伸びに支えられたが、輸出のパフォーマンスは低迷していた。英国では、引き続き失業率の大幅な低下がみられ、平均賃金上昇率は芳しくないまま、インフレ率はイングランド銀行(以下「イングランド銀行」という。)の目標を下回った。2014年12月31日現在、イングランド銀行の政策金利は0.5%で、これは2013年12月

31日から据え置きとなっており、またイングランド銀行の資産買入れ額は3,750億英ポンドで、これも2013年12月31日から据え置きとなっている。

モルガン・スタンレーは、当社を含むモルガン・スタンレー・グループの活動を支えるために利用される十分な財源を確保するため、モルガン・スタンレー・グループが市場ストレスに耐えうるように、また世界中の規制当局によって提唱される規制上のストレステストにおける要件を満たすため、引き続き資本および流動性ポジションを積極的に管理している。

市場の圧力に耐えるための十分な流動性と資本を確保することは、引き続きモルガン・スタンレー・グループ及び当社の戦略の中核を成している。

こうしたすべての要因を考慮した上で、当社が今後の経営存続のために十分な財源を利用できるとみなすことは妥当といえるだろう。したがって、引き続きゴーイング・コンサーンベースで年次財務書類が作成される。

注2 重要な会計方針の要約

2.1 作成基準

年次財務書類の表示は、2002年12月19日法(改正済み)により義務付けられている。当社の年次財務書類はルクセンブルグ大公国における法令およびルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

注2.2に記載のとおり、当社は外貨換算に関する未実現利益を認識している。これによるルクセンブルグの一般に認められた会計原則との相違は、2002年12月19日法(改正済み)第26条に従い、当社の資産、負債、財政状態および財務成績の真実かつ公正な概観を与えるために必要とみなされる。

2.2 外貨換算

当社の会計記録は米ドルで記帳されており、年次財務書類は当該通貨で表示されている。その他の通貨建ての金額は、以下に基づき基準通貨に換算される。

- その他の通貨で表示されている貸借対照表上のすべての貨幣項目は、貸借対照表日付の為替レートで換算される。ただし、非貨幣項目については取引日現在の実勢為替レートで換算される。
- その他の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。
- 実現および未実現為替損益は、損益計算書に反映される。

2.3 債権

流動資産に含まれる債権は、名目価値で評価される。見積り実現評価額が名目価値を下回った場合に評価調整がなされる。

2.4 債務

当社の債務は払戻価額で評価される。

注3 関連企業からの未収金

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
1年以内期限到来		
関連企業からのその他の未収金	25,100	286

注4 その他の未収金

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
1年以内期限到来		
未収管理報酬	15,000	15,000
未収税金還付請求額	15,358	14,216
その他の未収金	311	354
	30,669	29,570

注5 資本金および準備金

	引受済資本金 (米ドル)	法定準備金 (米ドル)	特別準備金 (米ドル)	前期繰越利 益金 (米ドル)	当期損失 (米ドル)	資本合計 (米ドル)
2014年1月1日現在残高	547,500	15,096	30,337	240,276	(32,538)	800,671
損益の配分				(32,538)	32,538	
当期損益					(4,768)	(4,768)
2014年12月31日現在残高	547,500	15,096	30,337	207,738	(4,768)	795,903

引受済資本金：

授權済、引受済および全額払込済：	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
1株当たり額面1,500米ドルの記名株式365株 (2013年：1株当たり1,500米ドル365株)	547,500	547,500

法定準備金：

ルクセンブルグの商事会社法に基づき、当社は各事業年度の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金残高が引受済資本金の10%に達した場合に不要となる。法定準備金は株主に対する配当に利用することはできない。

2014年12月31日現在、当期および前期における当社利益は実現されていないため、当社は法定準備金の割当てを行っていない。

特別準備金：

改正純資産税法に基づき、当社は、想定される純資産税額の5倍に相当する準備金を維持することにより、純資産税負担を軽減することができる。当社は、2010年、2011年および2012年の純資産税額について配当不能準備金を設定している。

各年度中に本準備金として繰入れられた金額は5年間を経過した後でのみ準備金からの配当が可能となる。当該期間にかかる準備金が維持されていない場合は、金額に占める割合についての純資産税を支払う。

注6 関連企業への未払金

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
1年以内期限到来		
関連企業への未払金	148,331	245,674

注7 その他の債務

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
1年以内期限到来		
未払純資産税	5,059	1,806
未払取締役報酬	1,244	1,378
	6,303	3,184

注8 管理報酬費用 / 受取管理報酬

当社は、当社の受取管理報酬の95%に基づき計算された管理報酬費用を関連相手先に支払う。これらの管理報酬費用 / 手数料は、受取管理報酬の5%の最低のコマーシャル・ベースでのマージンを受領するよう修正されている。

注9 その他の営業費用

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
監査報酬	19,428	21,219
税務コンプライアンス報酬	13,780	
取締役業務報酬	8,361	8,873
未収金償却額		35,330
投資信託からのその他未収収益の引当金繰入超過額		67,156
	41,569	132,578

注10 利息およびその他の財務費用

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
関連企業に係る		
借入金に係る未払利息	2,723	1,057
その他の利息および類似の財務費用		
外国為替差損	1,163	
雑費	138	382
	1,301	382

注11 所得税

当社の所得税は、ルクセンブルグの法人税および地方事業税を示している。当社は実効法人税率29.22%で課税される。(2013年度:29.22%)

所得税は以下のとおりである。

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
所得税	3,884	
前期に関する調整	3,884	(67,512)
	7,768	(67,512)

注12 その他の利息およびその他の財務収益

	2014年 (米ドル)	2013年 (米ドル)
関連企業からの受領		
貸付金に関する未収利息	32	
その他の利息および類似の財務収益		
外国為替差益		6,689
その他収益	128	
	128	6,689

注13 従業員

2014年12月31日に終了した年度中、当社には従業員はいなかった（2013年度:なし）。

当社は当期および前期において取締役に対して報酬を支払っていないが、当社に提供された取締役の業務に関して生じた手数料を負担した。取締役業務報酬は注9において開示されている。

注14 後発事象

財務書類の日付以降、重要な事象はない。

[次へ](#)

Morgan Stanley Asset Management S.A.

BALANCE SHEET

As at 31 December 2014

	Note	2014 USD	2013 USD
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Amounts owed by affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	3	25,100	286
Other receivables:			
- becoming due and payable within one year	4	30,669	29,570
Cash at bank		894,768	1,019,673
TOTAL ASSETS		950,537	1,049,529
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	5	547,500	547,500
Reserves			
Legal reserve	5	15,096	15,096
Special reserve	5	30,337	30,337
Profit brought forward	5	207,738	240,276
Loss for the financial year	5	(4,768)	(32,538)
NON-SUBORDINATED DEBTS			
Amounts owed to affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	6	148,331	245,674
Other creditors:			
- becoming due and payable within one year	7	6,303	3,184
TOTAL LIABILITIES		950,537	1,049,529

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Morgan Stanley Asset Management S.A.
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
For the year ended 31 December 2014

	Note	2014 USD	2013 USD
CHARGES			
Management fees			
- derived from affiliated undertakings	8	8,094	17,297
Other operating charges	9	41,569	132,578
Interest and other financial charges:			
- concerning affiliated undertakings	10	2,723	1,057
- other interest and similar financial charges	10	1,301	382
Income tax	11	7,768	-
Other taxes not included in the previous caption		3,473	4,175
TOTAL CHARGES		64,928	155,489
INCOME			
Management fee income	8	60,000	48,750
Other interests and other financial income:			
- derived from affiliated undertakings	12	32	-
- other interest and similar financial income	12	128	6,689
Income tax credits	11	-	67,512
Loss for the financial year		4,768	32,538
TOTAL INCOME		64,928	155,489

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Morgan Stanley Asset Management S.A.**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS****For the year ended 31 December 2014****1. GENERAL INFORMATION**

Morgan Stanley Asset Management S.A. (the "Company") was established on 21 November 1988 as a "Société Anonyme" within the definition of the Luxembourg Law of 10 August 1915, as amended, on commercial companies for an unlimited period of time. The Company is a Management Company within the definition of chapter 16 of Luxembourg Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment ("UCI"), as amended.

The registered office of the Company is 6B, route de Treves, L-2633 Senningerberg, R.C. Luxembourg B 29 193.

The financial year of the Company runs from the first of January until the thirty-first of December of each year.

The main activity of the Company is the administration and management of the collective investment undertakings promoted by related corporations.

The ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest and smallest group of which the Company is a member and for which group accounts are prepared is Morgan Stanley which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings form the 'Morgan Stanley Group'. Morgan Stanley is incorporated in the state of Delaware, the United States of America and copies of its accounts can be obtained from www.morganstanley.com/investorrelations.

The Company's immediate parent undertaking is Morgan Stanley International Holdings Inc. which is registered in the state of Delaware, the United States of America.

Items included in the financial statements are measured and presented in US dollars, the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

Morgan Stanley Asset Management S.A.**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS****For the year ended 31 December 2014****1. GENERAL INFORMATION (CONTINUED)****Current market conditions**

During 2014, global market and economic conditions displayed a continued but choppy improvement from 2013, characterised by continued global central bank accommodations, low inflation, geopolitical tensions, and sharply lower oil prices during the final months of the year. The United States ("US") economy, which started 2014 with a weather-impacted first quarter decline in gross domestic product ("GDP"), ended the year with an annualised GDP growth of 2.4%. The Eurozone economy, by contrast, stalled in the second quarter before showing some signs of improvement in the second half of the year, as the annexation of the Crimea region in Ukraine by Russia and conflict in Eastern Ukraine raised anxiety and tensions which weighed on regional economies. In the United Kingdom ("UK"), GDP growth continued to accelerate, with an annualised growth rate of 2.6% for all of 2014, while the Japanese economy saw substantial volatility surrounding a national sales tax hike to 8% from 5% in April, resulting in a GDP growth rate near zero for all of 2014. In China, the government continued reforms to change the structure of the Chinese economy, accepting a somewhat less rapid growth pace as deleveraging is pursued, but targeted easing measures by the Chinese central bank supported a 7.4% gain in real GDP in 2014.

In Europe, major equity market indices ended the year lower compared to 31 December 2013 except for the DAX 30 index in Germany, which ended the year with a 2.7% gain. Euro-area GDP growth turned positive after declining in 2013, but the recovery was sluggish at less than 1% for 2014, and market-based measures of Eurozone inflation expectations fell well below levels consistent with the European Central Bank's ("ECB") 2% inflation target, prompting an announcement of additional easing measures in September 2014, including a cut in the benchmark repurchase rate to 0.05% from 0.25% and in the deposit facility rate to negative 0.20% from 0.00% at the end of 2013, and the announcement of asset-backed securities and covered bond purchase programs. In January 2015, the ECB announced and began the expansion of asset purchase program involving the purchase of Euro-area sovereign debt. In the UK stronger GDP growth in 2014 was supported by faster growth in consumer spending, business investment and residential investment, but export performance was sluggish. The UK continued to experience significant declines in unemployment, while average wage gains remained tepid, and inflation fell below the Bank of England's ("BOE") target. At 31 December 2014, the BOE's benchmark interest rate was 0.5%, which was unchanged from 31 December 2013, and BOE asset purchases remained at £375 billion, also unchanged from 31 December 2013.

Morgan Stanley Asset Management S.A.**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS****For the year ended 31 December 2014****1. GENERAL INFORMATION (CONTINUED)**

Morgan Stanley continues to actively manage its capital and liquidity position to ensure adequate resources are available to support the activities of the Morgan Stanley Group, including the Company, to enable the Morgan Stanley Group to withstand market stresses, and to meet regulatory stress testing requirements proposed by regulators globally.

Retaining sufficient liquidity and capital to withstand market pressures remains central to the Morgan Stanley Group's and the Company's strategy.

Taking all of these factors into consideration, it is reasonable to assume that the Company will have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, the going concern basis continues to be adopted in preparing the annual accounts.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES**2.1 Basis of preparation**

The presentation of the annual accounts is that required by the Law of 19 December 2002, as amended. The annual accounts of the Company have been established in accordance with the laws and regulations of the Grand-Duchy of Luxembourg and with generally accepted accounting principles of Luxembourg.

As described in note 2.2, the Company recognises unrealised gains on translation of foreign currencies. This departure from generally accepted accounting principles of Luxembourg is deemed necessary to give a true and fair view of the Company's assets, liabilities, financial position and results in accordance with Article 26 of the Law of 19 December 2002, as amended.

Morgan Stanley Asset Management S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

For the year ended 31 December 2014

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

2.2 Translation of foreign currencies

The Company maintains its accounting records in US dollars and the annual accounts are expressed in this currency. Amounts in foreign currencies are translated into the base currency on the following bases:

- All balance sheet monetary items expressed in a foreign currency are converted at the rate of exchange ruling at the balance sheet date while non-monetary items are translated at exchange rates prevailing at the transaction dates.
- Income and expenses in foreign currencies are translated into US dollars at the exchange rates prevailing at transaction date.
- Both realised and unrealised exchange gains and losses are reflected in the profit and loss account.

2.3 Debtors

Debtors included in current assets are valued at their nominal value. A value adjustment is accounted for if the estimated realisable value is lower than the nominal value.

2.4 Liabilities

Liabilities of the Company are valued at their repayment value.

3. AMOUNTS OWED BY AFFILIATED UNDERTAKINGS

	2014	2013
	USD	USD
Due and payable within one year		
Other amounts owed by affiliated undertakings	25,100	286

4. OTHER RECEIVABLES

	2014	2013
	USD	USD
Due and payable within one year		
Management fees receivable	15,000	15,000
Tax claims receivable	15,358	14,216
Other receivables	311	354
	<u>30,669</u>	<u>29,570</u>

Morgan Stanley Asset Management S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

For the year ended 31 December 2014

5. CAPITAL AND RESERVES

	Subscribed capital	Legal reserve	Special reserve	Profit brought forward	Loss for the financial year	Total equity
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
Balance at 1 January 2014	547,500	15,096	30,337	240,276	(32,538)	800,671
Allocation of the result	-	-	-	(32,538)	32,538	-
Result for the financial year	-	-	-	-	(4,768)	(4,768)
Balance at 31 December 2014	<u>547,500</u>	<u>15,096</u>	<u>30,337</u>	<u>207,738</u>	<u>(4,768)</u>	<u>795,903</u>

Subscribed capital:

	2014 USD	2013 USD
Authorised, subscribed and fully paid: 365 registered shares with a par value of USD 1,500 each (2013: 365 shares at USD 1,500 each)	<u>547,500</u>	<u>547,500</u>

Legal reserve:

In accordance with Luxembourg Company Law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profits for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance of the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

As at 31 December 2014, no legal reserve was allocated by the Company as profit has not been realised by the Company in the current or prior year.

Morgan Stanley Asset Management S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

For the year ended 31 December 2014

5. CAPITAL AND RESERVES (CONTINUED)

Special reserve:

Based on the revised Net Worth Tax Law, the Company can reduce its Net Worth Tax liability by committing to maintain a reserve equal to five times the potential Net Worth Tax. The Company has established a non-distributable reserve in respect of its 2010, 2011 and 2012 Net Worth Tax liabilities.

The amount transferred to this reserve during each year can only be distributed out of the reserve after a 5 year period has elapsed. If the reserve is not maintained for this period, Net Worth Tax will be payable on a portion of the amount.

6. AMOUNTS OWED TO AFFILIATED UNDERTAKINGS

	2014	2013
	USD	USD
Due and payable within one year		
Amounts owed to affiliated undertakings	148,331	245,674

7. OTHER CREDITORS

	2014	2013
	USD	USD
Due and payable within one year		
Net worth tax payable	5,059	1,806
Directors fee accrual	1,244	1,378
	<u>6,303</u>	<u>3,184</u>

8. MANAGEMENT FEE EXPENSES/INCOME

The Company pays related party management fee expenses calculated based on 95% of the management fee income of the Company. Management fee expenses/recharges are then amended to ensure the minimum commercial margin of 5% of management fee income.

Morgan Stanley Asset Management S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

For the year ended 31 December 2014

9. OTHER OPERATING CHARGES

	2014	2013
	USD	USD
Audit fees	19,428	21,219
Tax compliance fees	13,780	-
Director service fees	8,361	8,873
Write off of receivables	-	35,330
Over provision of other income receivable from collective investment undertakings	-	67,156
	<u>41,569</u>	<u>132,578</u>

10. INTEREST AND OTHER FINANCIAL CHARGES

	2014	2013
	USD	USD
Concerning affiliated undertakings		
Interest payable on loans	<u>2,723</u>	<u>1,057</u>

	2014	2013
	USD	USD
Other interest and similar financial charges		
Foreign exchange losses	1,163	-
Miscellaneous expenses	138	382
	<u>1,301</u>	<u>382</u>

11. INCOME TAX

The Company's taxes on income represent Luxembourg corporation tax and municipal business tax. The Company is fully taxable at an effective corporate tax rate of 29.22% (2013: 29.22%).

Taxes on income are analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Income tax	3,884	-
Prior year adjustment	<u>3,884</u>	<u>(67,512)</u>
	<u>7,768</u>	<u>(67,512)</u>

Morgan Stanley Asset Management S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
For the year ended 31 December 2014

12. OTHER INTERESTS AND OTHER FINANCIAL INCOME

	2014 USD	2013 USD
Derived from affiliated undertakings		
Interest receivable on loans	32	-
	<u>2014</u>	<u>2013</u>
	USD	USD
Other interest and similar financial income		
Foreign exchange gains	-	6,689
Other income	128	-
	<u>128</u>	<u>6,689</u>

13. EMPLOYEES

The Company employed no staff during the year ended 31 December 2014 (2013: nil).

The Company paid no remuneration to its Directors during the current or prior year but incurred fees in respect of Directors services provided to the Company. Director's service fees are disclosed in note 9.

14. SUBSEQUENT EVENTS

There have been no significant events since the balance sheet date.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主より選任され、株主の決議により解任される。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッド(「オルタナティブ投資ファンド運用者」)

(Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited)

資本金の額

2015年10月現在、資本金および準備金の総額は18,639,000米ドル(約22億5,346万円)であり、その内訳は払込済み資本金13,404,000米ドル(約16億2,054万円)および損益準備金5,235,000米ドル(約6億3,291万円)である。

事業の内容

オルタナティブ投資ファンド運用者は、英国およびウェールズ法に基づいて設立されている非公開有限責任会社である。2014年4月29日以後、AIFMDの規定に従ってルクセンブルグで設立されたAIFのオルタナティブ投資ファンド運用者として行為することを金融行為規制機構から承認されている。

- (2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「ポートフォリオ運用者」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

2015年10月末日現在、488,921,000米ドル(約591億1,055万円)

事業の内容

ポートフォリオ運用者は、世界中の投資家に対する投資およびリスク管理ソリューションの提供に力を注ぐ顧客中心の投資運用会社である。ポートフォリオ運用者は、法人、基金、財団、中央銀行、政府機関、政府系ファンド、医療機関、金融機関、公的資金ならびに労働組合および産業年金を含む機関投資家を基盤とする様々な顧客にサービスを提供しており、世界中の様々な仲介機関および個人投資家にもサービスを提供している。

30年以上の資産運用経験により、ポートフォリオ運用者の投資戦略は、世界中のリスク/リターン領域、投資スタイル、ならびに株式、債券、オルタナティブおよび私募債市場を含む資産にまで及んでいる。ポートフォリオ運用者は、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、東京を含む世界中の様々な事務所の資産運用の専門家の能力を活用している。

ポートフォリオ運用者の投資助言関連会社には、米国以外の関連会社が含まれる。

(3) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「主販売会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Limited)

資本金の額

2015年10月末日現在、資本金および準備金の総額は約363億5,463万円であり、その内訳は払込み済み資本金 2 英国ポンド(約371円)および損益準備金300,700,000米ドル(約363億5,463万円)である。

(注) 英国ポンドの円貨換算は、2015年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英国ポンド=185.39円)による。

事業の内容

主販売会社は、世界中の投資家に対する投資およびリスク管理ソリューションの提供に力を注ぐ顧客中心の投資運用会社である。主販売会社は、法人、基金、財団、中央銀行、政府機関、政府系ファンド、医療機関、金融機関、公的資金ならびに労働組合および産業年金を含む機関投資家を基盤とする様々な顧客にサービスを提供しており、世界中の様々な仲介機関および個人投資家にもサービスを提供している。

30年以上の資産運用経験により、主販売会社の投資戦略は、世界中のリスク/リターン領域、投資スタイル、ならびに株式、債券、オルタナティブおよび私募債市場を含む資産にまで及んでいる。主販売会社は、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、東京を含む世界中の様々な事務所の資産運用の専門家の能力を活用している。

主販売会社の投資助言関連会社には、米国以外の関連会社が含まれる。

(4) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.C.A.)

資本金の額

2015年10月末日現在、65,000,975ユーロ(約86億3,473万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2015年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.84円)による。

事業の内容

1990年1月19日、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

(5) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(日本における「代行協会員」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

資本金の額

2015年10月末日現在、621億円

事業の内容

日本における証券会社として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種・第二種金融商品取引業に関する業務を行っている。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2015年10月末日現在、405億円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2015年10月末日現在、61億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

資本金の額

2015年10月末日現在、479億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(9) 株式会社三菱東京UFJ銀行(「日本における販売会社」)

資本金の額

2015年10月末日現在、17,119億円

事業の内容

日本において銀行業務を営んでいる。

(10) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2015年10月末日現在、60億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(11) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

資本金の額

2015年6月末日現在、34,259億円

事業の内容

全国の農業協同組合、漁業組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需要調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を行っている。なお、取次登録金融機関との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結することがある。(農林中央金庫では販売を行っていない。)

2【関係業務の概要】

- (1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッド(「オルタナティブ投資ファンド運用者」)
(Morgan Stanley Investment Management (ACD) Limited)
オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをAIFMDの規定に従って目論見書および約款に記載されている投資方針および投資目的に基づき提供する。
なお、オルタナティブ投資ファンド運用者は、2014年7月22日付で効力を発生するオルタナティブ投資ファンド運用サービス契約に基づき、管理会社により追加的に任命された。
- (2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「ポートフォリオ運用者」)
(Morgan Stanley Investment Management Inc.)
ポートフォリオ運用者はポートフォリオ運用者として行為し、オルタナティブ投資ファンド運用者による全般的な監督に従い、ファンドの資産の投資および再投資に関する投資一任業務を行う。
- (3) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「主販売会社」)
(Morgan Stanley Investment Management Limited)
オルタナティブ投資ファンド運用者との契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻しに関する業務等、主販売会社としての業務を行う。
- (4) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)
(State Street Bank Luxembourg S.C.A.)
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務ならびに登録および名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行業務(純資産価格の計算を含む。)等を行う。
- (5) モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社(日本における「代行協会員」)
(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)
ファンド証券の代行協会員業務を行う。
- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の買戻し業務を行う。

(9) 株式会社三菱東京UFJ銀行(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(10) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(11) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し契約を締結している。

なお、農林中央金庫との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関は、ファンド証券の販売・買戻し業務の全部または一部を行う。(農林中央金庫では販売を行っていない。)

3【資本関係】

管理会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(日本における代行協会員)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッド(オルタナティブ投資ファンド運用者)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(ポートフォリオ運用者)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(主販売会社)の主要株主は、モルガン・スタンレーである。

第3【投資信託制度の概要】

I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2014年12月末日現在でファンド数は1,717、その純資産総額は7,626億ユーロ(約101兆3,038億円)に達している。

ルクセンブルグの監督当局の発表によると、2014年12月末日現在で会社型投資信託の数は2,095、その純資産総額は、2兆3,153億ユーロ(約307兆5,645億円)に達している。

ルクセンブルグの監督当局(以下「金融監督委員会」という。)が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	640,422	4,463	592,865	9,284	1,233,287
2002	4,358	578,917	4,087	542,917	8,445	1,121,834
2003	4,662	619,300	4,871	647,064	9,533	1,266,364
2004	5,039	669,381	6,022	799,962	11,062	1,469,476
2005	6,243	829,320	9,009	1,196,756	15,252	2,026,076
2006	6,813	905,039	11,635	1,545,593	18,448	2,450,632
2007	7,487	994,573	13,107	1,741,134	20,594	2,735,707
2008	5,672	753,468	9,925	1,318,437	15,597	2,071,905
2009	6,018	799,431	12,392	1,646,153	18,410	2,445,584
2010	6,522	866,382	15,468	2,054,769	21,990	2,921,152
2011	6,096	809,793	14,869	1,975,198	20,965	2,784,991
2012	6,691	888,832	17,027	2,261,867	23,718	3,150,699
2013	6,920	919,253	19,097	2,536,845	26,017	3,456,098

2014	7,626	1,013,038	23,153	3,075,645	30,779	4,088,682
------	-------	-----------	--------	-----------	--------	-----------

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場(1ルクセンブルグ・フラン=2.68円)により、ユーロの円貨換算は、2015年10月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.84円)による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付大公令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日付大公令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁(以下「IML」という。)に付託され(IMLは同法第30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行(以下「中央銀行」という。)となった。1999年1月1日以降、これらの権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルグ証券取引所の監督ならびにルクセンブルグ証券取引所における証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。1983年8月25日法は特に契約型投資信託(以下「FCP」という。)の運用について規定している。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済み)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、欧州共同体の1985年12月20日付通達(以下「欧州共同体通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年12月20日法」という。)により、ルクセンブルグは、欧州共同体通達を改正する通達2001/107/CEおよび2001/108/CEを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定によると、2002年12月20日法は、直ちに1988年3月30日法を廃止することなく、1988年3月30日法は、2004年2月13日まで完全に効力を有し、UCITSに適用される経過規定としては、2007年2月13日まで引き続き効力を有した。

2007年2月13日以降、2002年12月20日法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。

機関投資家向け投資信託に関する1991年法は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済み)(以下「SIF法」という。)に置き換えられた。かかる専門投資信託は、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に評価することができる豊富な情報を持つ投資家向けのものである。専門投資信託(以下「SIFs」という。)は、リスク分散の原則に従った集団投資ビークルであり、よって投資信託とみなされる。SIFsは、会社形態および投資規則に関して柔軟性が増した上に、特に販売会社が金融監督委員会による承認を得る必要がないという面で慎重な監督が軽減されている。適格投資家は機関投資家およびプロの投資家だけでなく、投資知識・経験を有する個人投資家も含まれる。

2002年12月20日法は、投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年12月17日法」という。)により置き換えられた。2010年12月17日法は、通達2009/65/ECを実施した。同法は2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行された。

経過規定によれば、2010年12月17日法は、直ちに2002年12月20日法をすべての点で置き換えるものではない。

2002年12月20日法パートIに服するUCITSおよび2002年12月20日法第2条に定めるUCITS(ただし、2002年12月20日法第3条に言及されるものを除く。)で、2011年1月1日より前に設定されたものは、すべて2011年7月1日付で2010年12月17日法に準拠している。

2011年7月1日以降に設定されたすべてのUCITSは、2010年12月17日法に準拠している。

2010年12月17日法の施行前に設定された上記のUCITS以外の投資信託は、法に基づき2010年12月17日法に準拠するものとする。ただし、これらの投資信託は、2012年7月1日まで、かかる条項が適用される限り第95条第2項および第99条第6項第2号を遵守しなければならなかった。

2010年12月17日法の施行後に設定された投資信託は、特定の法律に準拠しない限り、法に基づき2010年12月17日法に準拠するものとする。

2010年12月17日法の施行前に設立された2002年12月20日法第13章に服する管理会社は、2011年7月1日以降、すべて2010年12月17日法に準拠し、よって2010年12月17日法第15章に服する。

2010年12月17日法の施行前に設立された2002年12月20日法第14章に服する管理会社は、2011年1月1日以降、すべて2010年12月17日法に準拠し、よって2010年12月17日法第16章に服する。かかる管理会社は、2012年7月1日まで、第125-1条第1項第9号を遵守しなければならなかった。

2010年12月17日法の施行以降、2002年12月20日法第14章に服する管理会社は設立できない。

2010年12月17日法の施行前に2002年12月20日法に基づきUCITSを管理する認可を受けている管理会社は、2010年12月17日法上、認可されているものとみなされる。

2002年12月20日法は、2011年1月1日以降廃止された第127条および第129条を除き、2012年7月1日をもって廃止される。

2. 2010年12月17日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年12月17日法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年12月17日法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2.1.2. ルクセンブルグにおいて設定され、2010年12月17日法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)とみなされるすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通達当該国において立法化されている限りにおいて、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年12月17日法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、
- 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託、受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2010年12月17日法第3条は、同法第2条の定義に該当するものの、UCITSたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS。
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS。
- c) 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみ受益証券を販売することのできるUCITS。
- d) 2010年12月17日法第5章によりUCITSに課される投資方針がその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS。

2.1.5. 上記d)の種類のUCITSは金融監督委員会の2003年1月22日付通達03/88によって以下のとおり定義されている。

- a) 2010年12月17日法第41条第1項に規定されている譲渡性のある証券以外の資産および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有するUCITS。
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有するUCITS。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有するUCITS(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資方針または借入方針に関して、パートの対象とならないUCITS。

オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法によりAIFMDが国内法(以下「AIFM法」という。)で実施された。かかる日より、2010年12月17日法パート に服するすべての投資信託がAIFと見なされている。

AIFM法に定められた経過規定に反することなく、2013年7月22日より前に設定された2010年12月17日法パート に服する投資信託であって、AIFM法第2章またはAIFMD第 章に基づき認可されたAIFMの責任で運用されているものは、2014年7月22日まで、2010年12月17日法第10章bisの規定を遵守しなければならなかった。

AIFM法に定められた経過規定に反することなく、2013年7月22日から2014年7月22日までの間に設定された2010年12月17日法パート に服する投資信託は、設定日から、AIFM法に規定されるAIFと見なされる。AIFM法第2章またはAIFMD第 章に基づき認可されたAIFMの責任で運用されているこれらの投資信託は、設定日から、2010年12月17日法第10章bisの規定を遵守しなければならない。外部のAIFMが、2013年7月22日より前にAIFMの業務を行っていた投資信託は、最長で2014年7月22日まで、2010年12月17日法第10章bisの規定を遵守しなければならなかった。

2014年7月22日以後に設定された2010年12月17日法パート に服するすべての投資信託は、法に基づき2010年12月17日法第10章bisに準拠するものとする。

2.1.6. 2010年12月17日法は、特にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、UCITSに該当するものもパート に該当する投資信託いずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託("fonds commun de placement", common fund)

2) 会社型投資信託(investment companies)

- 変動資本を有する会社型投資信託(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する会社型投資信託(以下「SICAF」という。)

上記の投資信託は、2010年12月17日法、1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

投資信託の監督は、金融監督委員会が行っている。

2.2. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

2010年12月17日法第9条、第11条、第23条、第41条、第42条、第44条、第91条および第174条は、特定の要件を設定し、または、ルクセンブルグ大公国規則(以下「大公規則」という。)もしくは金融監督委員会規則によって特定の要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2010年12月17日法第174条(旧2002年12月20日法第129条)に記載される年次税の適用に関する条件および基準を決定する2003年4月14日付大公規則を除き、本書の日付において当該規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託("fonds commun de placement"または"FCP")

契約型の投資信託は、共有資産(ファンド)、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

2.2.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、加入者の複合投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条。ただし、これらに限らない。)および2010年12月17日法に従っている。

投資者は、契約を締結し、受益権を取得することによって、受益者としての相互間の関係を承認することになる。受益者と管理会社との関係は後述の約款に基づいている。

2.2.1.2. 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、約款に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益権を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

2010年12月17日法のパートIに基づき組成されたFCPの受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年12月17日法に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年12月17日法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、約款の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は約款の定めに従う。

2.2.1.3. 主な要件は以下のとおりである。

- 契約型ファンドの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は契約型ファンドとして活動する許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、金融監督委員会規則によって最大2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款の枠内で執行するよう任命される。UCITSは、管理会社が2010年12月17日法第15章に従い管理し、パート が適用される「その他の投資信託」は、管理会社が2010年12月17日法第16章に従い管理すること。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に二度は計算されること。パート が適用される「その他の投資信託」の場合は、少なくとも1か月に一度は計算されること。ただし、金融監督委員会がUCITSの頻度を1か月に一度に減らすことを認める場合がある。その場合には、回数を減らしたことで受益者の利益を損なわないことを条件とする。また、パート が適用される「その他の投資信託」についても正当な申請に応じて回数を減らす場合がある。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) FCPの会計年度末。
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。

(j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

(注) 2010年12月17日法のパートIに基づくFCPに関しては、例外として、状況に応じて必要とされる場合であって、かつ停止が受益者の利益を考慮して正当化される場合には、管理会社は受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合でも、純資産価格計算の停止ならびに発行および買戻しの停止が全体として受益者または公共の利益となる場合、特にFCPの活動および運用に関する法令または契約の規定が遵守されていない場合には、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.4. 投資信託(契約型または会社型)に適用される投資制限に関しては、2010年12月17日法は、UCITSとみなされるFCPIに適用される制限とパート 投資信託とみなされるFCPIに適用される制限とを明確に区別している。

2.2.1.4.1. UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年12月17日法第40条から第52条までに規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

(15)の規定を除いて、本項の適用上、複数のコンパートメントを有する投資信託の各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対する異なるコンパートメントの債務の分離原則が確保されていないなければならない。

(1) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。しかしながら、証券取引所に上場されていない、または定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができるのは、その純資産の10%までである。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていないなければならない。

(2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSおよび/または同通達第1条第2項a)およびb)に規定するその他の投資信託の受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他の投資信託は、金融監督委員会がEU法に規定する監督と同程度とみなす監督に服することおよび監督当局の協力が十分に確保されていることを定めた法令に基づき認可されたものであること。
- かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
- かかるその他の投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他の投資信託は、その約款または設立文書に従い、他のUCITSまたは投資信託の受益証券に合計して純資産の10%超を投資しないこと。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き落とすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、EU非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従ってUCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨である。
 - OTCデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、UCITSの主導により、公正価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限に関して、金融監督委員会は2011年5月30日付金融監督委員会通達11/512を出し、主として2010年12月17日法第42条および2013年2月18日付金融監督委員会通達13/559の規定および同条により規定された要件を繰り返し表明した。
- (5) UCITSは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年12月17日法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品。
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品。
 - 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品。
 - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)から3)までに規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的な目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。

- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社または投資法人は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限および管理される各UCITSに関するデリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。

リスク管理プロセスに関しては、金融監督委員会は、2010年12月22日付で規則No.10-04(2011年5月30日付金融監督委員会通達No.11/512により明確化かつ完成された)を公表して、設立要件、利益相反、事業活動、リスク管理および保管受託銀行と管理会社との間の契約内容に関する欧州議会および欧州理事会通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付金融監督委員会通達2010/43/EUを置き換えている。

- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。かかる運用がデリバティブ商品の利用に関係する場合、これらの条件および制限は2010年12月17日法の規定に従うものとする。

かかる運用によって、UCITSが約款または目論見書に定めるその投資目的からそれるような状況はない。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの純資産総額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該投資は(10)、(12)および(13)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその純資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその純資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引およびポートフォリオの効率的運用技法におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその純資産の10%、その他の場合はその純資産の5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその純資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その純資産の価額の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および/またはかかる機関とのOTCデリバティブ取引およびポートフォリオの効率的運用技法によるエクスポージャーを合計して、結果としてその純資産の20%を超えて投資を行ってはならない。

(c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または複数のEU加盟国が加盟している公共国際機関が発行もしくは保証する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品の場合は、35%を上限とする。

(d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

UCITSがその純資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの純資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品およびポートフォリオの効率的運用技法への投資は、当該UCITSの純資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その純資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、最大20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること

- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限を上限とする投資は、一発行体にのみ許される。

- (12)(a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その純資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または複数のEU加盟国が加盟している公共国際機関、米国等の経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の加盟国または複数の加盟国が加盟している公共国際機関が発行もしくは保証する、様々な譲渡性のある証券もしくは短期金融商品に投資することを許可することがある。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が総額の30%を超えることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公共国際機関を明示しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書またはマーケティング・コミュニケーションにおいて、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の国、地方自治体または公共国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13)(a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他の投資信託の受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

- (b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの純資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよびその他の投資信託の資産は(10)に記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/またはその他の投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定する他のUCITSおよび/またはその他の投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび/またはその他の投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14)(a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)から(8)までに記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式もしくは債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合はマーケティング・コミュニケーションにおいて、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はマーケティング・コミュニケーションにおいて、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、ならびに商品カテゴリーの主たるリスクおよび利回りについての直近の展開に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15)(a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年12月17日法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- ()同一発行体の議決権のない株式の10%
 - ()同一発行体の債券の10%
 - ()同一UCITSまたは2010年12月17日法第2条第2項に定めるその他の投資信託受益証券の25%
 - ()同一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()から()までの制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品。

- 3) 複数のEU加盟国が加盟している公共国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務を行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本項の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由により、または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17)(a) 投資法人または契約型投資信託のために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) 上記(a)にかかわらず、UCITSは以下の場合に借入れを行うことができる。
- 1) かかる借入れが一時的なもので、かつ、投資法人の場合はその純資産の10%を超えない場合もしくは契約型投資信託の場合はファンドの純価額の10%を超えない場合。
 - 2) かかる借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのもので、かつ、投資法人の場合はその純資産の10%を超えない場合。
- UCITSに対して上記1)および2)に基づく借入れが認められる場合、かかる借入れは、合計でその純資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)から(9)までの適用を害することなく、投資法人または契約型投資信託のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。

(19)投資法人または契約型投資信託のために行う管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20)UCITSまたはかかるUCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができる。かかるマスター自体はフィーダー・ファンドとなったり、またはフィーダー・ファンドの受益証券を保有してはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一つまたは複数に投資することができない。

- 2010年12月17日法第41条(2)項第2段落に従う付随的な流動資産
- 2010年12月17日法第41条(1)項g)および第42条(2)項および(3)項に従い、ヘッジ目的でのみ利用が可能な金融デリバティブ商品
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業の直接的な目的遂行に欠かせない動産または不動産資産
- フィーダーとみなされるUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから一切の申込手数料、償還手数料または後払い販売手数料、転換手数料を請求されない。

コンパートメントがフィーダーとみなされる場合、フィーダーによってマスターの受益証券への投資により支払われるすべての報酬および費用の払戻し、ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料総額の記述が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書においては、UCITSは、フィーダーおよびマスター双方の手数料総額に関する明細を含むものとする。

UCITSのコンパートメントがマスターとみなされる場合、フィーダーは、マスターから一切の申込手数料、償還手数料、後払い販売手数料、または転換手数料を請求されない。

(21)投資信託のコンパートメントは、約款または設立文書ならびに目論見書に定める条件に従い、以下の条件に基づき同一の投資信託(以下「ターゲット・ファンド」という。)内の一つまたは複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券を申込み、取得し、および/または保有することができる。

- ターゲット・ファンドが、代わりに、ターゲット・ファンドによって投資が行われているコンパートメントに投資しない。
- 合計でターゲット・ファンドの資産の10%を超える額を、他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡性のある証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券が投資信託により保有されている限り、その価額は、2010年12月17日法により課される純資産の最低額を立証するための投資信託の純資産の計算にあたっては考慮されない。

2002年12月20日法の定義に関する2008年2月8日付大公規則により、定義の明確化に関して通達2009/65/ECを実施する2007年3月18日付のEU通達2007/16/CEおよびUCITSによる投資適格資産に関する2007年3月の欧州証券規制当局委員会(以下「CESR」という。)のガイドライン(以下「通達2007/16」という。)がルクセンブルグで施行された。

2008年2月19日付で、金融監督委員会は、大公規則についてその規定を明確にし、UCITSによる投資適格資産に関する2007年7月のCESRガイドラインを施行する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を発した。

通達08/339は、特定の金融商品が、2002年12月20日法の関連規定に定める(さらに大公規則で規定される。)投資適格資産にあたるかどうかを検討する場合、UCITSはこれらのガイドラインを考慮しなければならないと規定している。

2008年6月4日付で、金融監督委員会は、特にセキュリティーズ・レンディング取引からなるUCITSが利用できる技法と手段を詳細に定める通達08/356(以下に述べる通り、2011年5月30日付金融監督委員会通達11/512により改正済み)(以下「通達08/356」という。)を発した。

通達08/356は、現金担保を再投資できるような許容される担保および許容される資産を導入している。通達は、UCITSが法定限度を超える相手方に対するリスクを回避するために、現金担保の再投資において取得した担保および資産をどのように保管しなければならないかについて定めており、セキュリティーズ・レンディング取引がUCITSのポートフォリオ運用業務、買戻し義務およびコーポレートガバナンスの遵守を妨げてはならないことを再び表明している。最後に、通達は、目論見書および財務報告書に含む必要のある情報を規定している。

2008年11月26日付で、金融監督委員会は、UCITSによる投資適格資産に関するCESRガイドラインを定め、金融監督委員会が通達08/339を通じて発表したUCITSによる投資適格資産に関する2007年3月のCESRガイドライン(Ref.: CESR/07-044)を取り消して差し替える通達08/380(以下「通達08/380」という。)を公表した。

通達08/380は、効率的なポートフォリオ運用を目的とした技法と手段に関連するUCITSによる投資適格資産に関するCESRガイドラインの変更点にのみ着目している。これは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法と手段には、金融担保契約、買戻し契約、保証およびセキュリティーズ・レンディングに関する通達2002/47/ECの規定に基づく担保を含むが、これに限らない旨を示している。通達85/611/EEC第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSが買戻し契約またはセキュリティーズ・レンディングを使用することが認められる場合には、かかる運用をUCITSの全体的エクスポージャーの計算において考慮しなければならない。

金融監督委員会通達08/356は、効率的なポートフォリオ運用技法の利用に関する追加ガイドラインを規定した欧州証券市場監督庁(以下「ESMA」という。)のガイドライン2012/832と併せて読まれるべき。

金融監督委員会規則No.10-04に加えて、ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に関する特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付通達2010/44/EUを置き換える金融監督委員会規則No.10-05(以下「金融監督委員会規則No.10-05」という。)が採用されている。

2011年1月10日付で金融監督委員会通達11/498が採用され、金融監督委員会規則No.10-04、金融監督委員会規則No.10-05および2010年12月17日法に関係する手続の実施が制定されている。

この通達は、(i)2010年12月17日法の構造、(ii)通達2009/65/ECおよび2010年12月17日法により導入された重要な改革事項はもちろん、(iii)2010年12月17日法の経過規定の要約を目的としている。

2011年4月15日付で新たな通知手続に関する金融監督委員会通達11/509が発行され、他のEU加盟国において受益証券の販売を希望するルクセンブルグ法に準拠するUCITS、およびルクセンブルグにおいて受益証券の販売を希望する他のEU加盟国のUCITSがこれに従う。

2011年5月30日付で金融監督委員会通達11/512が発行され、金融監督委員会規則No.10-04の公布ならびにUCITSのリスク計測およびグローバル・エクスポージャーの計算およびカウンターパーティー・リスクに関するESMAガイドライン10-788に従ったリスク管理における主要な規制上の変更が示されている。この通達は、(i)リスク管理規則の明確化および(ii)金融監督委員会に報告されるリスク管理プロセスの内容および形式の定義を目的としている。

2012年12月18日付でESMAが公表した「監督当局とUCITS管理会社に関するガイドライン」を置き換える金融監督委員会通達が2013年2月18日付で発行されている。

2014年6月27日付で発行された金融監督委員会通達14/589では、裁判外紛争処理に関する2013年10月15日付金融監督委員会規則No.13-02についての詳細が定められている。

2014年7月22日付で発行された金融監督委員会通達14/591は、オープン・エンド型投資信託における重大な変更が生じた場合の投資家保護に関するものである。

2014年12月2日付で発行された金融監督委員会通達14/598は、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン(CESR/10-049)の見直しに関するESMAの見解に関するものである。

2.2.1.4.2. UCITSに該当しない契約型投資信託に適用される制限は、金融監督委員会規則によって確定される。

かかる金融監督委員会規則は、とりわけ、以下の事項を決定できる。

- a) 契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻し価格決定のための最低期間。
- b) 流動資産により示される契約型投資信託の資産の下限割合。
- c) 証券取引所に上場されておらず、類似のセーフガードのある規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券に投資できる契約型投資信託の資産の上限割合。
- d) 契約型投資信託が保有できる同一発行体により発行される同一種類の有価証券の上限割合。
- e) 同一発行体により発行される有価証券に投資できる契約型投資信託の資産の上限割合。ただし、最近設定された契約型投資信託は、リスク分散の原則を遵守していれば、認可日から6か月間は本項の適用を受けない。
- f) その他の投資信託の投資証券に投資できる契約型投資信託の条件および可能な上限割合。
- g) その総資産額について、契約型投資信託が借入れを行うことが認められている金額の上限割合およびかかる借入れの条件。

(注) かかる金融監督委員会規則は公表されていない。

2.2.1.5. 管理会社

パート 投資信託のみを管理するすべての管理会社には、2010年12月17日法第16章が適用される。

UCITSを管理する管理会社は、2010年12月17日法第15章が適用される(以下参照)。

2010年12月17日法第15章または第16章のいずれかに定める要件を満たす管理会社が、パート 投資信託を管理することができる。

2.2.1.5.1. 2010年12月17日法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、金融監督委員会によりかかる管理会社に対して通知がなされる。リストへの登録の申請は、管理会社の設立に先立って金融監督委員会に提出されなければならない。管理会社は、金融監督委員会により認可が通知された後においてのみ設立される。かかるリストおよびその修正については、金融監督委員会によりメモリアルに公告される。

2010年12月17日法第125-2条の適用に反することなく、第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- a) AIFMDに規定されるAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- b) AIFMDに規定されるAIFと見なされる一つもしくは複数の契約型投資信託に対して、またはAIFMDに規定されるAIFと見なされる一つもしくは複数の変動資本を有する会社型投資信託もしくは固定資本を有する会社型投資信託に対して、2010年12月17日法第89条第2項に規定される管理会社の業務を行うこと。この場合、管理会社は、該当する契約型投資信託および/または変動資本を有する会社型投資信託もしくは固定資本を有する会社型投資信託のために、2010年12月17日法第88-2条第2項 a) 号に従い、外部のAIFMを任命しなければならない。
- c) 運用資産がAIFM法第3条第2項に規定される限度額のひとつを超えない一つまたは複数のAIFの運用を行うこと。この場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - 運用するAIFを金融監督委員会に対して特定すること。
 - 運用するAIFの投資戦略に関する情報を金融監督委員会に提供すること。
 - 金融監督委員会がシステミック・リスクを効率的に監視できるように、管理会社が取引を行っている主たる金融商品に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および運用するAIFの最も重要な集中に関する情報を、定期的に金融監督委員会に提供すること。

上記の限度額の条件に合致しなくなり、当該管理会社が2010年12月17日法第88-2条第2項 a)号に規定される外部AIFMを任命していない場合、または管理会社がAIFM法に服することを選択した場合、当該管理会社は、AIFM法第2章に定める手続きに従い、30暦日以内に金融監督委員会に対して認可申請を行わなければならない。

AIFMDに規定されるAIF以外の投資ビークルがそれらに係る特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)号または c)号に言及される業務を行わずに、a)号に言及される業務のみを行うとして、2010年12月17日法第125-1条に基づく認可を受けることはない。

管理会社の自らの資産の管理は、付随的な性質のものに限定されなければならない。

中央管理機構および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

上記 a) 号または c) 号に言及される行為を行う2010年12月17日法第125-1条の適用範囲に該当する管理会社は、活動をより効率的に行うため、自らの業務のいくつかを代理して遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件が遵守されなければならない。

- a) 金融監督委員会は適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該委任が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、投資信託が管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、かかる委任は資産運用の認可を得ているまたは登録されている事業体で慎重な監督に服するもののみ付与される。当該委任が慎重な監督に服する第三国の事業体に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、当該委託は金融監督委員会の事前の承認を得た後に限り効力を発生する。
- e) 投資運用の中核的機能の権限付与は保管受託銀行に対して行ってはならない。

第125-1条の第4号 b)号において言及される活動を行う第125-1条の適用範囲に該当する管理会社は、当該管理会社により任命された外部AIFMが、管理会社の管理および販売業務を引き受けていない限り、自らの活動をより効率的に行うことを目的として、管理および販売業務の一つまたはいくつかを、管理会社を代理して実行する権限を、第三者に委託することが認められている。この場合、以下の前提条件が遵守されなければならない。

- a) 金融監督委員会は適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該委任が管理会社に対する監督の効果を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、契約型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託または固定資本を有する会社型投資信託が投資家の最善の利益のために管理されることを妨げてはならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。この最低金額は、金融監督委員会規則により625,000ユーロまで引き上げることができる。

かかる資本金は、管理会社によって永久的に自由に処分可能な形で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- b) 第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- c) 管理会社の株主またはメンバーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。
- d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき通知されるものとする。認可が付与されない場合は、その理由が示されるものとする。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始することができる。

管理会社の経営陣、役員会および監査役会のメンバーには、認可を受けることにより、金融監督委員会による認可申請の審査の根拠となる重要な情報に関する変更について、金融監督委員会に対して、自発的に、完全、明解かつ包括的な方法で、書面により通知を行う義務が生じる。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

- e) 2010年12月17日法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。
- (7) 管理する投資信託の資産は管理会社が支払不能に陥った場合に管理会社の財産の一部を構成せず、管理会社の債権者による請求の対象とはならない。

任命された管理会社として、2010年12月17日法第88-2条第2項 a)号に規定される外部AIFMを任命せずに、AIFMDに規定される一つまたは複数のAIFの運用を行う第125-2条に従い認可された管理会社は、運用資産がAIFM法第3条第2項に規定される限度額のひとつを超える場合、AIFM法第2章に基づくAIFのAIFMとして金融監督委員会から事前認可も取得しなければならない。

第125-2条に言及される管理会社は、AIFM法別表 に言及される活動にのみ従事することができ、さらにAIFM法第5条第4項に言及される非中核的活動にも従事することができる。

第125-2条に従い管理会社が運用するAIFに関連して、任命された管理会社としての管理会社は、AIFM法により規定された規則のすべてについて、当該規則がかかる管理会社に適用ある限り、これを遵守する。

- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する認可法定監査人に委ねることが条件とされる。認可法定監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

金融監督委員会は、独立監査法人による報告書の内容を定める法律の規定に反しないように、年次財務書類の監査に関する委任の範囲、および前述の認可法定監査人による報告書ならびに書面によるコメントの内容について定めることができる。

認可法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくは投資信託に関するその他の法的作業を行う上で認識した事実または決定が、以下に該当する可能性がある場合、速やかに金融監督委員会に報告しなければならない。

- 2010年12月17日法または同法の実施のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的業務または管理会社の事業活動へ出資を行う企業の継続的な業務を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保を表明することとなる場合

認可法定監査人はまた、管理会社に関する上記の義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査、または支配関係により管理会社と密接な関係を有するその他の企業に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資を行う企業と密接な関係を有するその他の企業に関して、その他の法的作業を行う上で認識した、上記の分類に適合する管理会社に関する事実または決定を、速やかに金融監督委員会に報告する義務を負う。

その義務を遂行するにあたり、認可法定監査人が管理会社の報告書またはその他の書類において、投資家もしくは金融監督委員会に提供された情報が管理会社の財務状況ならびに資産および負債を正確に記載していないと認識した場合、直ちに金融監督委員会に通知しなければならない。

認可法定監査人はまた、その義務を遂行する上で認可法定監査人が知り、もしくは知るべき事項について要求されるすべての情報または証明を金融監督委員会に提供しなければならない。

認可法定監査人が金融監督委員会に対して誠実に行う事実または決定の開示は、職業上の守秘義務違反または契約により課せられる情報開示規制違反ではなく、認可法定監査人のいかなる法的責任も生じない。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対して、管理会社の活動および運営のある特定の側面の管理を行うよう要求することができる。かかる管理は関連する管理会社の費用で行われる。

2.2.1.5.2. 2010年12月17日法第15章

同法第101条から第124条までは、第15章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

業務を行うための条件

- (1) 第15章に定めるルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。2010年12月17日法に基づき管理会社に対して付与された認可は、すべてのEU加盟国に対して有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、金融監督委員会によりかかる管理会社に対して通知がなされる。リストへの登録の申請は、管理会社の設立に先立って金融監督委員会に提出されなければならない。管理会社は、金融監督委員会により認可が通知された後においてのみ設立される。かかるリストおよびその修正については、金融監督委員会によりメモリアルに公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下で他のEU加盟国に販売できない。

UCITSの管理のための活動は、2010年12月17日法別表 の業務リストに記載されている。

(注)リストには、投資運用、事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。

(a) 投資資産が金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)別表 セクションBで言及される金融商品を1つ以上含んでいる場合、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む。)。

(b) 付随的業務として、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)別表 セクションBで言及される金融商品の1つ以上に関する投資顧問業務ならびに投資信託の受益証券に関する保管および事務業務。

管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

本章において、投資顧問業務とは、請求に応じてまたは管理会社主導のいずれかで、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)別表 セクションBで言及される金融商品に関連する1件以上の取引について、顧客に対して、個人的助言を提供することである。

本章において、個人的助言とは、投資家もしくは潜在的投資家としての、または投資家もしくは潜在的投資家の代理人としての個人に対して行われる助言をいう。

この助言はかかる個人に適した形で提示されなければならない、またはかかる個人の状況を考慮した上で行われなければならない。また、かかる助言は、以下の手続きのうち一つを行うための助言でなければならない。

(a) 特定の金融商品の購入、販売、申込み、交換、買戻し、保有もしくは引受けを行うこと。

(b) 特定の金融商品により付与された金融商品の購入、販売、申込み、交換、買戻しを行う権利を行使することもしくは行使しないこと。

市場濫用規制に関する2006年5月9日法第1条(18)に定義される販売経路を通じて排他的に行われるか、もしくは公衆に対して行われる場合は、助言は個人的助言ではない。

- (4) 金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に準用される。

上記(3)(a)のサービスを提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の自己資本に関する2006年6月14日付通達2006/49/EC(改正済み)を置き換えるルクセンブルグの規制に従う。

- (5) 上記(2)および(3)が適用される管理資産は管理会社が支払不能に陥った場合に管理会社の財産の一部を構成せず、管理会社の債権者による請求の対象とはならない。

2010年12月17日法第101条第2項の適用除外により、ルクセンブルグに登録事務所を有する、AIFMDに規定されるAIFのAIFMとして任命されている第15章に従い認可された管理会社は、AIFM法第2章に基づくAIFのAIFMとして金融監督委員会による事前認可を取得しなければならない。

管理会社が2010年12月17日法第101-1条第1項に基づく認可の申請を行う場合、当該管理会社は、2010年12月17日法第102条に基づく認可申請時に金融監督委員会に対して既に提出済みの情報または文書の提出を免除される。ただし、かかる情報または文書は最新のものであることを条件とする。

2010年12月17日法第101-1条に記載される管理会社は、AIFM法別表 に記載される活動および2010年12月17日法第101条に従い認可されることを条件として追加的に行うUCITSの運用にのみ従事することができる。

AIFの運用活動との関係で、これらの管理会社は、金融商品に関する注文の受付および伝達を含むAIFM法第5条第4項に規定される非中核的サービスの提供も可能である。

2010年12月17日法第101-1条に規定されるAIFのAIFMとして任命された管理会社は、AIFM法により規定された規則のすべてについて、当該規則がかかる管理会社に適用ある限り、これを遵守する。

- (6) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下を考慮の上、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項において、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - ()管理会社が運用機能を委託した契約型投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - ()管理会社が指定管理会社とされた投資法人。
 - ()その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
- これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、上記の自己資本の追加分の50%までは追加しないことができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 上記(a)で言及される資本金は、管理会社によって永久的に自由に処分可能な形で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

- (e) 中央管理機構と登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の業務を行う者は、関連するUCITSまたは投資信託に関して、2010年12月17日法第129条第5項に定める十分な信用と経験を有していなければならない。
- (7) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- 金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。
- 金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視する上で必要な情報の提供を継続的に求める。
- (8) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき通知されるものとする。認可が付与されない場合は、その理由が示されるものとする。
- (9) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始することができる。
- 管理会社の経営陣、役員会および監査役会のメンバーには、認可を受けることにより、金融監督委員会による認可申請の審査の根拠となる重要な情報に関する変更について、金融監督委員会に対して、自発的に、完全、明解かつ包括的な方法で、書面により通知を行う義務が生じる。
- (10) 金融監督委員会は、以下の場合、第15章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上2010年12月17日法第15章に定められる活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達2006/49/ECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)に適合しない場合。
- (e) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年12月17日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (11) 管理会社が2010年12月17日法第116条に従いクロス・ボーダーベースで集团的ポートフォリオの運用活動を行う場合、金融監督委員会は、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議するものとする。
- (12) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接・間接、自然人・法人を問わず)の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第18条の規定と同様の規則に服する。
- 金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 以下の管理会社の認可については、関連するその他のEU加盟国の所轄官庁に事前の相談を行わなければならない。
- (a) 他のEU加盟国において認可されたその他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社。
- (b) 他のEU加盟国において認可されたその他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社。
- (c) 他のEU加盟国において認可されたその他の管理会社、投資会社、信用機関もしくは保険会社を支配する同一の自然人もしくは法人により支配されるもの。

(13) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する認可法定監査人に委ねることが条件とされる。認可法定監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

金融監督委員会は、独立監査法人による報告書の内容を定める法律の規定に反しないように、年次財務書類の監査に関する委任の範囲、および前述の認可法定監査人による報告書ならびに書面によるコメントの内容について定めることができる。

認可法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくは投資信託に関するその他の法的作業を行う上で認識した事実または決定が、以下に該当する可能性がある場合、速やかに金融監督委員会に報告しなければならない。

- 2010年12月17日法の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的業務または管理会社の事業活動へ出資を行う企業の継続的な業務を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保を表明することとなる場合

認可法定監査人はまた、管理会社に関する上記の義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査、または支配関係により管理会社と密接な関係を有するその他の企業に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資を行う企業と密接な関係を有するその他の企業に関して、その他の法的作業を行う上で認識した、上記の分類に適合する管理会社に関する事実または決定を、速やかに金融監督委員会に報告する義務を負う。

その義務を遂行するにあたり、認可法定監査人が管理会社の報告書またはその他の書類において、投資家もしくは金融監督委員会に提供された情報が管理会社の財務状況ならびに資産および負債を正確に記載していないと認識した場合、直ちに金融監督委員会に通知しなければならない。

認可法定監査人はまた、その義務を遂行する上で認可法定監査人が知り、もしくは知るべき事項について要求されるすべての情報または証明を金融監督委員会に提供しなければならない。

認可法定監査人が金融監督委員会に対して誠実に行う事実または決定の開示は、職業上の守秘義務違反または契約により課せられる情報開示規制違反ではなく、認可法定監査人のいかなる法的責任も生じない。

金融監督委員会は、認可法定監査人に対して、管理会社の活動および運営のある特定の側面の管理を行うよう要求することができる。かかる管理は関連する管理会社の費用で行われる。

運用条件

(14) 管理会社は、常に上記(1)から(7)までに記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(6)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを認めることがある。

管理会社が2010年12月17日法第1条に定義される支店を設立するか、または管理会社が他のEU加盟国においてサービス提供を行うかどうかにかかわらず、ホスト国であるEU加盟国の当局に責任を与える通達2009/65/ECの規定を妨げることなく、管理会社の慎重な監督については金融監督委員会が責任を有する。

管理会社の適格保有は、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）第18条の投資会社に関する定めと同じ規則に服する。

2010年12月17日法においては、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）第18条に記載される「会社／投資会社」および「投資会社ら」という表現は、それぞれ「管理会社」および「管理会社ら」と解釈する。

- (15) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、また通達2009/65/ECに従いUCITSの管理行為にあたって遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運営・会計手続、電子データ処理に関する管理・保護手続および十分な内部統制制度を有すること(特に、従業員の個人取引規則や自己勘定で投資するための金融商品投資または保有に関するもの)。これらにより、少なくとも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
- (b) 管理会社と顧客との間、顧客同士の間、顧客とUCITSの間またはUCITS同士の間における利益相反によりUCITSもしくは顧客の利益を損なうリスクを最小化する方法で構成および組織されなければならない。
- (16) (3) (a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- () 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (17) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は金融監督委員会に上記を適切な方法で報告しなければならない。金融監督委員会は、UCITS所在加盟国の監督当局に対して、遅滞なく情報を伝達しなければならない。
- b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げるものではないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている事業体で慎重な監督に服するもののみ付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり第三国の事業体に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能の権限付与は保管受託銀行または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性質を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社または保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (18) 事業活動の遂行に際し、第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、管理するUCITSの最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。

- b) 管理するUCITSの最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
- c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
- d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応するように、また管理会社が他の加盟国で設定されたUCITSを管理する場合、投資家の権利行使に対して制限がかからないようにするため、2010年12月17日法第53条に基づく措置を講じ、適切な手続および取決めを設定するものとする。これらの措置により、投資家は加盟国の公用語または公用語の一つにより苦情を申し立てることができる。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の請求に応じて情報を提供できるよう適切な手続および取決めを設定するものとする。

管理会社は、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第1条1)号に規定される専属代理人を指名する権限を付与されている。

管理会社が専属代理人を指名することを決定する場合、当該管理会社は、2010年12月17日法に基づき許可された活動の範囲内で、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第37-8条に基づき投資会社に適用されるものと同じ規則を遵守しなければならない。本規定の適用にあたり、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)第37-8条における「投資会社」は、「管理会社」と読み替えるものとする。

2002年12月20日法第13章(現在は2010年12月17日法第15章)に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108においてさらに強化された。当該通達の目的は、2002年12月20日法の規定および要件を繰り返し主張することであり、さらに重要なことには、かかる規定および要件をいかに解釈すべきかについての情報を提供している。その範囲内で、通達は管理会社が事業を開始するために金融監督委員会からの事前の認可が必要であることを確認している。さらに通達は、業務プログラムを金融監督委員会に提出する必要があることを規定し、業務プログラムに含むべき情報の種類につき一般的な情報を提供している。

通達にはさらに、人的資源に関して、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないことが明記されている。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも二名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する二名の者について、通達では、二名のうち一名はルクセンブルグに拠点を置かなければならない旨、明記されている。管理会社が顧客毎に一任ベースでポートフォリオの運用業務も行っている場合、業務を遂行する二名の者がルクセンブルグを拠点としなければならない。また、かかる二名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないことも規定されている。二名の者は、業務契約により管理会社の従業員となるかまたは管理会社と関連を持つことができる。

通達は、職員数は管理会社の業務および、恐らくは管理会社が自らまたは委任を通じてその職務を遂行する程度により決まると示唆している。通達の結論としては、最低限必要とされる職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される二名になると思われる。

通達は、使用するIT設備、情報源およびソフトウェアの概要を金融監督委員会に提出しなければならないことならびに管理会社が、健全な運営・会計手続、電子データ処理に関する管理・保護手続および

十分な内部統制制度を有していなければならないことを明記している。また、管理会社は、会社と顧客との間、顧客同士の間、顧客とUCITSの間またはUCITS同士の間における利益相反によりUCITSまたは顧客の利益を損なうリスクを最小化する方法で構成および組織されていなければならない（第109条第1項）。

さらに、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるために充足すべき条件を詳細に記載している。通達では、管理会社の職員、特に業務遂行の責任を負う二名が、管理会社から職務を委託された企業を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めに重点が置かれている。これについて、通達はまた、かかる二名が、職務の委託先企業が実行する業務を管理するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は、常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡単な請求手続で入手できなければならないと規定している。

通達は、投資運用業務を保管会社に委託することはできないと明記している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服する場合にのみ、かかる企業に投資運用業務を委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は、四半期毎に作成の上、金融監督委員会に提出しなければならない6種類の付属書類を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および業務に関係している。

2005年5月24日現在、この通達は金融監督委員会通達05/185により補完されており、業務遂行者に適用される条件およびルクセンブルグにおける規制の内容（例：定時取締役会のルクセンブルグでの開催）を定めている。

2010年7月1日付で、金融監督委員会は、通達10/467（以下「通達10/467」という。）を公表した。その目的は、2002年12月20日法第13章（現在は2010年12月17日法第15章）に従い新たな通信手段を考慮することおよび今後データの電子送信および管理会社の定期的な財務情報の提出に新たな安全な送信チャンネルの使用を義務付けることであり、認可法定監査人が会計年度末に監査した数値を正確に反映する最終版の計算書類を提出する義務を導入している。最終的な財務状況に加え、このテンプレートには、最終的な貸借対照表、投資信託の管理、提供されたサービスおよび職員に関する書類を含んでいる。これらの書類は年次計算書類を承認する定時株主総会の1か月後に金融監督委員会に提出しなければならない。通達10/467は、通達03/108に追加された定期的な書類の一部の内容も変更している。

金融監督委員会規則No.10-04はとりわけ以下の点について2010年12月17日法の実施手続を定めている。

- (1) 2010年12月17日法第109条第1項a)において言及される手続および計画、ならびに2010年12月17日法第109条第1項b)に定めるリスクや利益相反を最小化するための体制および設立要件。
- (2) 利益相反の種類を決定するための基準に加えて、UCITSの最良の利益のために必要な能力、注意および努力をもって、忠実かつ公平に活動するための基準を定めること、資源が適切に使用されていることを確保するために尊重される原則を定めること、また2010年12月17日法第111条に定める利益相反の特定、防止、管理および開示のために管理会社がとらなければならない措置。
- (3) 2010年12月17日法第18条第3項および第33条第4項に従い保管受託銀行と管理会社との間で締結された契約に含まれる構成要素。
- (4) 2010年12月17日法第42条第1項に定めるリスク管理方法に関して、とりわけ管理会社により利用されるリスク管理方法の適切性を評価するための基準、かかる基準に関するものに加えてリスク管理方針およびかかる方針に関する手続、ならびにリスク管理技術の提供、手続および評価。

金融監督委員会は、2012年10月26日付で2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社の認可及び組織に関する新たな金融監督委員会通達12/546（以下「通達12/546」という。）を公表した。この通達12/546の適用範囲は、国外で設立された支店および代表事務所にまで及んでいる。

この新たな通達12/546は、ルクセンブルグの管理会社に適用される金融監督委員会通達03/108及び05/185に代わるもので、かつ最近の通達11/508を盛り込んでいる。

以下の通り、通達12/546は金融監督委員会による規制実施に影響を与える様々な変更を実行し、広範なテーマに関する補足的解説も行っている。

(1) 取締役会

取締役会の構成に関して、通達12/546は、銀行が管理会社の株主であって、かかる銀行が管理会社が管理を行う一つ又は複数のファンドに対して保管受託銀行の職務に就いている場合、管理会社の取締役会が主に「保管受託銀行」業務の代表者により構成されないようにしなければならない旨規定している。

加えて、管理会社を任命しているSICAVの場合は、両組織のそれぞれの取締役会が主に同一人物により構成されないことが推奨されている。

さらに通達は、管理会社の取締役会のすべてのメンバーが、必要とされる時間を割り、自己の職務に集中することを求めている。したがって、取締役会のすべてのメンバーそれぞれは、その業務を適切に遂行するために必要に応じて自ら他の職業への関与(例えば、他の会社におけるその他の委任事項)の数の制限に努めるものとする。

(2) 業務遂行者 / 経営管理委員会 (Comité de Direction)

業務遂行者二名の任命に関連する要件は、大部分は変更がない。かかる業務遂行者は、原則としてルクセンブルグに永続的に駐在していなければならない(原則として、その者らが毎日ルクセンブルグへの通勤が可能である限りとする。)。実際には、業務遂行者は金融監督委員会の連絡窓口であり、これは業務遂行者がすべての必要情報を金融監督委員会に順次提出することができるようにすると同時に、これらの者と直接連絡をとることが可能でなければならない。

ただし、管理会社の事業の性質、規模および複雑さを考慮して、金融監督委員会は、正式に裏付けされた特例の請求をあらかじめ行うことにより、管理会社の業務遂行者のうち一名のみがルクセンブルグに永続的に駐在するという事に同意する場合がある。

金融監督委員会は、様々な分野の職務(例えば、リスク管理、ポートフォリオ管理、中央管理機構及び保管会社、コンプライアンス、内部監査)を委託された業務を担う異なる業務遂行者に割り当てることを引き続き要求している。それにもかかわらず、金融監督委員会は、潜在的な利益相反は、異なる職務(例えば、リスクを伴う職務(ポートフォリオ管理)とこれらのリスクを個別に管理することは、同じ業務遂行者に割り当てられるべきではない。)の割り当ての際に避けられるべきであると規定している。

内部組織に関しては、業務遂行者は「経営管理委員会」(Comité de Direction)を設置するものとする。経営管理委員会は、日常業務に関する限り、管理会社の目的の達成に対して責任を負う。

さらに通達12/546は、経営管理委員会が負っている責任に関する指針を与えている。

金融監督委員会は、業務遂行者に対して、管理会社の事業活動だけを行うことを求めてはいないが、かかる業務遂行者がルクセンブルグに勤務する適任の職員による支援を受ける必要があるとしている。

(3) 株主

管理会社の適格な持分を有する株主又はメンバーが管理会社が管理する投資信託のうちの一つの保管受託銀行である場合、特定の要件が発生する可能性がある。

通達12/546は、管理会社は、その持分により生じるすべての潜在的な利益相反を特定しなければならないが、管理会社の利益相反管理方針に定める手続きに従ってそれらを守る努力をしなければならないと規定している。

加えて、上記のとおり、管理会社の取締役会は主に「保管受託銀行」業務の代表者により構成されないものとする。

通達12/546はさらに、現在金融監督委員会は、管理会社として認可される予定の組織が慎重な要件、とりわけ自己資金に関連する要件の遵守に努めることを保証する同意書を(認可を受ける予定の組織の適格な持分を有する主要株主又はメンバーから)要求することができると規定している。

(4) 自己資金

金融監督委員会は、最低自己資金が管理会社によって永久的に自由に処分可能な形で投入され、必要な場合には利用可能であることを要求している。

現在、通達は、自己資金を流動資産または流動性のある短期資産に容易に転換可能な資産に投資することは、投機的なポジションを含まない限り、認められることを明確にしている。

(5) 中央管理機構及び内部統制

すべての管理会社はルクセンブルグに本店を置かなければならず、それは「意思決定機関」と「中央管理機構」から構成される。これは管理会社がルクセンブルグにその事務所を設置しなければならないことを示唆している。

(6) 手続き及び方針

金融監督委員会は、常に一定の手続きおよびその他の方針の写しを請求する権利(例えば、個人取引に関する手続き、利益相反管理方針、議決権の行使にかかる方策、行為規範に関する手続き、取決めおよび方針)を留保する。

通達12/546は、健全かつ効果的な運用を促すために、すべての管理会社が金融監督委員会通達10/437に従って報酬に関する方針を実施しなければならないことを想起する。

(7) 委任

通達12/546は、一定の条件下において管理会社が一つ又は複数の職務を第三者(以下「受任者」という。)に委任することを明示的に認めている。

管理会社は、組織、利益相反および金融監督委員会規則10-04に定める行為規範の分野における要件に従うために、かかる委任が適切な方法で行われていることを検証し監視しなければならない。管理会社は受任者によるこれらの要件の遵守を効果的に監視しなければならない。特に、ポートフォリオの運用および/または事務管理(受益者名簿の維持を含む)を第三者に委任する場合は、管理会社は委任関係の開始から継続的に、すべての受任者が規則10-04の第8条、第9条、第15条および第16条の要件を充足するために適切な電子システムを有していることを監視する必要がある。とりわけ、業務遂行者および職員によって受任者が行う業務を記録するデータのコントロールおよびアクセスができるような設定が行われるものとする。

ただし、通達12/546は、完全に網羅されているわけではないが、管理会社が委任できない特別な職務のリストを定めている。

(8) さらに通達12/546は、常設のリスク管理機能、常設のコンプライアンス機能および内部監査の実施に係る指針を与えている。

(9) 比例原則

通達12/546は、管理会社が金融監督委員会規則10-04に定める一定の要件の適用において、比例原則を行使することができることを想起する。

(10) 経過規定

本通達12/546の効力発生時に存続するすべての管理会社は、2013年6月30日まで、自己資金の利用、経営管理組織に関する規定、中央管理機構に関する規定だけでなく委任基準に関する規定にも従わなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

2010年12月17日法第15章に基づき認可された管理会社が、支店の設置を行わず、2010年12月17日法別表に定めるとおり、UCITS所在加盟国以外の加盟国において、その他の活動または業務の遂行を申請することなく、管理会社が管理するUCITSの受益証券の販売のみを申請する場合、かかる販売活動は2010年12月17日法第6章の要件にのみ服するものとする。

通達2009/65/ECに従い認可された管理会社は、支店の設置によってまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグにおいて、認可を受けた活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。

2010年12月17日法第15章に基づき認可された管理会社は、支店の設置によってまたはサービス提供の自由の下に、他のEU加盟国において、認可を受けた活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2.2.1.6. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、ファンド資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCP資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って処分されるようにすること。

管理会社の所在加盟国が投資信託の所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、上述のおよび保管受託銀行に適用されるその他の法令または行政規定に従いその権限を遂行することが認められるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社との間で締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない業務の不履行または不適切な履行の結果被った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。ファンドがUCITSである場合でかつ外国会社のルクセンブルグ支店が保管受託銀行である場合、登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、ルクセンブルグの金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務遂行者は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

保管受託銀行は、その義務の履行において得たもので、金融監督委員会が投資信託の2010年12月17日法の遵守を監視するために必要なすべての情報を、請求に応じて金融監督委員会に提供することが義務付けられている。

保管受託銀行業務に関するUCITS関連の法令または行政規定の調整に係る通達2009/65/ECを改正する来たる欧州議会および欧州理事会通達に備えて、CSSFは、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にする目的で、2014年7月11日付で新しい通達を公表した。CSSFは、原則主義に基づき、UCITSの保管受託業務に適用されるより規範的かつ詳細な規則を制定した。

その結果、通達91/75のE章はUCITSには適用されなくなるものの、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドには引き続き適用される。現在UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関は、遅くとも2016年3月18日までCSSFの新しい要請に対する運営上の設定を適応させる必要がある。

欧州理事会は、UCITSの預託機関の機能、報酬に関する方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU(以下「UCITS V 指令」という。)の最終案を正式に採択した。EU加盟国は2016年3月18日までにこれを実施しなければならない。このUCITS V 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確化し、過度なリスク負担を抑制するためUCITSの管理会社の報酬方針に関する条件を定め、各国の国内法の違反に対する最低限の行政処分を調整する。

2015年7月10日、政府評議会(Council de Gouvernement)は、法律6845号の草案(以下「法案」という。)を承認した。これにより、

- 2010年12月17日法を修正することにより、UCITS V 指令を実施し、
- ルクセンブルグAIFM法を修正する

こととなった。

立法手続きの第一段階として、法案は、2015年8月5日、ルクセンブルグ議会(Chambre des Députés)に付託された。付託された法案は、UCITS V 指令を単に2010年12月17日法へ転化した形のものである。

法案では、UCITS V 指令の実施以外に修正を提案している。ルクセンブルグにおいて設立された投資信託で、2010年12月17日法のパート に準拠し、かつAIFM法または金融監督委員会通達91/75の預託制度に現在服しているものは、投資信託の運用資産がAIFM法で定められた制限を上回るかまたは下回るかによって、今後、(運用資産とは関係なく)新しくより厳格なUCITSの預託制度に服することとする、というものである。

法案はまた、AIFM法の修正を提案している。なかでも、オルタナティブ投資ファンド運用者に対する要件として、独立した会計監査人により監査を受けた会計書類および主要サービス以外のサービスの提供に関する一定の説明が挙げられている。

2.2.1.7. 関係法人

()投資運用・顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資運用契約または顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による投資運用の中核的機能の委託は上記2.2.1.5.2.(17)または2.2.1.5.1.(1)に記載の前提条件に従う。

()販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、2010年12月17日法に別段の定めがない限り、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない(下記参照)。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託(SICAV)

2010年12月17日法に従い変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable - SICAV)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社(société anonyme)の特殊な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその変更は、フランス語、ドイツ語または英語のうち当事者が決定するもので作成された特別公正証書で記録される。政令(24 Prairial, year XI)の規定にかかわらず、かかる証書は英語で作成され、登録機関に提出される場合、かかる証書の公用語による翻訳を添付する必要はない。この要件は、SICAVの投資主総会の議事録を記録する公正証書またはSICAVに関する併合案の公正証書等、公証の形式で記録される必要のあるその他の証書のいずれに対しても適用されない。

1915年8月10日法にかかわらず、SICAVは、年次会計書類、ならびに認可法定監査人の報告書、運用報告書および、適用ある場合は監査役会による解説を、年次株主総会の招集通知と同時に登録株主に対して送付することは義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる書類の提供場所および実際の提供方法が記載されるものとし、各株主が年次会計書類、認可法定監査人の報告書、運用報告書および、適用ある場合は監査役会による解説の送付を請求することができる旨、明記されるものとする。

株主総会に関する招集通知には、総会の定足数および過半数が、総会の5日前(以下「基準日」という。)の午前零時(ルクセンブルグ時間)現在の発行済み株式に従い決定される旨が記載される。株主が総会に出席する権利および株主の保有する株式に付与された議決権の行使は、基準日現在のかかる株主が保有する株式数に従って決定される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本勘定は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合には、定款において新株引受権が明示的に規定されている場合を除き、既存の株主は新株引受権の行使を請求することができない。

2010年12月17日法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである(この最低額は大公規則によって引き上げることができる。)。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVは、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。金融監督委員会規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

- 取締役および認可法定監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。)
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICAVの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート 投資信託については最低一か月に2回とし、UCITSについては最低一か月に1回とする。)
- 定款中にSICAVが負担する費用の性質を規定すること。
- SICAVの株式は全額払い込まれなくてはならないこと。株式は無額面であること。

2.2.2.2. オープン・エンド型の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによる株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、定款によって目論見書に記載された手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の前で陳述され、さらに1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 会社型投資信託の投資制限

上記2.2.1.4.に記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 関係法人

()保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。保管受託銀行の義務は、保管する資産のすべてもしくは一部を第三者に委託していることによる影響を受けない。保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、投資法人および株主に対し、正当な理由のない義務の不履行または不適切な履行の結果被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

SICAVが管理会社を任命しており、かかる管理会社の所在加盟国がSICAVの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、上述のおよび保管受託銀行に適用されるその他の法令または行政規定に従いその権限を遂行することが認められるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社との間で締結しなければならない。

保管受託銀行は、その義務の履行において得たもので、金融監督委員会がSICAVの2010年12月17日法の遵守を監視するために必要なすべての情報を、請求に応じて金融監督委員会に提供することが義務付けられている。

保管受託銀行としての職務を遂行する上で、保管受託銀行は専ら株主の利益のために行うしなければならない。

()投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記、2.2.1.7.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.5. UCITSである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年12月17日法第27条にSICAVに関し定められているが、UCITSである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、SICAVの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
- SICAVの職務遂行者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。SICAVの事業運営はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。「職務遂行者」とは、法律または設立文書に基づき、SICAVを代表する者、または事実上会社の方針を決定する者を意味する。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服するEU非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

SICAVは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

SICAVの経営陣、役員会および監査役会のメンバーには、認可を受けることにより、金融監督委員会による認可申請の審査の根拠となる重要な情報に関する変更について、金融監督委員会に対して、自発的に、完全、明解かつ包括的な方法で、書面により通知を行う義務が生じる。

金融監督委員会は、以下の場合、SICAVに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) SICAVが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年12月17日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (2) 上記2.2.1.5.2.の(17)および(18)の規定の多くは、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しているSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

金融監督委員会は、すべてのSICAVは、2012年10月26日付の金融監督委員会通達12/546に定める管理会社にも適用される組織、行為規範、利益相反およびリスク管理の分野における要件(例えば、特に同意書、取締役会/統治組織、苦情処理、常設のリスク管理機能およびリスク管理プロセス、報酬に関する方針、利益相反管理方針、行為規範および委任(ただし、事務管理機能を除く)に関する通達12/546の規定)の大部分を遵守しなければならないことを要求している。

また、金融監督委員会通達12/546の効力発生時に存続するすべてのSICAVは、2013年6月30日まで、経営管理組織に関する規定だけでなく委任基準に関する規定にも従わなければならなかった。さらに、ルクセンブルグに意思決定機関および中央管理機構を設置するために必要な措置を講じなければならない。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、SICAVの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること(特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの)を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格および効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. 2010年12月17日法の実施に関するその他の規定

2012年7月1日付で、2010年12月17日法により2002年12月20日法は完全に置き換えられた。

2.3.1. 設立関係法令

2010年12月17日法により適用が除外されない限り、会社型の投資法人は、現在1915年8月10日法に基づき設立されている。

2.3.2. 2010年12月17日法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.2.2.1.に記載されている。

2.3.2.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年12月17日法第19章および第20章は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録要件および監督機関に関して規定している。

()ルクセンブルグにおけるパート の投資信託、ならびに2010年12月17日法第100条第2項の規定に反することなく、外国法に基づき設定または運用されているクローズド・エンド型以外の投資信託であって、2010年12月17日法第7章に服さず、かつルクセンブルグ国内もしくはルクセンブルグから個人投資家向けにその証券が販売されるものは、それらの設定国で投資家保護を確保するため法律により設けられた監督機関が行う恒久的監督に服す必要がある。これらの投資信託は、さらに金融監督委員会が2010年12月17日法に定めるものと同等と見なす監督に服さなければならない。2010年12月17日法第59条はこれらの投資信託に適用される。前述の規定は、AIFM法第58条第5項の規定に基づき、ルクセンブルグで設立されたAIFMにより販売が行われる場合は、AIFM法第6章および第7章の規定に従い行われ、または別のEU加盟国もしくは第三国において設立されたAIFMにより販売が行われる場合は、AIFMDの第章および第章の規定に従い行われる、外国法に基づくAIFの受益証券もしくは投資証券のルクセンブルグのプロフェッショナル投資家向けの販売に対しては適用されない。

()投資信託は、金融監督委員会が設立文書または約款のそれぞれおよび保管受託銀行の選択を承認した場合に限り認可される。管理会社または保管受託銀行の交代および投資法人の設立文書または約款の変更には金融監督委員会の承認を要する。

さらに、AIFM法第3条に規定される適用除外を条件として、2010年12月17日法パート に服する投資信託は、2010年12月17日法第88-2条第2項 a)号に従い任命された外部AIFMが当該条項に基づき事前に認可されている場合に限り認可される。

2010年12月17日法パート に服する投資信託で、2010年12月17日法第88-2条第2項 b)号に規定される内部管理が行われているものは、2010年12月17日法第129条第1項に従い義務付けられている認可に加えて、かつAIFM法第3条に規定される適用除外を条件として、2010年12月17日法第88-2条第2項 b)号に従い認可を受けなければならない。

()上記()に記載された条件に加えて、パート UCITSは以下の条件を充足しない限り、金融監督委員会による認可は得られない。

a) 契約型投資信託は、金融監督委員会が、管理会社が契約型投資信託の管理を行うための申請を承認した場合に限り認可される。管理会社を任命している投資法人は、金融監督委員会が、管理会社がかかる投資法人の管理を行うための申請を承認した場合に限り認可される。

b) 上記a)にかかわらず、ルクセンブルグで設定されたUCITSが通達2009/65/ECに従い管理会社によって管理されており、かつ通達2009/65/ECに従いルクセンブルグ以外のEU加盟国の監督当局による認可を受けている場合、金融監督委員会は、2010年12月17日法第123条に従いUCITSを管理するための管理会社の申請を決定するものとする。

()金融監督委員会は、以下の場合にUCITSの認可を拒否することができる。

- a) 2010年12月17日法第3章に定める前提条件を遵守していない投資法人を設立する場合
- b) 管理会社が2010年12月17日法第15章に基づくUCITSの管理を行う権限がない場合
- c) 管理会社が、その所在加盟国においてUCITSを管理する権限がない場合

2010年12月17日法第27条第1項にかかわらず、管理会社または適用ある場合投資法人は記入済みの申請書の提出から2ヶ月以内にUCITSの認可が付与されたか否かの通知を受ける。

()認可を受けた投資信託は、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。上記2.1.3および2.1.4に記載される投資信託は、その設立または設定日後一月以内に、かかるリストへの登録を申請しなければならない。

()ルクセンブルグ法、政令および金融監督委員会の行政法規に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所(Administratif Tribunal)に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該投資信託の解散および清算を決定する。

2.3.2.4. ルクセンブルグにおいて受益証券の販売を行うその他のEU加盟国で設定されたUCITS

2010年12月17日法は、その他のEU加盟国で設定されたUCITSの受益証券のルクセンブルグにおける販売に係る要件について第7章に記載している。

本項において「UCITS」とはUCITSの投資コンパートメントへの言及も含まれる。

欧州経済地域に関する契約および関連文書により定められる範囲で、契約当事者であるEU加盟国以外の国において設定されたUCITSがルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を行う場合にも、以下の規定が適用される。

ルクセンブルグにおいて受益証券の販売を行うルクセンブルグ以外のEU加盟国で設定されたUCITSは、受益者への支払いおよび受益証券の買戻しを行うことのできる機能をルクセンブルグに確保している金融機関を任命しなければならない。

UCITSは提供義務のある情報をルクセンブルグの投資家が利用できるよう必要な措置を講じなければならない。

ルクセンブルグ以外のEU加盟国で設定されたUCITSが、ルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を予定している場合、金融監督委員会は以下の書類をUCITS所在加盟国の監督当局から受領する。

- ルクセンブルグにおいてUCITSの受益証券の販売を行う取決めにに関する情報を含む通知書面で、関連する場合、受益証券クラスに関する情報を含む。場合によっては、UCITSを管理する管理会社によりUCITSが販売される旨の記載が含まれるものとする。

- UCITSの約款または設立文書、目論見書、ならびに必要なに応じて通達2009/65/EC第94条第1項(c)および(d)の規定に従い翻訳された直近の年次報告書および半期報告書。

- 通達2009/65/EC第94条第1項(b)および(d)に従い翻訳されたUCITSの重要投資家情報。

- 通達2009/65/ECによって課される条件をUCITSが充足していることを証明する証明書。

UCITS所在加盟国の監督当局により上記の金融監督委員会に対する伝達がUCITSに通知された後、UCITSはかかる通知の日からルクセンブルグの市場にアクセスすることができる。

上記に従い通知書面において記載された販売に関する取決めにに関する情報に変更が生じた場合、または販売される受益証券クラスについて変更が生じた場合は、UCITSは変更を実施する前に金融監督委員会にその旨の書面による通知を行うものとする。

ルクセンブルグ以外のEU加盟国で設定されたUCITSがルクセンブルグでその受益証券の販売を行う場合、かかるUCITSは、その所在加盟国において通達2009/65/EC第9章に基づき投資家に提供することが必要とされる情報および文書のすべてを、ルクセンブルグの投資家に対して提供しなければならない。

かかる情報および文書は以下の事項を遵守した上で投資家に対して提供されるものとする。

(a) 通達2009/65/EC第9章の規定にかかわらず、かかる情報および文書はルクセンブルグの法令または行政規定に定める方法により投資家に対して提供されること。

(b) 通達2009/65/EC第78条に定める重要投資家情報およびそれ以外の情報または文書はルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語に翻訳されること。

(c) (b)に記載された情報および文書の翻訳はUCITSの責任に基づき作成されるものとし、原文の情報内容を正確に反映していること。

上記の要件はかかる情報および文書に対する変更にも適用されるものとする。

通達2009/65/EC第76条に基づくUCITSの受益証券の発行価格、販売価格または買戻価格の公表の頻度はUCITS所在加盟国の法令および行政規定に従うものとする。

2.3.2.5. 1972年12月22日の政令に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日通達IML91/75（2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177による変更（投資家向けの情報および広告に関する第L章2の廃止）を含む。）の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表章しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2010年12月17日法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.2.6. 1945年10月17日付大公規則は銀行監督官の職を創設したが、1983年5月20日法によって創設された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（CSSF）に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2010年12月17日法第133条以下の条文に定められている。

2.3.2.7. 2010年12月17日法第21章は、投資家に提供される情報の観点から、投資法人の義務、またはFCPの場合にはその管理会社の義務を定めている。

2010年12月17日法第150条は、ファンドまたは管理会社（該当する場合）の、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定めている。

UCITSに関しては、投資法人/管理会社（FCPの場合）は、重要投資家情報を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語による）（以下「KII」という。）を投資家のために作成しなければならない（2010年12月17日法第159条参照。）。

KIIは、関係するUCITSの本質的な性質について適切な情報を含まなければならない、投資家が、募集されている投資商品の性質およびリスクを合理的に理解することができ、その結果与えられた情報に基づいて投資決定を行うことができるように投資家に提供されることになる。

KIIは関係するUCITSについて以下の必須要素に関する情報を提供する。

(a) UCITSの識別情報

(b) 投資目的および投資方針の簡潔な説明

(c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合、パフォーマンス・シナリオ

(d) 費用および関連手数料

(e) 該当するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な助言および警告を含む、投資のリスク/利益プロフィール

これらの必須要素は、その他の文書を参照しなくとも投資家が理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料で、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、これらに限られない。）を明確に示すものとする。

KIIは、簡潔に、かつ非専門的な用語で記載されるものとする。比較が可能なように共通の書式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。

KIIは、UCITSが、2010年12月17日法第54条に従いUCITSの受益証券の販売が通知されているすべての加盟国において、翻訳を除いては、変更または補足をせずに使用される。

2010年12月17日法第155条および第156条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンド/管理会社は、目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。投資信託は、請求により、これらの文書を管理会社の所在加盟国の監督当局に提供しなければならない。
- 目論見書、直近の年次報告書および半期報告書は、請求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 目論見書は恒久的な手段またはウェブサイトにより交付することができる。いかなる場合でも、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、UCITSに関する目論見書およびKIIに指定された方法で投資家が入手可能となっている。いかなる場合でも、年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、請求により無料で投資家に提供される。
- UCITSの監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。パート 投資信託については、監査済年次報告書の公表期限は6か月まで延長され、半期報告書の公表期限は3か月まで延長される。

2.3.2.8. 2010年12月17日法によるその他の要件

()目論見書の記載内容

目論見書は、ファンドから提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資対象の商品に関係なく、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、最低限2010年12月17日法別表 スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書にすでに記載されている場合はこの限りではない。

()誤解をまねく表示の禁止

2010年12月17日法第153条および第163条は、目論見書およびKIIの必須要素は常に更新されなければならない旨を規定している。

()財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社(société anonyme)の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所(Registre du Commerce et des Sociétés de Luxembourg)に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託は、年次報告書に記載される財務情報に対し承認された認可法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。認可法定監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、認可法定監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。認可法定監査人は、金融監督委員会に対して、認可法定監査人がその職務遂行に関連して知りまたは知るべき全ての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日に施行された金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、承認された監査人に対して、各投資信託について年次ベースで前会計年度の投資信託の活動に関するいわゆる「長文式報告書」を作成することを義務付けている。金融監督委員会通達02/81に基づき、監査人は、かかる長文式報告書において、投資信託(その中央管理機構および保管銀行を含む。)の運営および所定の管理方法(マネーロンダリング防止規定、評価に関する規則、リスク管理およびその他の特定管理に関するもの)に関する評価を行わなければならない。当該報告書は投資信託証券がインターネットにより販売されているかどうかについても示し、該当期間における投資家のクレームについても言及しなければならない。通達では、この報告書の目的は投資信託の状況に対する全体的な見解を与えることであると定めている。

()財務報告書の提出

2010年12月17日法第155条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

金融監督委員会は、2002年12月20日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべてのファンドは、2008年12月31日以降、年次および半期の財務書類を金融監督委員会に対して電子的に提出しなければならない旨の通達08/371を2008年9月5日に公表した。また、長文式報告書および運用者の意見書の電子的提出に関して2009年12月2日に通達09/423、2010年5月10日に通達10/457を公表した。

()違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年12月17日法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人もしくは複数の取締役またはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年12月17日法に従い、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSは、合併される側のUCITSとしても受入れ側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSの他のコンパートメントとのクロスボーダーの合併または国内の合併の対象となる可能性がある。

合併には以下の3種類がある。

- UCITSまたはその一つまたは複数のコンパートメント(合併される側のUCITS)が、清算されずに、別の既存のUCITS(受入れ側のUCITS)にその資産および負債のすべてを移転する場合。
- 少なくとも2つのUCITSまたはそれらの一つまたは複数のコンパートメント(合併される側のUCITS)が、清算されずに、新設UCITS(受入れ側のUCITS)にその資産および負債のすべてを移転する場合。
- 債務を弁済するまで存続し続ける一つまたは複数のUCITSまたはコンパートメント(合併される側のUCITS)が、自らが設定した同一のUCITSの別のコンパートメント、または別のUCITSもしくはコンパートメント(受入れ側のUCITS)にその純資産を移転する場合。

合併される側のUCITS(部分的または完全に吸収されるもの)がルクセンブルグにおいて設定されている場合、合併は金融監督委員会の事前の承認を条件とする。

受入れ側のUCITSがルクセンブルグにおいて設定されている場合、金融監督委員会の役割は、合併される側のUCITSの所在国の規制当局と緊密に協力して、かかるUCITSの投資家の利益を保護することである。

合併される側および受入れ側のUCITS双方の保管受託銀行は、合併条件の草案(特に、合併の種類、合併期日、および移転される資産に関する説明)が、UCITS文書だけでなく2010年12月17日法を遵守していることを、声明書により個別に確認しなければならない。

合併される側のUCITSがルクセンブルグに所在する場合、2010年12月17日法第67条は、金融監督委員会に対して以下の一連の情報が提供されなければならない旨規定している。

- (a) 合併される側のUCITSと受入れ側のUCITSにより正式に承認された合併案の共通条件に関する草案。
- (b) 受入れ側のUCITSが他の加盟国で設立されている場合、通達2009/65/EC第78条に記載される受入れ側のUCITSの目論見書およびKIIの最新版。
- (c) 2010年12月17日法第70条に従い、2010年12月17日法第69条第1項、a)、f)およびg)に記載される事項が、2010年12月17日法および各UCITSの約款または設立文書の要件に適合することを証明していることを確認する、合併される側のUCITSおよび受入れ側のUCITSの各保管受託銀行による声明書。受入れ側のUCITSが別の加盟国で設定されている場合、受入れ側のUCITSの保管受託銀行により発行されるかかる声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年12月17日法第40条第1項a)、f)およびg)に記載される事項が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立文書の要件に適合することを証明していることを確認する。
- (d) 合併される側のUCITSおよび受入れ側のUCITSがそれぞれの受益者に提供する予定の合併案に関する情報。

提出が完了した後、金融監督委員会は、受入れ側のUCITSの規制当局と連絡を取り、20就業日以内に承認が下される。

合併される側のUCITSおよび/または受入れ側のUCITSがルクセンブルグに所在する場合、その受益者に対して、各自の投資に対する合併の影響の可能性について十分な情報を得た上で判断できるように、また2010年12月17日法第66条第4項および第73条に基づく権利を行使するため等の、合併案に関して適切かつ正確な情報が提供される。

2010年12月17日法第73条第1項によれば、合併される側のUCITSおよび/または受入れ側のUCITSがルクセンブルグで設定されている場合、その受益者は、投資回収費用に対応するためにUCITSが留保する手数料を除き、無料で受益証券の買戻しもしくは償還を請求する権利を有し、または可能な場合には、類似の投資方針を有し、同一の管理会社によって管理される別のUCITSの受益証券、もしくは共通の管理もしくは支配権により管理会社と関連するその他の会社、直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関連するその他の会社により運用されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は合併される側のUCITSの受益者と受入れ側のUCITSの受益者が2010年12月17日法第72条に基づく合併案の報告を受けた時点から有効となるものとし、原則として、2010年12月17日法第75条第1項において言及される交換比率の計算日の5就業日前に消滅する。

以下の項目に反することなく、ルクセンブルグにおいて法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、該当する場合、受益者集会、取締役会もしくは役員会のいずれの者が、別のUCITSとの合併の効力発生日を決定する資格を有するのかが予め決めておかなければならない。ルクセンブルグで設定されたFCPとしての法的形態を有するUCITSに関しては、約款に別段の定めのない限り、かかるUCITSの管理会社が、別のUCITSとの合併の効力発生日を決定する資格を有する。約款または設立文書が、受益者集会による承認を規定している場合、かかる文書は、適用される定足数および過半数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通条件の草案の承認については、少なくとも過半数によって可決されなければならないが、集会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることは必要としない。

約款または設立文書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する合併される側のUCITSの管理会社による承認、および合併される側のUCITSが法人形態の場合その総会に受益者による投票総数の単純過半数により承認されなければならない。

合併される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併に関して、合併の効力発生日は、定款に定める定足数および多数決要件に従い決定され、この項目の規定が適用されることが了承されている合併される側のUCITSの受益者集会により決定されなければならない。

合併される側のUCITSで消滅するものに関しては、合併の効力発生日は公正証書により記録されなければならない。

合併される側のUCITSが消滅する契約型投資信託である場合の合併に関して、合併の効力発生日は、約款に別段の定めのない限り、UCITSの管理会社により決定されなければならない。合併される側の契約型投資信託で消

滅するものに関して、合併の効力発生日に関する決定は、1915年8月10日法の規定に従い、商業および法人登記所に保管されなければならない、かかる決定を商業および法人登記所に保管した旨の通知によってメモリアルに公告されなければならない。

合併が前記に基づく受益者の承認を要する限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要とされるが、UCITSの約款もしくは設立文書に別段の定めのある場合はこの限りではない。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年12月17日法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。契約型投資信託もしくはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づき契約型投資信託が終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて解散が行われるが、以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPは、次の場合には強制的・自動的に解散される。

- a. 約款に定められた存続期限に達した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、下記c.に記載される特別の状況を妨げることなく、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。
- e. その他約款に定められた全ての場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には取締役会により特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

純資産額が最低資本額の3分の2または場合により4分の1を下回ったことが確認されてから40日以内に株主総会を招集しなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算(裁判所の命令によらない場合)

清算は、通常次の者により行われる。

a) 契約型投資信託

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もし存在すれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年12月17日法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de consignation”に預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2010年12月17日法第143条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は上記の方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルグにおいて有効な法律の一部(網羅的ではない)の理解に基づくものである。

2.6.1. 発行税

パート およびパート 投資信託に適用ある発行税は存在しない。

パート UCITSおよびパート 投資信託に課されるのは、設立または定款変更の登録に関する75ユーロの固定登録税のみである。

2.6.2. 年次税

2010年12月17日法第174条第1項に従い、2010年12月17日法に定める投資信託は、各四半期の最終日の純資産総額に対して年率0.05%の年次税を支払う。

2010年12月17日法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とする投資信託。
- 信用機関への預金を唯一の目的とする投資信託。
- 2010年12月17日法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

第175条はまた、以下の場合の免税を規定している。

- a) 受益証券により表章される資産額が他の投資信託によって保有される場合。ただし、かかる受益証券に対して専門投資信託にかかる2007年2月13日法(以下「SIF法」という。)の第174条または第68条に定める税が既に課されている場合を除く。
- b) 投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントで、
 - その受益証券が機関投資家向けに限定され、
 - 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とし、
 - 加重残存期間が90日を超えず、
 - 公認の格付機関から最高レベルの格付けを付与されている場合。

この税額控除は、投資信託またはコンパートメントに複数のクラス証券が存在する場合、受益証券が機関投資家向けに限定されているクラスにのみ適用される。

- c) (i)従業員のために一つまたは複数の雇用主の主導で設立された企業退職年金のための機関または類似の投資ピークル、および(ii)従業員に年金給付を行うため自己の保有するファンドに投資する会社向けに証券を保有する投資信託である場合。
- d) 投資信託および主な投資対象が小規模金融機関である複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメント(2009年12月18日法に従う。)である場合。

- e) 投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントで、
- i) その受益証券が少なくとも一つの証券取引所もしくは定期的に営業し、公認され、公開されているその他の規制市場において上場またはそこで取引が行われているもの、
- ii) 一つ以上の指数のパフォーマンスを複製することを唯一の目的とするものである場合。大公規則により決定される可能性のある追加的またはその他の基準にかかわらず、かかる指数は投資信託が参照する市場の正確なベンチマークを表章しなければならず、適切な方法で公表されなければならない。

投資信託またはコンパートメントに複数のクラス証券が存在する場合、この税額控除は上記i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

大公規則は0.01%の税率および控除を適用するために必要な条件を定め、第174条および第175条に定める短期金融商品に適合すべき基準を定めるものとする。

2010年12月17日法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年12月17日法第41条における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券ならびにその他類似の全ての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回、市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

大公規則により、第175条dにおける投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントに適用される基準が決定されている。

2010年7月14日付大公規則により、投資信託および2010年度国家歳入歳出予算に関する2009年12月18日法第20条および第21条に従いマイクロファイナンスへの投資を行う専門投資信託への年次税の免除に関する条件および基準が決定されている。

第174条および第176条の規定は複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントに再び準用される。

2010年12月17日法第177条に従い、2010年12月17日法により認められた活動の枠組みを越えた運用を行っている投資信託に対しては、登録行政機関により投資信託の資産総額の最高0.2%の課徴金が課せられる場合がある。第172条から第175条は適用されなくなる。

2.6.3. ファンド株主または受益者等の税関係

現在のルクセンブルグ法においては、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの証券または権利について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託(パート投資信託またはパート投資信託)のルクセンブルグに居住していない受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税または所得税を課せられることはない。ただし、関連する租税条約の適用を条件として、受益者が契約型投資信託(パート投資信託またはパート投資信託)を通じて、ルクセンブルグの居住者である法人(SICAR(société d'investissement en capital à risqué)、会社型の投資信託または家族資産の運用会社を除く。)の資本金の10%以上を保有する場合で、15年以上ルクセンブルグの居住者であって受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルグの居住者ではなくなった場合を除く。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、かかる配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

2010年12月17日法に基づき投資信託としての資格が与えられているルクセンブルグ法人の株主または契約型投資信託の受益者はいずれも、当該法人または投資信託から受取る配当もしくは投資信託の受益証券の売却によるキャピタル・ゲインについてルクセンブルグにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、(i)

他のEU加盟国またはEUの属領もしくは関連領に居住する個人もしくはいわゆる「残余事業体」、(ii)受取債権もしくは債券に一定割合の投資を行っている投資信託および(iii)利払いの形による貯蓄所得課税に関する2003年6月3日付閣僚理事会通達2003/48/EC(その後の改正を含む。)が適用されない場合については、この限りではない。

2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルグの会社型投資信託(すなわちSICAV、SICAF又はSICAR)は、ルクセンブルグにおける付加価値税(以下「VAT」という。)の目的上、インプットVAT控除の権利はなく、それがUCITS、投資信託又はSIFの形態で設立されているかどうかを問わず、課税対象者とみなされる。

ルクセンブルグの契約型投資信託(すなわちFCP)は、ルクセンブルグにおけるVATの目的上、インプットVAT控除の権利はなく、それがUCITS、投資信託又はSIFの形態で設立されているかどうかを問わず、その管理会社と共にそれぞれ課税対象者とみなされる。

現行のルクセンブルグ法に従って、上記の種類ルクセンブルグの投資信託は、資金運用業務とみなされるサービスを受けた場合にVAT控除を受ける。かかる投資信託(若しくはFCPの場合はその管理会社)に提供されたその他のサービスは潜在的にVAT課税につながる可能性があり、また、ルクセンブルグにおける投資信託(若しくはFCPの場合はその管理会社)のVAT登録が必要となる可能性がある。その結果、投資信託/その管理会社は、ルクセンブルグにおいて、国外から購入された課税対象サービス(若しくは一定の商品)にかかるとみなされるVATの申告納税をしなければならない。

ルクセンブルグにおいて、投資信託による受益者に対する支払に関しては、かかる支払が投資信託の受益証券の購入に関するもので、よって投資信託に提供された課税対象サービスに関して受領した対価とはならない限り、原則としてVAT納税義務は発生しない。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会はSIF法を可決した。SIF法は、2013年7月15日付施行の2013年7月12日法により最近改正された。

SIF法の目的は、投資知識・経験を有する投資家向けの投資信託のための新法を制定し、証券の公募を行わない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止することであった。

新しい制度に基づき設立されたピークルと2010年12月17日法に服する投資信託とを更に区別するため、SIF法ではかかるピークルを専門投資信託(以下「SIFs」という。)という。

既存の機関投資家向け投資信託は、2007年2月13日以降から自動的にSIF法に基づくSIFsとなった。

(注)以下はSIFに適用される一般規定の記述であるが、AIFM法第2章およびAIFMD第1章に基づき認可されたAIFMによって運用されるSIFに適用される個別の規定を考慮したものではない。

3.1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の豊富な情報を持つ投資家向けに限定されている投資信託および(ii)設立文書がSIF制度に従っている投資信託に適用される。

SIFsはリスク分散の原則に従った集団投資スキームであり、よって投資信託とみなされる。この位置付けは、特に通達2003/71/EC(いわゆる「EU目論見書指令」)等の様々な欧州指令の適用の有無に関して重要である。

SIFsは、かかるスキームに対する投資に関連するリスクを適切に評価することのできる豊富な情報を持つ投資家向けである。

SIF法により、機関投資家やプロフェッショナルな投資家を含む豊富な情報を持つ投資家ばかりでなく、最低125,000ユーロの投資を行うか、または通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社若しくは通達2001/107/ECに定める管理会社の調査によって計画している投資およびそのリスクを評価する能力を認定されるという利点を有するか、のいずれかの方法により、豊富な情報を持つ投資家としての地位を維持する

旨を書面で確認したその他の豊富な情報を持つ投資家にまで定義が拡大された。この豊富な情報を持つ投資家の第三のカテゴリーは、投資知識・経験を有する個人投資家がSIFsに投資する権限を有することを意味している。

SIF制度に服するため、具体的には、投資スキームの設立文書(定款または約款)または募集書類においてその旨の明確な記述を追加しなければならない。そのため、一若しくは複数の豊富な情報を持つ投資家向けの投資スキームが必ずしもSIF制度に準拠するとは限らない。限られた範囲の投資知識・経験を有する投資家に限定された投資スキームは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い、規制されていない会社として設立することを選ぶことも可能である。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一投資信託を管理する2010年12月17日法パート と同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産に関して大幅な柔軟性をもたせている。したがって、この制度の下ではあらゆる種類の資産に投資し、あらゆる種類の投資戦略を進めるスキームを選択することができる。

SIFsはリスク分散の原則に従っている。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を定めていない。金融監督委員会は、個人投資家に対する販売が可能な投資信託よりも低いレベルの分散投資を認めることができる。個人投資家に対して販売できる投資信託に適用される詳細な投資数量や借入れの制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

2007年8月3日付で、金融監督委員会は、SIFsにおけるリスク分散に関する通達07/309(以下「通達07/309」という。)を公表した。通達07/309によると、金融監督委員会は、SIFの投資制限が以下のガイドラインに則している場合には、リスク分散の原則を遵守しているとみなす。

- 1)原則として、SIFは、資産または約定金の30%以上を同一発行体の同一の種類証券に投資することはできない。この制限は以下の場合には適用されない。
 - OECD加盟国、その地域若しくは地方当局またはEU、地域若しくは国際機関により発行または保証された証券への投資
 - SIFsに適用あるものと少なくとも同等のリスク分散要件に服している対象投資信託への投資この制限の適用において、対象アンブレラ投資信託の全サブ・ファンドは、個別の発行体とみなされるものとする。ただし、様々なサブ・ファンドの間の第三者に対する負債の分離の原則が保証されることを条件とする。
- 2)原則として、空売りによってSIFがその資産の30%を超えて同一発行体の同一の種類証券のショート・ポジションを保有することはできない。
- 3)金融デリバティブ商品を使用する場合には、SIFは、裏付資産の適切な分散により、同レベルのリスク分散を確保しなければならない。同様に、店頭取引におけるカウンター・パーティーリスクは、適用ある場合には、カウンターパーティーの質および適格性を考慮することで制限しなければならない。金融監督委員会は、適切な理由に基づき上記の制限の適用を除外する場合がある。さらに、特定の投資方針においては、金融監督委員会は、SIFに対して追加の投資制限の遵守を要求する場合がある。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する会社型投資信託（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFを設立できる法律上の形態を制限していない。したがって、他の法律上の形態も可能である。例えば、信託契約に基づくSIFsの設立も可能である。

・ 契約型投資信託

特徴の要約については、上記2.2.1項参照。

FCPに対する投資家は、約款にその可能性が定められている場合にのみ、またそれを限度として議決権を行使することができる。

・ 会社型投資信託（SICAVまたはSICAF）

特徴の要約については、上記2.2.2項参照。

SIF法の下では、SICAVは2010年12月17日法に準拠するSICAV sの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFsは、SIF法により列挙される会社形態、すなわち、公開有限責任会社（société anonyme）、株式合資会社（société en commandite par actions）、コモン・リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、スペシャル・リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、有限責任会社（société à responsabilité limitée）または株式会社として設立される共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）のうちのいずれかの形態を採用することができる。

SIF法が適用を制限する場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法の条項に服する。しかしながら、SIF法は、SIFsに柔軟な会社組織を提供するため、一連の側面に関する規則からは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に複数のコンパートメントを有するSIFs（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができるとしている。

さらに、SIFsの中でまたはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFsのコンパートメントの中で、異なるクラスの証券を設定することができる。かかるクラスは、特に報酬体系、対象とする投資家の種類または分配方針に関して異なる特徴を有することができる。

3.3.1.3. 資本構成

SIF法では、SIFの最低純資産価額または最低資本金は1,250,000ユーロと規定されている。この最低額は、2010年12月17日法に準拠する投資信託に関しては6か月以内であるのに対して、SIFsの認可から12か月以内に達成されなければならない。FCPに関する場合を除き、この最低額とは、純資産額ではなく発行済資本に支払済みの額面超過額を加えた額である。

SIFsは、その形態を問わず一部払込済みの株式または受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株当たり最低5%までの払込みを要する。ただし、資本は全額発行済でなければならない。

上記のとおり、固定資本または変動資本を有するSIFsを設立することができる。さらに、SIFsは、変動性にかかわらずまたはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みに関して）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しの条件および手続は、2010年12月17日法に準拠する投資信託に適用される規則に比べて緩和されている。この点について、SIF法は、証券の発行および適用ある場合には証券の償還または買戻しに適用される条件および手続は、より厳密な規則を定めることなく、設立文書において決定されると規定している。その結果、例えば2010年12月17日法に準拠するSICAVまたはFCPの場合と異なり、発行価格、償還価格または買戻価格は純資産価額に基づく必要がない。したがって、新制度の下では、SIFsは（例えば、SIFsが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFsの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および額面超過額の一部で構成される可能性もある。

SIFsは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新株の継続申込みによるばかりでなく、一部払込済株式で、追加の払込みで支払われる当初発行株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

SIFsは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかしながら、豊富な情報を持つ投資家に対して、個人投資家に対して保証されるべきものと同様の保護は必要ではないとの事実を踏まえて、SIFsは、承認手続および規制上の要件の両方に関して、2010年12月17日法に準拠する投資信託よりもやや「軽い」規制に服する。

2010年12月17日法に準拠する投資信託に関して、金融監督委員会は、設立文書、SIFsの取締役またはマネジャー、主要管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFsの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

3.4.2. 保管受託銀行

投資信託と同様に、SIFsは、その資産の保管を、金融機関または金融業界に関する1993年4月5日法に規定される投資会社のいずれかである保管受託銀行に委託しなければならない。投資会社は、かかる投資会社がAIFM法第19条第3項において言及される条件も満たす場合に限り、保管受託銀行として適格性を有するものとする。

当初投資日から5年間にわたり行使可能な償還権を有していないSICAVで、その主要投資方針に従い、原則として、AIFM法第19条第8項 a)号に従い保管が義務付けられている資産に対する投資を行わないもの、または原則として、AIFM法第24条に従い、当該企業の支配権を将来的に取得することを目的として発行体もしくは未上場企業に対する投資を行うものに関して、保管受託銀行とは、金融業界に関する1993年4月5日法第26条bisに規定される金融商品以外の資産を扱う専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠した事業体である場合がある。

資産の保管は、ある意味「管理」であると理解され、保管受託銀行は、常にSIFsの資産の投資方法並びに当該資産が提供される場所および方法を知っていなければならない。これは、資産の物理的な保護預りを特定の地域の副保管受託銀行に委託することを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し2010年12月17日法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーが相当程度関与していることに照らして、ヘッジ・ファンドにおいてはとりわけ重要である。

3.4.3. 認可法定監査人

SIFsの年次財務書類は、ふさわしい専門経験を有することを証明できるルクセンブルグの認可法定監査人により監査されなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類を作成しなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度に関しては具体的に定めていない。募集書類の継続的な更新は要求されていないが、当該書類の重要な要素は、新規投資家に対し新たに証券が発行される際に更新されなければならない。

SIFsは、その報告関連期間の終了後6か月以内に監査済の年次報告書を公表しなければならない。

SIFsは、ルクセンブルグの1915年8月10日法によって課せられた連結決算書を作成する義務を免除されている。

募集書類および最新の年次報告書は、請求に応じて無料で応募者に提供される。年次報告書は、請求に応じて無料で投資者に提供される。

3.5. SIFの税務上の特徴

以下は現在ルクセンブルグにおいて有効な法律の一部(網羅的ではない)の理解に基づくものである。

SIFsには、0.01%の年次税(2010年12月17日法に基づき存続する大部分の投資信託については0.05%)が課され、かかる税金は、各四半期末に計算される純資産総額に基づき決定される。2010年12月17日法と同様の方法により、SIF法は、この税金を課されるその他のルクセンブルグ投資信託に投資された資産の一部、特定の機関の現金資金および年金プール基金に対する年次税を免除している。年金プール基金に関しては、SIF法は、(2010年12月17日法とは異なり)年金制度向けのクラスに対しても免税の利益を認めることを新たに取り入れた。小規模金融機関への投資を主な目的とする専門投資信託および複数のコンパートメントを有する専門投資信託の個別のコンパートメントも、年次税を免除される。

SIFsの受取所得および実現キャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIFsには、設立または定款の変更の登録に関する75ユーロの固定登録税が課される。

付加価値税に関する留意事項については、上記2.6.4を参照されたい。

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

ロゴ・マーク図案を使用することがある。

目論見書の使用開始日を記載することがある。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがある。

「モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドである米ドル・ファンド（以下「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド証券」といいます。）に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」との記載。

「EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp>)でもご覧いただけます。」との記載。

「この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」との記載。

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年12月25日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月26日にその届出の効力が生じております。」との趣旨を示す記載。

「ファンドの受益証券の価格は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。」との趣旨を示す記載。

「ご購入に際しては本書の内容を十分にお読みください。」との記載。

- (2) 目論見書のファンドの目的・特色に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、2 投資方針」の主要内容を要約した以下のファンドの特色を記載することがある。

ファンドの特色

- ・ 米ドル建てで高格付け(A格以上)の短期金融商品に分散投資し、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を行うことを目的とします。
- ・ 米ドル建ての国債(財務省証券等)、格付けの高い債券、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書(CD)等の短期金融商品(満期まで397日以内)を中心に投資し、高い流動性を維持します。
- ・ 米ドルベースの加重平均満期を通常60日以下とし、加重平均残存年限は120日を超えません。
- ・ 投資信託に対する投資を行う場合には、短期マネー・マーケット・ファンドに限定します。
- ・ ファンド資産の50%超は、金融商品取引法に定める有価証券(ただし、同法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に投資されます。
- ・ ファンドは、欧州証券規制当局委員会(CESR)のガイドラインの定めにより短期マネー・マーケット・ファンドとみなされます。
- ・ 毎日分配を行い、毎月最終取引日に再投資します。

- (3) 目論見書の分配方針に以下の項目について記載することがある。

「前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載。

- (4) 目論見書の運用実績に以下の項目について記載することがある。

「ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。」との記載。

- (5) 目論見書の運用実績に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、5 運用状況」の情報の一部をグラフ等を用いて記載することがある。

- (6) 目論見書の手続・手数料等に以下の項目について記載することがある。

「当該手数料等の合計額については、運用状況により変動し、また投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。」との趣旨を示す記載。

「税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。」との趣旨を示す記載。

- (7) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1 表面

a ファンドの名称

b 表章口数

c 管理会社および保管受託銀行の署名

d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Société Anonyme)である旨の表示

e 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2 裏面

記載なし

(参考邦訳)
監査報告書

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの受益者各位

我々は、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの2015年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約および財務書類に対するその他の注記から構成される添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当財務書類の作成および公正な表示について、および不正によるか誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制について責任を負う。

公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)がルクセンブルグに採用した国際監査基準および米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、状況に適した監査手続を計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではない。したがって、我々がかかる事項について意見を表明するものではない。また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの2015年8月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従い、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の監査基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討された。したがって、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ
代表

ルクセンブルグ、2015年11月24日

[署名]

ヴァレリー・アーノルド

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY

We have audited the accompanying financial statements of MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY, which comprise the Statement of Assets and Liabilities and the Schedule of Investments as of August 31, 2015 and the Statement of Operations and the Statement of Changes in Net Assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” and in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we comply with ethical requirements and we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of MORGAN STANLEY MONEY MARKET FAMILY as of August 31, 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the auditing standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, November 24, 2015

Valérie Arnold

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

（参考邦訳）

公認企業監査人の報告書

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー株主各位

R.C.ルクセンブルグ B29 193

セニंगाーバーグ L-2633

トレヴェ通り6B番

株主による我々の任命に従って、我々はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当年次財務書類の作成および適正な表示についてならびに不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない年次財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役会によって決定される内部統制について責任を負う。

公認企業監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に関する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会 (*Commission de Surveillance du Secteur Financier*) によりルクセンブルグに採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、年次財務書類に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、年次財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続を計画するために、事業体の年次財務書類の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に合致して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2014年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・オーディット、公認監査事務所

マルティン・フローネ 公認企業監査人
パートナー

ルクセンブルグ

2015年5月13日

[次へ](#)

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

To the Shareholders of
Morgan Stanley Asset Management S.A.
6B, route de Treves
L-2633 Senningerberg
R.C. Luxembourg B 29 193

Following our appointment by the shareholders, we have audited the accompanying annual accounts of Morgan Stanley Asset Management S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2014, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Managers' responsibility for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé (continued)

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Managers, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Morgan Stanley Asset Management S.A. as of 31 December 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Martin Flaunet, *Réviseur d'entreprises agréé*

Partner

Luxembourg

13 May 2015

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。